

大蔵委員會議録 第三十四号

昭和三十七年四月二十日(金曜日)

午前十一時三十一分開議

出席委員

委員長 小川 平二君

理事 嶋田 宗一君 理事 黒金 泰美君

理事 細田 義安君 理事 毛利 松平君

理事 山中 貞則君 理事 有馬 輝武君

理事 平岡忠次郎君 理事 堀 昌雄君

伊藤 五郎君 宇都宮徳馬君

大久保武雄君 岡田 修一君

金子 一平君 久保田藤麿君

正示啓次郎君 田澤 吉郎君

津雲 國利君 永田 亮一君

濱田 幸雄君 藤井 勝志君

古川 文吉君 坊 秀男君

吉田 重延君 田原 春次君

戸叶 里子君 広瀬 秀吉君

横山 利秋君 春日 一幸君

出席國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

出席政府委員

總理府事務官 八巻淳之輔君

(恩給局長) 外務政務次官 川村善八郎君

外務事務官 安藤 吉光君

(アメリカ局長) 外務事務官 中川 融君

(条約局長) 大蔵政務次官 天野 公義君

大蔵事務官 石野 信一君

(主計局長) 大蔵事務官 谷村 裕君

(主計局長) 大蔵事務官 上林 英男君

(主計局長) 大蔵事務官 平井 勉郎君

(主計局長) 大蔵事務官 平井 勉郎君

(主計局長) 大蔵事務官 平井 勉郎君

(主計局長) 大蔵事務官 平井 勉郎君

(主計局長) 大蔵事務官 平井 勉郎君

(主計局長) 大蔵事務官 平井 勉郎君

(主計局長) 大蔵事務官 平井 勉郎君

大蔵事務官 宮川新一郎君

(理財局長) 大蔵事務官 大月 高君

(銀行局長) 大蔵事務官 岩尾 一君

大蔵事務官 大蔵事務官 岩尾 一君

(主計局長) 大蔵事務官 鈴木 喜治君

大蔵事務官 大蔵事務官 鈴木 喜治君

(理財局長) 大蔵事務官 鈴木 喜治君

大蔵事務官 大蔵事務官 鈴木 喜治君

(理財局長) 大蔵事務官 鈴木 喜治君

大蔵事務官 大蔵事務官 鈴木 喜治君

(理財局長) 大蔵事務官 鈴木 喜治君

大蔵事務官 大蔵事務官 鈴木 喜治君

(理財局長) 大蔵事務官 鈴木 喜治君

大蔵事務官 大蔵事務官 鈴木 喜治君

(理財局長) 大蔵事務官 鈴木 喜治君

大蔵事務官 大蔵事務官 鈴木 喜治君

(理財局長) 大蔵事務官 鈴木 喜治君

大蔵事務官 大蔵事務官 鈴木 喜治君

(理財局長) 大蔵事務官 鈴木 喜治君

大蔵事務官 大蔵事務官 鈴木 喜治君

(理財局長) 大蔵事務官 鈴木 喜治君

大蔵事務官 大蔵事務官 鈴木 喜治君

(理財局長) 大蔵事務官 鈴木 喜治君

大蔵事務官 大蔵事務官 鈴木 喜治君

(理財局長) 大蔵事務官 鈴木 喜治君

大蔵事務官 大蔵事務官 鈴木 喜治君

(理財局長) 大蔵事務官 鈴木 喜治君

大蔵事務官 大蔵事務官 鈴木 喜治君

(理財局長) 大蔵事務官 鈴木 喜治君

大蔵事務官 大蔵事務官 鈴木 喜治君

(理財局長) 大蔵事務官 鈴木 喜治君

大蔵事務官 大蔵事務官 鈴木 喜治君

(理財局長) 大蔵事務官 鈴木 喜治君

大蔵事務官 大蔵事務官 鈴木 喜治君

(理財局長) 大蔵事務官 鈴木 喜治君

大蔵事務官 大蔵事務官 鈴木 喜治君

○小川委員長 これより會議を開きます。

昭和三十七年度における旧令による

共済組合等からの年金受給者のための

特別措置法等の規定による年金の額の

改定に関する法律案、及び外国為替銀

行法の一部を改正する法律案の両案を

一括して議題といたします。

質疑の通告があります。これを許し

ます。広瀬秀吉君。

○広瀬秀吉委員 旧令による共済組合

等からの年金受給者のための云々とい

う大へんフル・ネームの、長い法律案

でございますが、要するに今回の法律

等の趣旨は年金受給者の年金算定の基

礎となる仮定俸給を、たしか昭和三十

四年と思いましたが、それ以上上げて

いなかつたものを今回一万五千円ペー

スから二万円ペーにする、また障害

関係の年金では二万四千円ペーにし

よう、こういうことでありますが、まず

第一に、大体において公務員なりある

いは公共企業体なりの現在の給与ペー

スは、それから仮定俸給表における給与

ペーは、私の比較、対照したところ

では少なくとも六年以上のおくれがあ

ると見ておられるわけですが、その

点について当局としてはどのようにお

考えになっておられるのか。今度引き

上げましても、なおかつ相当なおくれ

というものはさして縮まっていな

いという工合に考えるのですが、それ

らの点について一つ見解をお聞かせい

ただきたいと思ひます。

○谷村政府委員 ただいま広瀬委員御

指摘の通り、今回の本件の改正は恩給

法の改正と相俟って行なうものでござ

いますので、主体は恩給の方について

考えられたわけでございます。そうし

まして、またたいたいまおっしゃいまし

た通り現在の公務員の給与水準ペー

スと恩給あるいは年金等の算定の基礎に

なっております仮定俸給との間にはズ

レがございます。それが、ただいまか

りに本提案のごとくいたしましたも

昭和三十四年度程度のペーになるわけ

でございます。従ってそういう点で

は三年、さらに改正前で言えはもう少

し高い――六年と言われまじましたが、正

確に六年であるかどうかと記憶

いたしません。確かにズレがございます

す。しかしながら恩給というものの考

え方あるいは年金というものの考え方

は、必ずしも公務員の給与ペーが現

にある水準まで恩給受給者なり年金受

給者なりの方々のペーを常にパレ

ルに持つていくというふうな考えてお

るわけではございませんので、現実の

公務員の給与ペーとこの恩給の公務員

の職務並びにその職務の内容等に依

て適切な社会生活を営むために支給す

るといういわば報酬的な建前ござい

ます。恩給あるいは年金と申しますも

のは、いわば広義における社会保障的

な考えから一定の生活に事欠かないよ

うにしよというところであります。し

も常にパレレルであるということでは

はないと思ひます。しかしそこにある

程度の社会的な、経済的な考え方から

見た関連性と申しますか、そういうも

のはあろうかと存じます。

○谷村政府委員 確かにただいま広瀬

委員 今、後段にお答えに

なつた面については、いろいろお聞き

した議論をすれば果てしない議論がで

きるところだらうと思ひますが、し

かしながら旧令共済組合あるいは恩

給法時代、こういうようなものが一体

どういう性格を持つておつたのか、当

時まだ社会保障という明確な概念に基

づいてこういうものが設定をせられた

というものでなかつたと思ひます。

しかもいろいろ給与のあと払いである

とか、あるいはいわゆる恩給の場合に

は、陛下に対する不定量の忠誠の義務

というようなものに対してあとからそ

の者について何らかの形で生活のめん

どうを見てやるという恩恵的な、特惠

的な要素というものもあつたと思ひ

ますが、そういうような本質という

ものは旧令共済あるいは恩給の場合ど

のようにはこれは若干差はあろうと思

ひますが、当時の身分の差に基づ

いてそういう制度がいやおうなしに二

つに分けられて利用されておつたわけ

であります。そのようなことについて

どのよう理解をされておられるのかと

いうことを伺つておきたい。

○谷村政府委員 確かにただいま広瀬

委員の仰せの通り、かつて恩給とい

うものの中心をなしておりました考

え方は、官吏の特殊な職務の体系に基づ

き、その在職中の労苦を退職後にお

いて報償しておくと同時に、また官吏

生活中におけるいわば、言葉は悪く

ございますが、しつかりした生活をちや

んとやれという意味があつたかと思

ひます。

ます。その關係は恩給であらうと共済組合であらうと、まあ共済組合の方には若干それよりいわゆる共済的な色彩があつたかと存じますが、少なくとも年金に關する限りは大體似たような考え方であつたかと思ひます。一番この性格がはつきりと變つて参りましたのは、戦後にいわゆる軍人恩給の形において恩給の大部分を軍人恩給が占めるような形になり、しかもその軍人恩給についての考え方と申しますものが、いわゆるかつての軍部官吏に対する恩給というよりも、軍人遺家族に対する処遇、經濟的に何かしてやらなければならぬという問題として實質的には恩理解されておりながら、形式的には恩給という形になつてゐるところに非常に大きな問題があつたところと思ひます。そこでただいまのいわば恩給についての見方と申しますのも、軍官あるいは旧雇用人というようなものと軍人遺家族というようなものの考え方と本質的にはいろいろ問題があろうかと思ひます。これは確かに先生おっしゃる通り議論し出すと非常にむずかしい問題だと思ひます。しかし現實に今の時点で考えますと、われわれ一般の公務員は新しく共済年金制度に切りかわつており、いわば恩給というものもあるいは旧令共済というものは、過去の経過過渡的な問題の整理と申しては悪うございしますが、過去の問題からのつながりとして実は考えておるわけでございります。そういつた意味で、先ほど私が申し上げましたように、必ずしもいわば昔の天皇の官吏としての恩給的な考え方ではない、しかしながらまた今の共済年金的な考え方でもない、いわばその中間をいくようなところで妥協的に

処理されている問題ではないか、かように考えているわけでございます。

○広瀬(秀)委員　その本質論についてここでやるのは主眼ではありませんから、その程度にしておきますけれども、公務員の給与ベースそのものと仮定俸給のベースとを比較しようという考えは私は毛頭ないのです。もちろんそれは労働に対する現時点における対価だという観点からすれば、それはもう比較すべきものではない。しかしながらそれは同時に、今日その給料をもらつておつて定年に達してやめるのをうことになりますれば、その給料がそのままやはり共済年金の算定の基礎になるとという関係は厳然としてあるわけでありまして。そういうような点から比較いたしましたして、現在やめる、それから旧令の最後のころでやめたといううな人の最後ののバランスというものをみてみますと、たとえば、これは実際にある例を幾つかあげますけれども、三十五年勤続をいたしました国鉄の運転掛という、これはヤード、駅で旗を振つてゐる人です。これが旧令の年金時代にやめた、三十五年勤続、それで八万六千二百円の年金を今もらつておるわけであります。ここ二、三年のところでやめた新法適用者は十七万一千八十三円。それから整備掛、これは客貨車などの清掃などをしている人たわもですが、これが二十年勤続で、旧令によるものが四万三千二百円、新法の組合に十万一千九百四十三円、それから線路工手、世間では線路工夫といつておりますが、二十五年勤続で四万一千六百円、新法では八万一千七百五十一円。工場で機関車、客貨車を直したりしている人、これが六万二千四百円、

新法では十三万九千八百九十二円、これは現実にある数字であります。しかも、できるだけ新法に移向する直前あたりのところをとって見ておるわけですが、こういう開きがあるわけです。大体半分以下だという現実が出ています。今日恩給法が遂次改善をされてくる、あるいは戦傷病没者等の援護法というよりなものが逐次改善をされてくるというよりなこと、やはり生活を保障しても、その間に年金受給者が何ら責任がなくて物価がどんどん上がる、賃金が上がるといふようなことで、当時としては、これは旧今年金法の適用を受けておるよりな人たちが、たとえば八万六千円というよりなのは、これはかなり当時といたしましてはどういうかやっていた。老人夫婦二人生きていくにはどうやらやっていたといふよりなところだった。ところが現在ではもう十七万一千円という倍になっても、ちょっとむずかしいといふよりな状況もあるといふよりなこと、うなベース改訂といふよりなものも行なわれてきていると思うのです。そうだとすれば、やはりできる限りこれらを近づけていくといふ努力は当然な考えられてしかるべきだと思うのです。そういう意味で、今度引き上げられたのはけっこうなんです、まだその引き上げの幅――私は完全に一致しろ、同一水準に持っていけといふところまで言おうとは思いませんけれども、もう少し引き上げの幅を大きくしてもよかつたんじゃないか、このような気がいたすわけでありませう。従つて、この際

字をちよつと伺つておきたいのです  
が、今までの旧令共済の年金の総平均  
というより、なものがおわかりになつて  
おりましたら、それを一つお示しをい  
ただきたいわけなんです、その点お  
わかりでしょうか。

○平井政府委員 旧令共済の年金受給  
者の平均額は、現行で平均いたしまし  
て六万三千円程度であらうと思いま  
す。

○広瀬(秀)委員 大体六万三千五百円  
ぐらいだろう、これは参議院におい  
ても、たしか恩給局長が六万三千五百円  
という答弁をされておるのですが、大  
体そんなところですか。それで新法移行  
後のやつが大体どのくらいになるか、  
これの平均をとつてみられたことがあ  
りますか、公企体なりあるいは新法適  
用者の平均給与額。——それじゃそれ  
はあとでけっこうです。それでこれはた  
い谷村次長にお伺いしたいのですが、生  
活保護基準というより、なものの逐次引  
き上げられて参つておりますが、ただ  
いまあげられた大体六万三千円ぐら  
いだろうという、これを十二分いたしま  
すと、月額五千二百九十円、こういう  
ことになるわけでございますね。それ  
で生活保護基準の場合には、これは男  
女で若干の差はございますけれども、  
生活保護を受ける老人が二人おつたと  
いたしますと、二人で四千四百五十  
円、第二類のものとして千三百八十五  
円がプラスをされて五千七百九十円に  
なる。これは今度の引き上げ以前の数  
字であります。そのほかに季節加算な  
どもあります。季節加算があれば千六  
十五円さらにつけ加わる。そういたし  
ますと、生活保護法の基準で生活保護  
を受ける老人夫婦がおつたといしま

すとこれは六千八百五十五円になる。季節加算を抜いても五千七百九十円ぐらいになる。これは上が前のであります。今度上げればもつとなるわけでございます。さらにこれが七十才以上になれば、二人分で千五百円というものがつけ加わりまして、八千三百五十五円ということになるわけであります。ところが、二万四千円以上の公的年金を受ける者は、今までの法律ですと、これは今度若干変わっておるかと思ひますが、それ以上の年金をもらつておる場合には福祉年金は併給されない。生活保護法の場合には福祉年金がその上にもらえる、こういうことになります。共済年金で平均額以下のものが相当おるわけですね。平均で六万三千五百円、月額で五千二百九十円。そうなりますと一般的な比較においても六千八百五十五円、五千二百九十円。さらに七十才以上になって福祉年金を併給されるということになりますと、八千三百五十五円ですから、約三千円以上の開きが出る、こういうようなことも現にあるわけでございます。今度生活保護法の基準額も引き上げられた。そしてこの年金の方も若干引き上げられることになる。この間においてこういう生活保護法適用者よりも低い年金を受ける者がなお相当あるのだから、こういうように私は数字的に推定をするわけですが、そういう關係についてどのように考慮されて、どういう数字の比較になるだろうか、この点についておわかりでしたら答えていただきたい。

○谷村政府委員　正確に数字をあげるわけにもいかないのです。記憶もあまりはつきりいたしておりませんし、書

いたものもございせんのでお許し  
いたしたいと思ふのでござい  
ます。考へ方といたしましては、旧令共  
済であれ、あるいは恩給であれ、ま  
た、ただいまわれわれがもうこと  
になつております新法による共済年金で  
あれ、あるいはまた一般勤労者に対し  
て支給されることになつております厚  
生年金であれ、一般的の意味において  
広い意味での公的年金の水準がどうい  
うふうにあったらよろしいかという問  
題であらうかと思ひます。そして、そ  
ういった一般的の意味における公的年  
金の中にも、すでにしばしば御指摘を  
いたしておるがごとく、国民年金に  
おいてはどうであるか、あるいは厚生  
年金はまだ低きに過ぎないか、逆に一  
般の公務員の年金はそれに比べたら厚  
遇され過ぎてゐるのではないかと等々い  
ろいろな御意見があるわけでございま  
す。そしてまた、かような公的年金全  
体と社会保障における最低の線を画す  
ような意味における生活保護基準、  
これとの関係もしばしば議論される通  
りでございします。私どもの考へ方とい  
はしましては、年金等は二つの内容を  
持つておりまして、一つは、確かに国  
民全体を通ずる老齢になつてからの生  
活の保障を与える老後保障的な意味の  
もの。そしてそれは生活保護体系にお  
ける生活保護費等よりはもう少し高い  
程度のものであるだらう。しかしなが  
ら、第二に、一般の年金の中には、長  
い間勤労生活をやつてきた間のいわば  
社会的な蓄積として、一般的な蓄積の  
見返りとして与えられる部分もあるだ  
らう、そういうふうな二つの色合いが  
あるかと思ひます。一般の  
年金的な考へ方と申しますものは、そ

れが生活の最後のさきえにならなけれ  
ばならぬかどうかということになつて  
参りますと、私は、御説の通り、確か  
に最低の線を見なければならぬ点が一  
つあるかと思ひます。それが今の生活  
保護に対して低いではないかというふ  
うなお話がございますけれども、これ  
は現実個々の問題について見なけれ  
ばならぬと思ひます。年金額でしか暮  
らさういふ程度の、年金だけでしか暮  
らしができないのだ、ほかに何らの取  
入源がないという方があるとしました  
ら、それは年金でもつてカバーすべき  
か、生活保護でもつてカバーすべきか  
という現実の問題がございします。し  
ながら、一般的に、御指摘になつた  
ような意味において、少なくとも公的  
な年金がカバーすべき水準と申しま  
すものは、生活保護費水準よりは若干高  
いところであつてしかるべきだ、さよ  
うな考へ方でおります。さうな意味  
合ひにおきまして、現実の俸給水準に  
はとも直ちに追いつくというわけ  
はございせんが、逐次さういつた面  
の改訂というものは行なわれること  
になるものだらうと思ひます。

○広瀬(秀)委員 いろいろお答へいた  
だいたわけですが、旧令共済の中でやめ  
られた人たちは、敗戦、物価高騰、消  
費物水準でも大体三百五、六十倍に  
なつておるわけでありまして。さうい  
うことになりまして、戦前年金の裁定を  
受けた当時は老人夫婦がどうにか肩身  
の狭い思いをしなくても生きていける  
程度の水準であつたはずで、それが  
その後の状況の変化によりまして、も  
ろ老人二人が生きていく半分に足り  
ないような現実が出てゐる。当時の賃

階価値がさういふ状態であるが、旧令  
時代にやめた人は、世の中が變つて  
も、どうにか昔と同じような水準で老  
後の生活ができるという期待権を持  
つて、共済組合の掛金も喜んでかけて長  
期間お国のために働いてきたわけ  
です。さういふ観点から考へるならば、  
今次長官の答への中にも、最低保障の面  
を何らかの形で考へる必要があるでは  
なからうかという御意見があつ  
たわけでありまして、さういふ点をよ  
り一そう比較検討いたしまして——と  
にかく旧令年金受給者が今どうも納  
得いかな、割り切れないという気持  
の最大のものはさういふ比較にあると  
思ひます。生活保護世帯よりもわれわ  
れはもっとひどいといひおるわけ  
です。従つて、さういふのを解決するた  
めに今後一そうの努力をしていただき  
たいと思ひます。

次に質問を移します。今度の改定で  
は、全額引き上げを三十九年の七月に  
延ばしてゐる。今年の十月からはその  
半分しかやらない、こゝろいふのですけ  
れども、先ほど次長が認められたよう  
な状況にあるとするならば、そしてま  
た、私があげたように新法適用者との  
間に非常に大きなアンバランスがある  
のですから、せつかくこゝろいふ法律の  
改定をされる親心があるならば、その  
半額を三年ばかり先に延ばしていくと  
いうようなことをなさらずに、全額今  
年の十月からやつていくといふような  
ことにとりかゝつてはどうか。こ  
れはどういふところに原因があつたの  
か。形式的な答へとして、恩給法や援  
護法との関係がありまして、大蔵省は金  
を握つてゐる総元締めですから、それ

の点についてどういふ事情があつたか  
を伺つておきたい。

○谷村政府委員 広瀬委員が御自分の  
方で先に言つておしまひになつたので  
ちよつと答へにくくなつたのでありま  
すが、確かに恩給の方の処理の仕方と  
平仄を合わせたわけではございします。も  
し旧令共済のみであれば、金額もさほ  
どなものでございせんし、またそ  
れだけ取り出してこの際特にそれだけ  
のことをする必要があつたかと言われ  
れば、それは考へようかと思ひます。  
しかしながら、今回旧令共済等を通じ  
て全体として過去における既裁定者の  
仮定俸給ベースというものが少し低  
なつてきてしまつたから、この際引き  
上げようといふときに、一時に巨額の  
財政負担になるということ、それか  
らやはりこの際お気の毒な方をとにか  
く早くして、その場合に少し待つてい  
ただけの方には、逐次それを及ぼして  
いくことで段階的にやらしていただ  
いた方が、財政負担としてもなだらかに  
いくし、社会均衡と申しますか、さう  
いふ点からいつても、その程度の調整  
ならば御了承いただけるという考へ方  
をもちまして、一番お気の毒な方から  
とりあえず手をつけていつて、三年が  
かりでやる、こゝろいふような考へ方  
をとつたわけではございします。別の面から  
考へますならば、確かにおっしゃ  
通り、直すならすぐ直したいといひ  
ないかといふこともございしますけれ  
ども、しよせんかような問題はすべて  
程度で、段階的に処理していかなけれ  
ばならぬようなものも持つております  
ので、その点はさうに扱つたわけ  
でございします。

○広瀬(秀)委員 恩給法の改正、それ  
から本法律案と両方を通じまして、

もし全額今年度からやつたとしたなら  
ば、今年度はどのくらいふえて、さら  
に平年度ではどのくらいになるか、そ  
の総額についてお聞きをいたしたいと  
思ひます。この旧令共済の方だけで  
すと、こゝろは五千万くらいだらう、  
平年度でいけば二億程度になるのじや  
ないかといふようなことをいわれてお  
るわけですが、恩給法と両方全部ひ  
くるめましてどのくらいの追加資金が  
必要なのか、平年度と今年度について  
数字をお伺ひいたしたいと思ひます。

○谷村政府委員 ちよつと今正確な数  
字を私記憶いたしておりませんが、大  
体、いわゆる平年度化した場合のこと  
を考へればよろしいわけではござい  
ます。記憶いたしておりましたところ  
で申し上げますと、恩給は、今回の措置  
の平年度化した場合の金額は、約三百  
億を若干上回る程度で金額であつたか  
と思ひます。それから旧令共済関係で  
追加になります分が、旧令特別措置法  
による年金分が約一億九千万、八幡  
の方の金が千七百万、旧法による年金  
が一億三千四百万、計をいたしますと  
三億四千万くらいであらうかと思ひま  
す。恩給の方が非常に大きな金額で  
あつたように記憶いたしてあります。  
恩給の方だけがもう少し正確に調べさ  
していただきたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 恩給期間分の追加費  
用を含めて約二十億程度だといふこと  
ですか。大体そんなところじゃないの  
ですか。三十七年度分については、平  
年度はもうちよつとよけいになるはず  
ですが、三百億といふふうな大きな数  
字には私はならぬと思ひますが、そ  
のあたりの点、概算でもいいですか

ら、もう少し近い数字を示していただきたい。

○谷村政府委員 今おっしゃいましたのは、一般の軍人恩給までも含めての、今回の恩給の改定の平年度化した場合の金額は幾らかと言われている意味でございますか。

○広瀬(秀)委員 そうです。

○谷村政府委員 それであつたら、かなり大きな金額、少なくとも私が申したような金額になるものだったと記憶いたしております。

○広瀬(秀)委員 いずれにしまして、ベースが非常に低いということでも、ベースが非常に低いということでも、今度やつてやろうということをやつた。しかしながら、引き上げ額の二分の一しかとりあへずことしの十月からはやらないのだ。そして引き上げ分が満額支給されるのは三十九年の七月。三十九年の七月になりますと、一万五千円ベースというものを公務員の給与ベースと比較いたしますと、大体六年ぐらゐおくられておるのじゃないか。三十三年当時だと思ふんですが、そういう状態になる。それで今度三年ぐらゐ期間を縮めて、三年ぐらゐの差に追いついた。そしてそれが三年先になつて完全に実施されるそのころには、また大体六年ぐらゐの開きになる。大体六年ぐらゐの開きを追つかけていゝという状態から一歩も前進しないのではないか。これは財政需要というものは非常に増大することになるわけですから、そういう新法よりも非常に不利な取り扱いを受けておる者に対して、今度若干の改正をしてやろうというわけですから、この程度は何とかもつと、今すぐこれをどうしろということも言つても無理な相談でございます。

さいいますけれども、これをもつと期間を早めて、引き上げ額の全額が受給者に入つていくような措置というものを幾分でも、三十九年の七月をもつと前に持つてくる、こういうような努力というものは私はなされてしかるべきじゃないかと思ふんですが、そういう若干の考え方、そのあたりは弾力的にやがて法改正というよりなことも考へてやろうとなさるゝ気持があるかどうか。この点だけ一つ聞いておきたい。

○谷村政府委員 その点は恩給の方と実は関連いたしまして、主として恩給の方ににつきましてさうな措置を考へるかどうかという問題になるかと思ふのでございまして、ただいまのところ私どもといたしましては、今般提案いたしておりますような考え方、外理していくので、御了承いただけるものと思ひ、今先生のおっしゃつたような意味での手直しをすることは考へておらないのでございまして。

○広瀬(秀)委員 次長がそういう答へをされることは非常に私どもとしては遺憾なんです、いずれこれは法律改正を待たなければできないことではございますから、今後とも一つどうかたくなにならずに、とりあへず今出しているものをやがて直しますというところは言いくい立場かと思ひますけれども、気持の上では私どもが言うことはわかるだらうと思ふのです。そういう方面で一そう一つ繰り上げて、できるだけ早い機会に、一年でもいいから早い機会にやれるように措置をされること、このことを強く要望だけきようの段階ではいたしておきたいと思ひます。

それからもう一つは、公務による障害年金、一級から六級までの等級の最低保障額が今度もまた引き上がったわけでございますが、昨年の十一月に出た国民生活白書ですかによれば、大都市勤労世帯の平均収入は四万八千九百五十円、こういうふうに出ております。毎月勤労統計によれば、もうこの数字は約四万五千円に上がつてゐるわけですから。そして消費支出も、三万一千二百七十六円、白書によりまして大体そういうことになつてゐる。これも今ではもう三万五千円くらいになつてゐるのではないかと、いろいろに思ふわけですが、今度の障害年金の最低保障額におきまして、十七万一千円から二十三万三千円ですか、こういうふうに引き上げられることは大へんけっこうでございまして、これもやはり、一級で二十三万三千円ということになるわけでありまして、これに三万一千円プラスされまして、二十六万四千円。これは障害の程度からいつて全然働けない、全く働けない、しかも介護を要する、こういう者であります。家族にゆるいのいわばやつかい者のなにもならざるを得ない障害を受けた等級であります。こういう人たちが二十六万四千円、これを十二で割りましたも二万四千円、これを十二で割りましたも二万四千円、これにしかならないわけなんです。しかも一家の主人であつて、本来ならば家族を養つて子供たちを学校にも出さなければならぬ、そういう世帯主としての一切の責任を負わされておる、そういう状態にある者が、今申し上げたような今日の勤労者の収入の実態、あるいは家計支出の状態から見まして、引き上げ額が著しく低いじゃないか、やはりこの点についてもまだ非常に不足

しているのじゃないか、こう思われるのですが、特にこういう一級、二級と能力が全くないという人たちに對する引き上げ率というものは、もう少し何らかの配慮があつてしかるべきではなかつたか、こういうふうに思ふのです。が、その点についてもお答えいただきたい。

○平井説明員 御承知の通り障害年金の基準につきましては、大体恩給の考え方と同じ考え方になつてゐまして、これとバランスをとつてきめておるわけでございます。沿革的に申しますと、昭和二十八年の法律第六十号による改正の際に、其の四級障害者、今回でございまして十萬七千円という年額になりましたが、この四級障害者で恩給の三項に該当する者について、其の四級と三級との中間の金額をもつてその年金額とせられたのであります。これは當時の国会修正でさういふふうになつております。従ひまして、こういう考へ方を基礎として恩給とバランスをとつて、それぞれ恩給の何項に何級に当たるかという考へ方でも金額を決定いたします。前回の昭和三十三年法律第六十六号による改正の際にも同様の措置をとつて参つたわけでありまして、今回また同じような考へ方をとりまして、十五萬一千円と十萬七千円、このバランスを考へてきめたというふうなことになるわけなんです。十五萬一千円がこちらの三級でございまして、その四級が十萬七千円、それを足して平均いたしましたのが十二萬九千円、つまり恩給法の方の三項と同一になる、こういうふうな考へ方でありまして、従ひまして、この一級、二級

の問題も含めまして、全体として恩給の考へ方が妥当であるかどうかという問題に歸着するのではないかと考へております。

○広瀬(秀)委員 時間があまりないので、この程度にとめておきますけれども、この点もやはり先ほどの問題と同じ問題でございまして、より一そう深刻な問題だと思ひます。国鉄等におきましての事故は大いゝ両足を奪われるとか、相当な重傷などという者も非常に多いわけでありまして、そういう人たちが大へんな苦勞をしておるといふ現実を私ども直接見たり聞いたりして、非常にさういふ人たちの苦しい生活の実態というものを知らされておるだけに、この問題についてももう少し前進した配慮というものを、この点も強く要望をいたしておきたいと思ひます。

次に問題を移します。今度の法律案の第三條の二項に「その者又はその遺族の請求により、云々」ということがありまして、今度のベース改定による年金額の改定というものの手續が本人の請求または遺族の請求というふうになつておるわけでありまして、この点について、こういう法律が通つたというのを片ひなかに住んでおつてなかなか知らされなかつたという場合もあろうかと思ふのです。それでこの請求を待つてというところは、法律の条文としての常識的な書き方かも知れませんが、しかしながら、さうではなくて、さういふ改正があつたということ、それだけの扱つておる共済組合等においてむしろ進んで、さういふ受給権者がわかつておるから、全部把握されておるわけでありまして、今度こ

ういう手続をとって下さいということ  
を積極的に周知徹底させる手段という  
ものをお考えになっておられるか、  
そういう内面指導等をなさろうとする  
か、またはなさっておるか。この点を  
はつきりしないと、請求しなかったの  
だから、権利の上に眠っておったの  
からこれは仕方がないのだ、お前の自  
業自得だという気持はなからうと思  
いますが、それについて手ばかりがあ  
つてはならぬと私は思いますので、そ  
の点適用漏れのないようなどという配  
慮と措置をなされるつもりがあるか、こ  
の点を一つたておきたいと思いま  
す。

○谷村政府委員 まことに適切な御指  
摘でございます。ここに書いてござ  
います本人の請求または遺族の請求に  
よりというの、支給の手続の形式的  
な問題として法律上書いたものでござ  
いまして、実質的にはもちろんそれぞ  
れの組合は現在の受給者もわかつてお  
ることでもございまして、ただいま仰  
せになりましたような意味において十  
分その間の周知徹底に遺漏のないよう  
にして、せっかくの法律の改正の意味  
があるようにいたすのは当然かと存じ  
ます。お言葉のように十分努力いたし  
ます。

○広瀬(秀)委員 それでけっこうで  
ございます。

次に、今度の法律案で一番大きな問  
題は、旧令共済の適用者が二万四べ  
スになり、あるいは障害等の場合には  
二万四千ベースになるといふことな  
んですが、新法施行後において二万円  
以下の裁定を受けておる受給権者とい  
うものは相当あるわけでありまして、そ  
ういう者に対してこの準用が排除され

ておる、この点に非常に問題点がある  
わけでございます。これは均衡の問  
題といたしまして当然考えられてしか  
るべき問題だと思ふのですが、今度の  
法律でできないとするならば、共済組  
合の新法の改正なり何なりというもの  
を同時に提出しなされてやるべきだろ  
うし、これができなかったという理由  
についてまず一つ伺ひしておきたい  
と思ひます。

○谷村政府委員 ただいまおっしゃ  
いました点は、いわゆる新法になりまし  
てからの共済組合年金既裁定者、また  
あるいは今後において裁定を受けるで  
あらうと思はれる者と、本件を旧令だ  
け恩給との関係において改正してお  
ります点でアンバランスが起つてお  
り、あるいはまた将来において起る  
のではないかと問題であらうかと  
存じます。御承知のように新法、いわ  
ゆる新しい共済組合というものの考え  
方は一種の保険主義に基づきまして、  
相互に退職年金を積み立てていくこ  
と、それから使用者である国あるいは公  
体もそれに対して出さう、公権力の主  
体であるところの国あるいは公企業  
もそれに対して何かしかをださう、  
そういう形でやっております。恩給  
並びに恩給的色彩を多分に有してお  
りました旧令共済とはその本質と申し  
ますか、性格が違ふといふふうに実  
は考へておたわけでございます。この  
ことは、この新共済組合法以降、ある  
ことは立法のときにも十分御議論があ  
つたことと私も承つております。そこ  
で、先ほどからだんだん御指摘の通  
り、われわれ給与ベースといふものが  
上がつて参ります。上がっていくと一  
般官吏なり公務員なり、あるいは公企

体職員の現実の生活の水準が上がつて  
いくのに、既裁定者の年金というもの  
は、一たんきめられてしまつたら、そ  
れでおしまひなのかという問題になる  
わけでありまして、これは他の一般の  
公的年金と同様、やはり経済情勢を見  
て、常に必ずしも給与ベースにスライ  
ドするといふわけではございせん  
が、やはり適当なときにこれを改定し  
ていくという筋合いのものであらうか  
と思ひます。

少し余談になりますが、最近  
はここ一年、二年非常に大きな給与  
ベースの改定がございましたためにそ  
れが非常に目立つわけでございます。昭  
和二十九年の水準から今回の三十四年  
までの間を見てみますと、あまり大き  
な給与ベースの改定が実はその当時な  
くて、これはわれわれの全体としての  
国民所得が伸び、給与水準といふもの  
が上がつて参りましたときに、年金と  
いう形におけるいわば給付をどの程度  
に是正していったらいいかという問題  
でございまして、非常に極端なことを  
申しますと、またこの十月ごろ給与改  
定がありそうなきがするといふことに  
なりますと、十月の前になつてきます  
と、みんなやめないうで給与改定でき  
ちゃつてからやめた方が得だといふこ  
とで、みんな給与改定待ちでもつてい  
つまでたつて退職しないといふとい  
う格好になつたりすることもございま  
すし、給与ベースと退職年金との関係  
といふことは非常によく考えなければ  
ならぬ問題だと思ひます。そんな意味  
におきまして、今先生の御指摘になり  
ましたような意味で、新法になりまし  
てからの年金の額といふものをどう見

るかといふことは、本件とは切り離し  
まして、新しい基礎の上に立つた問題  
として、そのときそのときの経済の情  
勢を見ながら、一般の生活水準、給与  
水準の上昇とも見合わせまして別途に  
処理するのがよろしかろう、かように  
考えたわけでございます。

○広瀬(秀)委員 お答えはその限りに  
おいて私は正しいと思ひます。しかし  
ながら、新法になつてからはもうす  
でに公共企業体の場合には六年以上の歳  
月がたつわけでありまして、その間に  
おいて非常に低い裁定を受けておつた  
者がずつとそのままだ。しかも旧法の  
方は恩給法や援護法との見合いにお  
いてベース・アップが行なわれてい  
たといふ新法になつて間もなく、相当  
若しは非常に低い給与のときに障  
害になつてやめざるを得なかつたとい  
うことで、障害年金をもらつたこと  
になつた、こういうような人たちは非常  
に低い給料でそのままだ、片方の二万  
四千円ベースになつてきたといふよう  
な者との間に著しく均衡を失する、こ  
ういふような事例はもうぼつぼつ現  
に深刻な問題として出てきつたわけ  
であります。その他の一般の退職年金  
の場合においてもそういう事例は出て  
おりますけれども、特に廃業年金のよ  
うな場合にそういう目立つた不合理性  
といふものが発生していきつたとい  
つてあります。そういうような問題に  
ついて、当然そういう事態の発生が見  
受けられるといふことはお認めになる  
だらうと思ひます。この点の一つ伺  
たいのですが、そういう事態を認めら  
れて、しかし、これと一緒にいろいろ  
な意味でやれなかつたけれども、将来  
それはやはり必ずやらなければなら

いのだ、そういうお考えかどうか、そ  
の二点だけ伺つておきたいと思ひま  
す。

○谷村政府委員 確かに広瀬委員の御  
指摘の通り、そう多い数ではござい  
ませんが、公企業につきましては、今回  
法律改正の結果、旧令の方の方が新法  
適用後において裁定を受けられた方を  
上回つていくというバランスの失われ  
たような姿が若干生じている面もあ  
らうかと思ひます。また今後におい  
て、かりに旧法時代の方のベース改定とい  
うことはかりをやつて参りますと、そ  
ういふ事例が当然広がつてくるとい  
うことも御指摘の通りでございます。

従つて建前上旧令と新法とは別に考  
へてしるべきものではないことでは  
ございませうけれども、新法におきま  
しては今後は正の措置といふものは  
一般的な意味においてとられなければ  
ならない。それは経済情勢によつて給  
与水準等が上がり生活水準が上がつて  
参れば当然考えなければならぬ問題  
であるといふふうに考へてはおりま  
す。

○広瀬(秀)委員 考へてはおります  
といふことで、これはあとで全会一致  
の附帯決議もその点についてつけて  
いただくように大蔵委員全員の意思と  
して出して参りたいと思ひますが、真  
剣にその点の配慮を早急に具体化して  
いただくように、この際強く要望申し  
上げておきたいと思ひます。

次に、これは本案と直接関係のある  
問題とはいえないわけでありまして、  
国家公務員共済組合あるいは公共企  
業共済組合いずれにも関係のある問題  
といたしまして、南満洲鉄道株式会社  
等の在勤者の処遇の問題について若干

質問をいたしたいと思うわけでありま

すでに満洲国政府あるいは日本医療団等に在勤した職員は共済組合法上の通算の問題が解決を見たわけでありませんが、満鉄等の職員の場合に、これとの関係において私はこれは不当に取り残されたのではないかと印象をますます受けるわけであります。満鉄の性格というものが、いろいろな面において満洲国政府と同じような、またそういう性格を持っておつたし、日本の政府の代行機関というよりなことが、設立の趣意なりあるいは設立をめぐるいろいろな手続等からも言えることだし、さらに満鉄が行なつていた事業の面、組織の面、資産の面それから監督の面あるいは会社の義務、会計検査院の検査を受ける機関であつたというふうなあらゆる角度から見まして、満洲国政府の職員が通算を認められるという段階になりますと、これはむしろそれ以上の必要性和合理性をもつて満鉄職員が通算というよりなものを認めなければならぬ段階にきているのではないかと、こういうことを考えるのですが、この点についての大蔵省の考えを一つ聞かしていただきたい。

○谷村政府委員 昨年恩給法等の改正をいたしました際に満洲国のもので通算を考えたわけであつて、実際は今おっしゃいますところによれば、満鉄も満洲国官吏の相当部分を供給したはずであり、その満鉄におつた者と満洲国に行つた者との間で国に帰つてからの扱いが違ふというのはおかしいじゃないかというような権衡論、また実質的な理由として満鉄といえどもいわば行政権を持つた国策会社であつて、そ

ういふ意味においてはむしろ満洲国の実態であつたといふふうに言つていいのじゃないか。いろいろ満洲国あるいは満鉄との関係、特に満鉄というものの戦後における扱い等についての御意見があることは承知しておるわけでございます。ただこの点につきましても満鉄というものの性格をいかに考えるべきか、また満鉄といわば似たような性格のものとしてその他のものがあつた場合に、それらも同じように考えるのであるかどうか、その点については私どもはもう少ししきりに検討しなければならぬものがあるかと存じます。実は去年満洲国というものを入れましたときに、すでに大きくそういう点についてのかきまを破つたと申しますか、という点もあつたかと思つたのでありますが、それなりにまたそれから先への波及の問題をどう処理していくかというところは慎重に考えなければならぬと思つたわけでございます。この点につきましては一昨日でありましたか、総理が重ねて参議院におきまして地方行政でありましたか、質問に對しまして、検討するうちに十分事務当局に命じておくというお答えをしておられますので、私どもとしてはいろいろ問題があるかと存じますが、お言葉通り検討をするつもりでおります。

○広瀬(秀)委員 最近における参議院、衆議院を通じて、満鉄職員の通算の問題についていろいろ政府の答弁等を全部調べましても、やはり満洲国政府職員の通算を認めたということになりまふと、これはどうしても説明がつかない、もうわれわれを合理的に納得させる説明のつかない段階にきておるといふことが政府の答弁からも見

えておると思ふのです。これはいろいろこちらから理屈を言つて参りました、その取り扱い上の不均衡というものが出なければならぬという理由を聞いただして、それに対する答へる、それに対して、それじゃどうだといふことになりまふと、答弁がもう詰まつてしまつていふような形に至るところに出てくるわけですね。その一つを全部こへ調べてきておるわけですけれども、きょうは毛利先生もこの点で質問をされるということになつておりますので、私は政府答弁の食い違い、それから退職金において認めておつて年金の方に認めないというよりな矛盾等、いろいろな問題点についてこまかく申しせんけれども、これはもうあなたの方でよく御存じの事でございます。これはこの委員会における速記録を調べていただいただけでも、恩給局長なりの答弁等を通じていろいろ矛盾が出てきておる、そういうものやらなければならぬんじゃないかといふところまで私はきていますと思ふのです。今総理大臣も検討いたしましたといふことを答弁しておるといふことでございまして、その点をぜひ一つ前進をさせていただかなければならぬといふことだけを申しまして、関連で毛利先生がやられるそうですが

ら一応譲りまして、またこの点について答弁のいかんによつて質問を保留いたしまして、一応私の質問はこの程度にいたしたいと思ひます。

○毛利委員 現在質疑になつてゐる改正案について、今広瀬委員からも質問がありまして、谷村次長も答弁がおおむね理解はしておるのでありますが、重ねて要望が強いので関連して四点は

かり御質問をし、要望をして参りたいと思ひます。

今回の改正案の理由について、政府は昨年第三十八国会において国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の一部を改正し、退職年金の支給に關し日本医療団職員及び満洲国等外国政府職員であつた期間の通算を行なつたが、その理由とするところは第三十八国会提出の恩給法の一部改正及び昭和三十五年第三十四国会における恩給法改正の政府提案理由の説明から人事管理上の必要並びに社会事情の変化に即応して、従来の対象外の者をも含めて処遇の公平を期することにあると理解するのであります。政府の所見を承りたいと思ひます。

○谷村政府委員 ただいまのお話でございますが、私どもは御指摘のような点についていろいろ問題があると思つておりますけれども、今それについてどちからといふふうに申し上げる段階ではないので、もう少し検討させていただきますと思ひます。

○毛利委員 次に、満洲国職員と満鉄職員の処遇の不公平についてであります。本件については今広瀬委員から述べられましたように、さらに認識を深めてもらふという意味で、そういう点を私は申し上げたいと思ひます。満洲国政府と満鉄会社とを比較するときに、形式的には満洲国は日本政府と何ら関係のない外国政府でありまして、満鉄は日本の勅令をもつて満鉄経営のために政府代行機関として設立された日本特殊法人であります。また実質的には、両者ともに満洲にあつて日本政府の満鉄経営を分担した日本政府の延長とみなすべき特殊機関でありま

す。同一勤務地に同一条件のもとに同一内容、同一性格の業務に従事しておつた職員であります。一方は退職年金の通算を認め、他方はこれを認めないというのはいかなる理由であるか、いささか疑問を持つものであります。通算の理由が高齢者に対する人事管理上の必要にあるとすれば、両者全く同一条件であり、また従来の恩給法、共済組合法の対象を若干拡大して処遇の公平を期する立場から見ても両者全く同一条件であります。

先般、八巻恩給局長は今年二月十三日の参議院内閣委員会において、伊藤道雄委員の質問に答へ、「前国会におきまして、先生の御発言では、非常に満洲国といふものと満鉄といふものは全く実質的な内容は同じであるといふことを強調された、この点は全く私も同感でございます」と答へておる。満洲国職員については日本政府と人事交流の際通算措置が昭和十八年からできております、この制度を若干拡大して適用したものにすぎないものであると、さらに答へております。満鉄については国策機関ではありましたが、戦前からかかる退職制度のつながりはなかつたわけでありまして、さらに説明を加えております。

しかしながら昭和十八年から日滿人事交流の際の通算は、昭和十八年法律第七十八号、恩給法附則第六條の所定のもので満洲国職員の一割にすぎないのであります。九割の現地採用者は日本政府と直接の雇用関係がなく、従来恩給法の対象外であつたにもかかわらず、昨年の取り扱いは若干拡大したものではなく、破天荒に大幅に拡大をしたといふこの事実をわれわれは知る

ものであります。満鉄の職員について戦前通算措置がなかったのは、その国家的性格を否認したものでなく、日本政府との人事交流の必要がなかったから、従ってまたその事実がなかったために通算措置の制度がなかったものであると言われております。いわゆる昨年の改正は、戦前戦後の社会事情の一大変革に即応して、従来恩給法及び共済組合法のワケ外にあった者にもワケを広げ、共済制度の運用に新分野を開拓したものと解すべく、政府の態度として一歩前進であると解します。

右の見解に立てば、満州国と満鉄とは実質的には同一性格の機関であり、しかも形式的には満州国は日本政府と無関係の外国政府であるが、満鉄は日本政府と特別の関係にあったいわゆる国策機関であります。従って満鉄職員期間の通算を優先すべきであると思うのであります。これが反対の処遇になつておるのは一休いなる理由によるのか、入巻恩給局長の所見を重ねて承りたいと思ひます。

○八巻政府委員 恩給の公務員期間に本来の官吏でない期間をどういふふうに加えるかということにつきまして、は、例外的な措置としていろいろなケースがございます。外国政府職員につきましては、日満人事交流あるいは蒙疆政府に日本から優秀な官吏を派遣して、そのまた帰つた場合には、その期間を通算するというふうな措置をいたしまして、優遇な官吏を向こうに派遣したという事実もございます。そういうふうな事実の上で終戦後の事態というものを考えましてその拡大適用をやつたわけでございます。それ以上幅でもつていろいろ考へていくと

いうことになりまして、恩給法というものはすでに昭和三十四年の十月に人事行政上の役割というものが一応済んでおるわけでありまして、今後の問題として人事行政上の役割として一体どういふ観点からものを考へていくかというふうな問題につきましては、新しい考へでもつてそれぞれのしかるべき年金、広範な公務員の年金体系の中で考へるという問題が出てくるだろうと思ひます。そういう意味で恩給法の立場から申しますと、非常に限定的にお答えをいたしておるわけでございます。

○毛利委員 国内から採用された者が一割に過ぎないで、現地採用の者が九割に及んでおる。この及んでいゝといふことは非常に願わしい姿であります。こういう事実の上に立つて満鉄の特殊使命に対してどう解釈しておりますか。

○八巻政府委員 日・満・日の通算の事例が引かれておりましたけれども、日満で終戦になつてしまつて、そして内地に歸つてこられない。内地に歸つてきたが復職ができない。こういうふうな方々につきまして、それを拡大し、また向こうで採用になつたがその身柄を各省でまた引き取つた、こういうふうな方々につきまして、人事行政の観点から、各省としても向こうで十年お勤めになり、そしてまたこちらの行政官としても十年お勤めになつた、こういうことでは十年で恩給がつかない。あるいは新しい退職年金がつかない。こういうふうな人々に対しまして恩給なり退職年金がつくように措置したわけでございます。これはやはり新しい人事行政という観点、人事政

策という観点からいたしたわけでございますが、その限界はあくまでも、やはり日・満・日人事交流という政策の上での考へた限定でございます。これ以上は株式会社であるところの南満州鉄道株式会社にまで及ぼすということになります。問題が波及関連いたしまして、どういふふうな境界を引いていいのかわからない技術的な問題もございまして、この点につきましては一挙に解決するといふことができなかった、問題が後に残されたということも言へると思ひます。

○毛利委員 次に退職手当法と共済組合法との取り扱ひの不統一について御質問したいと思ひます。国家公務員の退職手当施行令においては、公務員が満州国等外国政府または満鉄外八つの日本政府と特殊関係にあった特殊法人の職員となり、再び公務員に復職した者については、その在外期間の三分の二を公務員在職年に通算しております。これはその機関が公共的、国家的業務の実施機関であること及び満州国等の外国政府と満鉄等の特殊法人との均衡をはかる目的に出ているものであります。満州国と満鉄とは全く同一取り扱ひである。しかるに共済組合法においてははなはだしく不均衡の取り扱ひがあるのは不合理であり、すみやかにこれを是正すべきだと思ひます。御意見を伺ひたい。

○平井政府委員 先生御指摘の点はその通りでございます。ただ二十八年当時退職手当法が改正されました際に、そういう措置をとつたわけでございますが、その当時の考へ方としては、現在の公務員の退職手当制度自体

がある程度臨時的なものでございまして、ほかの恒久的な制度とやがて異なつて、そういう点も若干考慮に入つたのではないかと今考へております。ただ現在の段階におきましては、いかに暫定措置法であるとはいへ、ある程度恒久的な制度として運用されるわけでございますから、そういう点も勘案すれば、その矛盾点は何らかの形で解決していく必要があるといふことは御指摘の通りでございます。

○毛利委員 大体了承しますが、不合理であるといふことを一つ再確認してもらひたい。

○谷村政府委員 先ほど来おつしやうておられますことをすべてを通じまして、あらゆる制度につきましてすべてならぬに、でこぼこなく、そこに不合理性のないようにすることは、これは当然考へるべきことであらうかと思ひます。しかしながら現実の問題といひましたら、常にどこかで線を引かなければならない、だからが、どういふ時期かで、チャンスがあつてこつちに入つておるとか、向こうに入つておるとか、いろいろ具体的な問題として矛盾なり、不均衡なりがあるという実態もある意味ではやむを得ないかと思ひます。従いまして御指摘の点の問題を具体的な個々の不合理の問題として考へるか、あるいは一つの制度的な問題として不合理、矛盾があるかと思ひますが、われわれはいたしましてはそこに制度的な意味における不合理な点、矛盾の点があるかどうかということにつきましては、さらに検討の時間をお

与えただくようにお願いしたいと思ひます。

○毛利委員 不合理を再確認した以上、現時点においてすみやかに本件に対する改正を御努力願ひたいと思ひます。

次に最後に他の事例との処遇の不均衡について質問したいと思ひます。国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法第九条によれば、外国政府のほか、日本医務団、国に買収された地方鉄道、国際電気通信株式会社、日本電話設備株式会社職員期間の通算が認められてゐる。その理由は、今年二月十三日参議院内閣委員会における八巻恩給局長の答弁によれば、「政府の改革によつて自分の考へ及ばなかつた身分の切りかへがあつたわけで、それらの人々の退職給付に關する期待権を尊重する意味で通算措置を行つたものである」としてあります。しからば満鉄はこれら地方鉄道、電信電話会社に比し、よく広範囲に公企業を行ない、さらに行政の一部を実施してきた国家機関であり、また職員は未曾有の敗戦のため、国家機関たる満鉄会社から受けるべき退職手当、共済年功金に対する期待権を一挙に失つたものゆゑ、満鉄職員期間についても第九条の諸機関と同一の取り扱いをなすのが公平の原則上当然であると思ひますが、本件についてもさらに御所見を承りたい。

○八巻政府委員 ただいま私の参議院内閣委員会における発言を引用されての御質問でございますが、恩給法の中で株式会社の職員期間を通算いたしました例をいたしましては、あれは昭和二十三年でございまして、国際電気

通信株式会社及び日本電信電話工事株式会社の職員期間というものを恩給法の期間に通算いたしました。これは御承知の通りそういった会社が組織ともに政府に接収されまして引き継がれまして、その職員の方々が退職金を受けなかつた場合に限って公務員期間に通算して年限を見ておる、こういう措置でございます。従いまして組織ともに会社で申しますならば吸収、合併、こういうふうな形の場合に行なわれた異例の措置でございます。一般的に申しまして、戦争終結によつて解体した諸機関の未払い給与というものを全部恩給にしろ寄せる、あるいはそうした退職金制度の上で申しますか、この方法でこれを肩がわりする、こういうふうなことは考えられないわけでございますし、今までもそういう形はやっておらないわけでございます。

○毛利委員 以上申し上げました四点について政府の立場、この点の根拠、事情というものはおおよそよくわかつており、さらに私もよくわかりました。が、さりとて現実においてこれだけ特殊の使命を持った満鉄が、しかも勅令によつて定められた満鉄が、不合理のまま、矛盾のまま残されたというこの現実に対して、一そのの好意と情熱とを持つて一つの解決に対処を願いたという最後の要望に加えて、参考のために、すでに皆様も御存じの通り、昭和三十六年六月六日の参議院内閣委員会において附帯決議がつけられております。さらに昭和三十七年、今年の二月二十二日の参議院内閣委員会において附帯決議がつけられております。さらに当委員会においても、三月十六日に本件に対する諸問題についての附

帯決議をつけております。この附帯決議の趣旨を見がすことなく、事態の真理をすみやかに把握されることを要望して、私の質問を終わります。

○広瀬(秀)委員 今満鉄の問題について毛利委員から詳細な質問があつたわけでありまして、先ほども申し上げましたように、満鉄の設立の経過というふうなことも、当時外国の領土であつたといふことから、しかも日本と特殊事情があつた、本来ならば、これはおそらく朝鮮鉄道やあるいは樺太鉄道と同じように政府で直営でやりたいといふような思想のもとに、ただ形式的に外国領土の中に日本の鉄道を敷くといふことでこれが直営の形をとれなかつたといふことであるけれども、この設立の経過において、後藤総裁の就職情由書という大へん格調の高い名文章がつづられておるわけでありまして、そういうふうなことから申ししても、また勅令によつて政府の全額出資といふことで設立をされたといふような経緯、それから事業の内容において完全に日本の政府の代行機関であつた。行政権を預かつておつた。従つて、賦課金の徴収、土木、教育、衛生、こういうようなことも全部やつておつたし、戦時中には全く軍人と同じ仕事をやつた。軍の輸送というものは全部満鉄職員が、一片の軍服の発令すらなしに、あるいは軍人という身分の変更すらなしに、満鉄職員のまま軍の直接の命令で鉄道も動かし、そして最も危険な第一線までやるといふようなことも行なわれてきておるし、従つて、組織の面等におきまして、非常に国家機関としての性格というものが濃いわけでありまして。さらに会計検査院の検査

を受ける。今日の法体系の中でも、公団、公社等と国家公務員との人事交流といふものが予想される、それについては前後の期間を通算する制度ということになっておると思ひます。また公社といふものは会計検査院の検査も受けるというふうなことから見まして、大体性格において今日の公社、公団といふようなものと似たものを持つてゐると思ふ。そういうものは共済組合の通算関係においても、出向する、向こうからまた戻るといふようなときに、前後の期間を通算するといふような措置もとられておるわけだし、いろいろな監督の面において、岡松博士なんか、下級官庁に対する訓令と同一性質のものを持つておつた、満鉄に対する国家機関の命令といふものは、上級官庁が下級官庁に対して命令するのと全く同じ性格のものでされておつた。従つて、命令の客体たる満鉄といふものは、国家機関と同一性質のもので理解せざるを得ないのだといふような岡松博士の論文などもあるわけでありまして。こういう実態というものをもう一ぺんすつかりすべての問題について洗つていただいて、今日における処遇は、満州国政府職員というものが入つた以上、これとことさらに別な取り扱いで不利益な扱いをされておる理由といふものはおそろしく解消するだらう。そういうような努力をされまして、この点の実現を強く要望いたしておきたいと思ひます。

たわけでありまして、それについて検討してお答えを下さるということでありましたが、この点について一点だけ聞いて私の質問を終わりたいと思ひます。

○平井政府委員 増加恩給の取り扱いについて、生涯保障の精神から見て、この点が無視されてゐるのではないかと御質問がございましたので、昨日事務的に検討いたしましたのでございませう。ただ制度をいたしましては、御承知の通り昭和三十一年の公共企業体共済組合法の改正にあたりましては、一応新制度に移るにあたりまして、増加恩給についてはそのまま維持して、一般の併給恩給の方だけは放棄して打ち切るというふうな建前としてあるわけでございます。これによりまして、政府としては、増加恩給の権利はそのまま基本的に維持される、かつ生涯保障の精神は確保されているといふふうに考えました。ところが先生御承知の通り、昭和三十三年に同法の一部改正がありまして、今のような考え方をとりました場合に、基礎となる俸給が増加恩給の基礎となる、あるいは併給恩給の基礎となつておるといふことよりも、むしろ新法移行当時、あるいは新法移行後の数年間を考えた場合に高くなつておる。むしろその段階で恩給をもらふよりも、この権利を放棄して、いわば現職期間においてははるほど全額的には増加恩給の方が減るわけでございますから、少なくなるにしても、退職時においてより多くの退職年金がもらえるようなシステムにかわつた方がいい、こういうものもあり得るというところで三十三年に法律改正をやつたわけでありまして。従いまして、もしそ

う前提で考えますならば、増加恩給を併給されてゐる体系の方がいいというお考えであれば当然前者の体系で進まらるべきであり、かつまた、それによつて金額的には一生を通じての手取りが少なくて減額する、こういう場合にはむしろ改正された三十三年の改正法でいけばいい、こういう考え方で正きておるわけでございます。ただ先生御質問の点をさらにそんたくして考えますならば、三十三年の改正法の場合においてもさらに増加恩給の併給措置を講ずべきではないか、こういった点になるであらうと思ひますが、そういったことになりまして、従来考えられておる基本的な考え方、つまり共済組合に移ります場合は、全員が旧制度による給付権を放棄して新制度に移るのだという考え方をやや変えていくといふような問題も出て参ります。それとてまたこの増加恩給の問題といふことでもございまして、恩給局との関係もございまして、なお今後慎重に検討いたしまして、その間のバランスがとれているかどうかといふことを考えてみたいといふふうに思つております。

○広瀬(秀)委員 以上、質問を通じていろいろと前進的に検討される答弁をいただいた問題が数多くあるわけでありまして、そういう点についてぜひ一つ誠意を持つて実現するように今後真剣な努力をなさるようになつて今後真たしまして、私の質問を終わります。

○平井政府委員 先ほど資料の数字の御要求がございまして、調査いたしましたところを申し上げます。

新制度に移りましてからどの程度の給付水準になつておるかという問題で

でございますが、共済組合連合会所属の場合でございますと、年額約十二万円でございます。それから三公社の場合でございます。それから三公社の場合でございます。地方職員共済その他いろいろ三共済と称しているものでございますが、地方職員共済と公立学校共済並びに警察共済、これらの現在の体系で共済組合の中に入っておりますのは主として雇用人でございますが、これらについては十万円ちやうどでございます。大体現在の水準はそのようになっています。

○小川委員長 横山利秋君。

○横山委員 今ちよつと広瀬君の最後のところを聞き漏らしたというか、給与課長の最後の答弁がはつきりしなかったのですが、私どもが附帯決議案として出しましたものをもう一べん言いますから、簡単にお答え下さい。

「増加恩給の受給者で、新共済組合法施行当時任期期間が十七年未満の者は、増加恩給を辞退しなければ共済組合年金について前の任期期間を通算されないこととなっている」というところまではいいですね。これからが要望ですが、「しかしこれは傷害に対する保障を無視する結果となるから、政府は増加恩給に併給される普通恩給を辞退することにより、前記期間を通算するような選択制度を講じてもらいたい」、こういう要望なんです。それが何かあなたのお話ではいいような悪いような話ですが、もう一べんはつきり言うて下さい。

○平井政府委員 実は私も昨日広瀬先生から何った話が少し広範に過ぎましたので、その問題だけに焦点を限つてということになりますと、ちよつと

答弁を用意して参りませんでした。確かにそういふ点は、十七年未満の場合においてどうなるかという問題は問題になるところでございますが、これはむしろわれわれの感じからいいますと、増加恩給を選択いたしまして、その後の期間は、別に退職年金を計算した場合の方が有利になる場合もございまして。と申しますのは、たとえば併給恩給は、期間のいかんにかかわらず十七年で計算されるわけでございます。従いましてかりに今年という段階で考えました場合、新法に移行した、こうした場合におきましては必ずしも不利になるとも言い切れない、そういう点もございまして、どの辺の限界でものを考えたらいいかという

○横山委員 選択制度にしてくれという事です。

○平井政府委員 その御趣旨はわかりますが、さらに選択制度を作れということでございます。——基本的には現在のところ、増加恩給とそれから一方を選択するか、あるいは増加恩給を放棄して新制度に移るかということを選択制度にいたしているわけでございます。その上にさらに選択制度を作れということでございます。増加恩給に併給される普通恩給を辞退した方が、十七年も通算してもらつて有利である場合、そういう場合には選択制度を採用してもらいたい、こういうことです。

○平井政府委員 この点は先ほどもちよつと申し上げましたように、増加恩給の問題は恩給局との関連事項もございまして、今直ちにどうこうという

うことは申し上げかねますが、恩給局長とも相談いたしまして検討してみたいと思ひます。

○横山委員 恩給局はどうですか。

○八重政府委員 ただいま問題点になつておられるところを私も十分承知しておりますので、大蔵省ともまたよく相談いたしまして御返事をいたしたいと思ひます。

○横山委員 ちよつとほかの問題ですが、私の常識的な感想から御相談申したいと思ひます。それは一時金制度、共済組合でも退職金でもそうですが、一時金をもらつて、三月三十一日に役所なり三公社なりたぐさんの人がやめるわけですね。それにみな銀行がついて回るわけですね。そうしてそのたぐさんの金をどうするか。家族がやれ家を建てなければならぬ、それ銀行がついて回るといふことで、もう一つははるけいといふけれども、一時金について非常に問題があるわけですね。場合に

よつては株を買つてなくしてしまふという人も間々ある。私は一時金制度について、これもまた選択制度でありまして、少し検討する必要があるのではないかと、少くともかねがね痛感しておるわけでありまして。一時金をもらつてやめて、それで商売するといふことならそれはそれでよろしい。けれども私の体験をもつてすれば、役所を三十七年、四十年勤めた人が、さあ新しい仕事をやれるやうな、そういう人間ではないわけですね。実際はそれまでの一時金を活用する方法を考えたらどうでしようか。活用といふことは、安全なところへ活用する。安全なといふは自分分が勤めておつた役所が一番安全である。役所というものは、たとえば年金制

度である。私の一案であるけれども、たとえば共済年金を受けられない一時金の人、その人はその金をそのまま共済組合に預けて、何かの形で年金制度にしてみたら、こういう方法がでないものか。いわばもう一つところへそのまま預けておいて、利殖をはかつて、正式な年金ではないけれども、一つの年金の形としてもらつていくことが、この人たちのたどつてきた人生からい

うと一番いい方法ではないかというところを私は考えるのであります。これはきわめて常識的な考えではあるけれども、最近やめる人がたぐさんあつて、その金をめぐつていろいろな問題がある。その人自身も人生をそこで誤る場合がある、こういう点を考えますが、いかがでございますか。

○谷村政府委員 もしおっしゃるような意味におきまして、退職一時金、あるいは長年勤められた方であるならば、退職手当になるかと思ひますが、さういふ一時金を持つても、なかなかいろいろ問題がある。むしろそれを企業先、あるいはわれわれで申すならば共済組合において、一般的な年金の体系の中に取入れて考えてみたかどうかといふことでございまして、民間の企業におきまして、たとえば銀行等において一時金をもらつるか、それとも一種の年金にする方がよろしいかというのを、選択にしているような例も聞いておりますが、これについては、確たるいわば保険数理的な計算の根拠に立っているという性質のものではないように何つております。もし今おっしゃるやうな御提案が、共済組合制度の中に、一時金の制度というものを

にせよ、設けてみて、そしてすべて短期間でやめられた方もあるいは長期間でやめられた方も、あるいは退職手当という、これは給付の主体が違つたわけでございますが、そういうものも含めて一つのものを考えてみるというお話になりますと、これはある意味におけるお考えとしては、私も気持としてはわかるわけでございますが、なかなか大きな問題であらうと思ひます。むしろ給付の体系としては現在のやうなものを考えながら、それを誤らせないやうな現実のやり方として、いわば私的年金的な考え方か、何かか保険会社なりあるいは信託会社等を通じて考へる方がよろしいのか、こういう問題もさらさらあつて存じます。いわば一石を投ぜられたという意味において、非常におもしろい検討事項として今後勉強させていただきたいと思ひます。

○横山委員 私共共済組合の担当者であつたことがあるわけでありまして。私共共済組合の法律の中にこれを挿入するといふことが、困難であることはよくわかるわけですね。けれども実際問題として、たぐさんのお金をもらつて、長年勤めた退職者が、さてその金をどういふふうに使おうかという点には、さまざま家庭の問題が横断をしますし、それから銀行や株屋さんに追いかけて、それをするつてしまふといふこともあるし、事業をやつてみて失敗することもあるのですから、別な角度で共済組合の付帯事業として、何か利殖をはかつて、本人の希望に応じて年金制度にするとか、何かこういうことが考へられて付帯事業として行な

うならば、これは可能な道ではないか  
と思います。まるきり法律の中に取  
入れるについては、なるほどいろい  
ろな支障がございますけれども、付  
帯事業として行なうならば、これは  
そうむずかしいことではないのでは  
ないか、こう思うわけでございま  
すが、御賛成願えますか。

○谷村政府委員 共済組合というものの性格として、付帯事業としてそこまでするものが適切であるか、それともさようにすることはいわば別の体系の問題として考えた方がよいのかという問題があらうかと存じます。私のただいまの職務上の立場といたしましては、そのあとの方の問題についてまであわせていろいろ議論の結果を申し上げる立場におりませんので、その点は御了承いたされたと思います。

○横山委員　では政務次官、これは真剣に一つ……。〔もつとわからないよ〕と呼ぶ者あり〕いや、常識的に考えればいいのです、法律的に考えるところぢやござちやしていかぬから。実際永年退職者のたどろうとする道を考えるべきならば、私はこれはまじめに考えるべきことだと思ふのですが、いかがですか。

○天野政府委員　まことに適切なお考えでございますが、現在民間のいろいろな会社におきましても、最近におきましてはそういう問題についていろいろと研究もし、またいろいろと実行しているものもあるわけでございまして、例をあげれば、先ほど谷村次長が申しましたように、保険会社でも考えておりますし、また信託銀行等でもいろいろとやっているわけでございます。考え方によりましては安全確実な方法をとるという建前からして、法的にやること

いうよりも、いまだいた方が自由選択でやっていく方がいいのじゃないか。ですからそういうような機関とよく相談されて、自主的にそういう話し合いできめていく方が、ある意味いいのではないかというふうな感じを私は持つわけでございます。

○横山委員 信託会社があり、銀行がある、それはわかつていと言うのです。そういうことを言うておるのじやないので、あなたは私の言つておる真意を捕捉してない。長年そこに勤めておつて、自分が信頼して長年掛金をかけておつた、その共済組合というもののが一番信頼ができる。そこで預かる制度を考えたらどうか。それならば自分も長年勤めておつたところだから、問答無用で一番信頼ができるところじやないか。これは銀行がいいか、あそ

この信託銀行がいいか、株を買った方がいいか、家族がほしいというがどうかということになる問題があるから、そこで共済組合を活用する方途を考えたらどうか。もちろんこれは選択制度である、本人の自由によませることであるけれども、共済組合としてもまじめに考えたらどうか、こう言っているのです。

○谷村政府委員　横山委員のおっしゃるような意味において共済組合というものを活用することが、はたして国全体の経済の体系の中において、あるいはそういう機構の固題として適切であるかどうかという問題になると思います。たとえば貯金等につきましては、現在ある場合には、勤務先預け金と同様な意味において、一つの変形として勤務先の共済組合に貯金をしておる場合もございます。そうでない場合もござ

ざいます。一般企業につきましても、わたしでそういろいろ問題をその企業の問題として考えるのがよろしいか、別の制度として考えるのがよろしいか、そういう問題があらうかと思います。一つの石を投げられましたけれども、この石はなかなかむずかしい石でございまして、そう簡単にすぐ拾い上げられる石ではないというふうに私どもは実は考えておるわけでございまして、必ずしもおっしゃっていることが合理的であるとも実は思えない面があるわけでございします。

○横山委員　みな賛成しているじゃないですか。これはあなたも経済再建にどういった関係があるとか、そんなことを言わずに、もった人の立場をいっぺん調べてみるということです。どういふふうにしてやっているか。……そういうことを考えて、最も信頼できる共済組合及び政府の機関というところで考えてみたらいよいよ。

第二番目の問題は、最近社会労働委員会へ医療法の一部改正が与党の方からも出ておるし、私の方からも実は出ているのです。それについて一べん共済組合としての御意見をお伺いしたいのだけれども、要するにあの両党の法案の趣旨は、医療施設を計画的に配置するという趣旨ですね。計画的配置についていろいろ議論がある。民間の医療施設がどんどんでき、国のできる。だから無医村ができて医療施設が集中するところができる。だからせめて国、直接国ではないけれども三公社五現業、それから共済組合の医療施設についてはチェックをするという意見のようなんです。これは医療関係担当の人たちから非常に熱心に言われてお

るのですが、政府は一体どういうふうにお考えでございますか、御意見を伺っておきたいと思ひます。

○岩尾説明員 便宜私からお答へ申し上げます。医療機関の配分につきましては、先生の御指摘のように現在非常に医療不足機関が一方においてあるわけ

でございます。他方東京、大阪あるいは大都市におきましては非常に医療機関の関が集中している。こういう状況でございますまして、累年政府といたしましては、そういった医療機関の調整をはかるとして、そういうことと、一方において不足機関に対しまして種々な予算措置を

講じて、医療不足地区を解消していく。他方周密しているところにつきましては、これを調整したいということとで、医療法におきましては三公社五現業等の開設する機関については厚生大臣と協議ということになっているが、協議ということでは非常に弱いので、もう少し強い規制をしないとどんどん

ふえるのではないか。現に今各地において、こちらは作りたい、向こうは作ってもらつては困るというような問題もあります。これはそういう意味で、実際に実効のある措置ができて、そうして規制ができるということであれば非常にけっこうだと思ふのでございませうけれども、たとえば都道府県知事でございませうとか、あるいはさういった地方機関だけの考え方で調整をされる。そういったしますと、地方の開業医の方あるいはそういったいろいろの関係の方の御意見が強く反映をされて、国全体としての面から見た医療の再配分ということに対する判断というものが多少ゆがめられはしないか、そういう点をよく検討して、

實際上先生のおっしゃる通りに医療機関としてその再配分ができれば、それは一番いい方法である。その実行上の問題としてどういう措置がいいかというところが検討の問題である、こう考えます。なお実際上は共済につきましても、予算上はもちろんでございますが、実際作ります場合に、各地の状況を見まして厚生省とよく相談をいたしまして、本来不足地区であるかどうかというのを見て、稠密なところには建てない、実際に足りないところに建てていく、こういう方針で処理をいたしております。

○横山委員　私も医療施設の再配分ということは望ましい理想の姿であると思う。思うが、その再配分というのは、既存のものはどうしようもないから、これからの新增設について制肘を加えて再配分に向かうということですね。問題の中心は、全般的にしわ寄せをさせるのか、それとも一部のものにしわ寄せをさせるのかということなんです。きのう実は非現業共済組合連合会から、おれの方だしわ寄せをされるのはかなわぬという陳情が出てきているわけです。それはどういうわけかといえますと、要するに三公社五現業のものはまあまあという意見がある。非現業共済組合のものは一つの私営とみなされるからという意見がある。だからそれは制肘もしやすいからということなんです。私はいろいろな意見があるけれども、今共済組合法の審議という意味において、所管は主計局ですが、その面から一体どういうふうにお考えになりますか、それを伺っておきたい。

○岩尾説明員 ただいま三公社五現業並びに非現業の共済の話が出ましたわけでございますが、本来から申し上げます、今申しましたような医療機関というものは三公社五現業あるいは非現業の共済組合員のための病院であつて、本来利用する人もそういった非現業の人が利用する、こういう建前で作らるべきであり、また実際上実行上もそういうふうに通がさるべきものだと思います。しかしながら現状におきましては、こういった病院はほとんどその職員の利用というものは大体半分以上で、むしろ一般の人の利用の對象になつておる、こういう状況でございます。そこで先ほど申されましたように、こういった病院を非現業共済組合の立場でどういふところにどう作つていったらいいかという判断、これは非現業職員の病院だから、まずその利用を一番優先的にやつていったらいいじゃないかという思想が一つあると思ひます。ところが実際上は、そういう一般病院に利用されておる。一般の人が利用しておる。普通の病院と同じだ、こういうことにもなつておるわけなんです、その点から先ほど申したような全体的な規制をすべきであらう。そこで現在三公社五現業については協議といふことになつておりますが、それを今度はさらに広げて、非現業等についてもやるという場合には、今申した病院というものはそういった職員だけの利用というよりは、むしろ一般の利用のためにも存在しておるのだから、そういう意味で全体の医療行政の立場から、その再配分について検討すべきだといふ見地で見ることになるわけでありまふ。その意味から申し上げます、

これは何ら区別する必要はないので、そういう意味で政府としての調整を行なうべきではないか、こういうふうに私としては考えております。

○横山委員 たとえば非現業共済組合の病院を例にとつてみますと、一体これは一般大衆のために設立された病院なのか、あるいは国家公務員等のために設立された病院なのかといへば、文句なしにそれは国家公務員諸君のために設立された病院なんです。それは間違つてはならぬと思ふ。ただ病院があるのに急患がそこへ飛び込んだら、これはあなた方は利用できませんよと言つて断るわけにいかぬ、そういうものじゃない。だから利用したい人がどうしてもあれば、門戸を開放するのが当然である。ところが当然であるからそれは一般病院とみなすといふのは、いささか本末転倒のきらいがあるはしないか。そんなことなら国家公務員諸君がどの病院に行こうと、全く非現業共済組合の病院と同じような恩恵を受けられるようにしてやらぬと、話が合ふわけではないか。そのところが問題のある点でございまして、私は非現業共済組合の病院が設立された本旨に従つて判断すべきであると思ふのであります。いかがでしょう。

○岩尾説明員 全くその通りでございまして、先生のおっしゃるような趣旨で作るわけでございますが、実際上はそういうふうに通がされていらないし、またさらにいふわけでございます。たとえば東京あたりでございまして、こういうふうに通が各機関がたぐさん密集してありますから、一番手近な利用しやすいところに行くといふことで、公務員必ずしも虎の門共済

病院には行かない。近所の病院へ行くと、本人はただといふことであります。と同じであります。ところがたとえは水戸とかあるいはそういういたなかに参りますと、その職員の数といふものを考えまして、公務員はこれくらいであるからこれくらいベッドのものならいいのではないかとといふようなことで、作り得る可能性はあると思ひます。従つて實際上病院を作る場合に、本来今申しましたような非現業の立場としては、非現業の職員のためにのみと言つてちよつと恐縮でございませうけれども、先ほど言つたようなものにはもちろん一般の人の利用も許すべきでございまして、建前としては非現業の職員のための病院として作るわけでございますが、従来大きな病院につきましても、今申し上げたような実態でございまして、そこで今後の考え方としては、もしそういう一般利用といふものが行なわれ得るならば、逆の見方から言ひますと、せつかく病院を作るのなら、そういう公務員だけでなしに、その近所におる人たちにもプラスになるように、五十ベッドを作るなら百ベッド作つて、近所の人も入れるよりよいと思ふも出てくるわけでありまして、従つてそういう点を考慮して、医療行政の全体の立場からも検討を加えていくことが必要ではないか。その意味で三公社五現業といふのは同じ政府機関であるから、まず協議の對象にする。しかしそれ以外の大病院については、一般で利用することがあるならば、それは同じ医療行政の立場で検討

の對象にすべきである、こういうことを申しております。

○横山委員 あなたは自分の金で、国家の金で作るようなお考えを持つておつてはいかぬですか。三公社五現業の病院は自分の病院です。国鉄の病院は非現業共済組合の病院です。非現業共済組合の病院は非現業共済組合の病院ですから、国の資金が全部じゃない。掛金の中に入つておる。それでよろしい。そうだとすれば自分の手で作つたものと国が直接作つたものと——国が直接作るものなら制肘を加えてもやむを得ないけれども、組合員が自分たちの金がある程度出して作つたものを、国が全くお前の金であつたところでおれらの自由にする、よその人間も見てやれといふのは、それは少し懸念を欠く意見だと思ひます。しかしこの点はいろいろ議論があるところでありまして、社会労働では何か手荒からも案が出てゐるやうであります。ただ私はこの法案審議に際して、非現業共済組合の諸君の立場といふものは考へてやつていかなければいかぬじゃないか、こういうふうに通がえまふから、これは申し上げておきます。

それは、それからもう一つありますのは、これはきわめて常識的で現状を無視した意見でありますから、一つ考へてほしいと思ふのであります。共済組合の年金制度は最近確立してきたものでありますが、しかし一方において退職金といふものがあるわけですね。退職金は明らかに報勞的な性格を持ち、賃金の支払部分といふような性格を持ち、そして退職金制度が確立することによつて二本建になりました。共済組合の年金制度と退職金と二本建になりました。

二本建の性格になつたあとにおいて、この共済組合の年金について少し形を変えていくべきではないかと私は日ごろ思つてゐるわけでありまふ。といひますのは、とにかく勤続年数と最終年俸といふものが共済組合の年金の基礎になつてゐる。しかしこの共済組合制度も社会保障の一種なんでありまふから、要するにその個人個人がやめたあとの生活に重点を持つべきであつて、退職金といふものはある程度報勞的なもの、賃金の支払い部分に匹敵するもの、そういうものに性格を少しづつ変えていったらどうであらうか。やめたときにその人が大へんえらい人で、年間百万円そこらももらひ人があるかどうか知らぬが、しかし使所掃除を何十年もやつていた人には、その人の最終本俸でやつてしまふといふ点については、もう少し最低保障を切り上げて、生活保障的な性格を共済組合制度にも強く導入することが必要なのではないか、こういうふうに通がえまふから、一つ自由な御意見を聞かせてもらひたいと思ひます。

○岩尾説明員 社会保障の問題といひました、年金の問題は今先生のおっしゃいましたように退職金と退職年金といふものがあるわけでございます。現在各民間におきましても、従来は退職金といふことで出ておりましたものを、逐次退職年金に切りかえたい。そこで現在の厚生年金制度といふものを活用しながら、その上に一つ付加年金的な形で退職年金を給付していき、

第一類第五号 大蔵委員会議録第三十四号 昭和三十七年四月二十日

一

こういふような動きがあるわけでは、今申しましたように、恩給に付きましては先ほどか  
らもお話ございましたけれども、恩  
給法の建前は、在職中の官吏が経済獲  
得能力を喪失して、在職しておつたも  
のの補てんという意味で、恩給が従来  
から出ておるわけでございます。従つ  
て退職金というものは、今申ししまし  
たように在職期間の報償という意味で  
出しておるわけでございますけれども、  
それと別途に恩給というものは出てお  
る。ところで一般の民間につきまし  
ては、今申しましたような意味がなかつた  
わけでございますから、退職金だけが  
出しておる。それがだんだんこういふよ  
うな時代になりまして、いわゆる社会  
保障としての年金というものを拡大し  
ていこうということになりまして、一  
部ではその退職金を切りかえていくと  
か、あるいは退職金は退職金としてお  
いて、さらに年金をつけていこう、こ  
ういった思想が出てくるわけござい  
ます。共済組合自体につきましては、  
先ほど申されましたように一方にお  
いて恩給の思想を受け継ぎながら、い  
わゆる掛金の思想を持ち込み、さらに  
退職金自体の制度も従来通りというこ  
とで存置しておるわけでございますか  
ら、そこに若干今後の体制に対する調  
整の面からいへば、まだなお検討すべ  
き点があるのではないかと、こういふこ  
とを考えております。

厚生年金につきましては、三十九年  
にちようど再改正の時期になりますの  
で、われわれといたしましては三十八  
年ごろから検討を加えて、今申されま  
したような方向で実際の社会保障制度  
として国全体から見た場合、共済も入  
れ、各厚生年金も入れて、どういった  
制度が一番ふさわしいものであるかと  
いうことをよく検討したいと思つてお  
ります。その際に、今申されましたよ  
うな退職金についても十分な検討を加  
えたいと思つております。

○横山委員 共済年金制度というものが、長期勤続者優遇の線に立つてお  
る。これは最近の退職年金事業団の発  
足及びその後の経過によつても考えら  
れるのであるけれども、そのために、  
割合に短期の勤続者に対しては非常な  
不遇というか、そういう措置をとつて  
おる。ところが最近公的年金の通算を  
することによつて、またもろもろの問  
題が出てきておるわけでありまして、  
けれども、これからの産業の発展段階に  
おきましては、必ずしも途中でやめる  
人が、自己の意思ないしはそのまづい  
ことによつてやめた人ばかりではなく  
して、必要に応じて産業の中を転換を  
していくということが容易に想像され  
ると思つております。ですから同じ場所  
における長期勤続者優遇、優先論とい  
うものは、少し考えるべきことではな  
からうかということ、先ほど申しまし  
たように退職金は退職金、それから年  
金制度は年金制度として、片一方は在  
職期間の報償的なもの、片一方は社会  
保障的なもの、そういう性格に伸ばす  
ためには、この計算の仕方その他につ  
いて徐々にはあらうけれども、目標  
を定めて前進をすべきである、こう考  
えておるのでありますが、御同感いた  
だけますか。

○岩尾説明員 御趣旨は全く同感でござ  
います。通算につきましては、まあ  
本来国民年金等ができてまして、全国  
金というものが何らかの年金の恩恵を受  
けるということになりませんと、なか

なか通算できないわけでございます。  
幸いに国民年金も発足いたしましたの  
で、通算制度も実施いたしましたので、  
そういった短期の退職した人について  
年金としての措置ができるように、通  
算をしていこうというわけでございます。

○横山委員 この法律の中で、刑に処  
せられたこと、または懲戒処分等によ  
つて年金を受ける権利または資格を  
失つた者のうち、旧治安維持法等の廃  
止に伴う法令または恩給に関する法令  
等により刑の免除または懲戒等の処分  
の免除を受けた者については、本年十  
月から年金受給権利または資格を得さ  
せることにする。非常にけつこうな  
ことだと思つておるわけですが、私はよ  
く知りませんけれども、こういう治安  
維持法によつて処分を受けた人が刑の  
免除または懲戒等の処分の免除を受け  
たという点は、一体どのくらいあるの  
でしようか。逆に聞けば、刑の免除ま  
たは懲戒の処分の免除を受けない人、  
この点は旧治安維持法が廃止されたの  
だから、もうそれに伴つて自動的に年  
金の受給権利または資格を受けさせる  
ようにしたらどうか、こう常識的に考

えるのでありますが、この点はどうで  
しょう。

○平井政府委員 ただいま御指摘の点  
は、率直に申し上げまして共済組合法  
自体の問題としてではなくて、恩給法  
の考え方をそのまま取り入れて考へて  
おるわけでございます。治安維持法  
関係の処理がどうであるかという問題  
は、共済組合プロパーの立場で考へる  
というのではなかつたものでございま  
すから、人員その他の点も検討してお  
りません。

○横山委員 よその法律がこうだか  
ら、うちもついでに同じように並べる  
というのでは、答弁になりませんよ。  
私の言うことがおわかりならば、これ  
はそういうふうにしてもらわなければ  
いかぬ。旧治安維持法は悪法として廃  
止されたのだから、それによつて権利  
を失格した者は全部回復すると言つて  
なぜ悪いのでしようか。それと同じよ  
うに、私自身の体験ですが、私は汽車  
をとめて首を切られたのですけれど  
も、たしか掛金はもつたような話ら  
しいのです。私はあずかりませんけれ  
ども、その当時まだ、懲戒処分は掛金  
もやらぬ、こういう話があつたのです  
が、今はどうなつておるのですか。今  
懲戒処分を受けると、掛金も、それに  
関する利息ももらえぬのですか。

○平井政府委員 懲戒処分による免職  
等の場合においては、二割の給付制  
限を受けることになっておりまし  
て……。

○横山委員 そうすると八割はもらえ  
る。その八割というのは、本人が今ま  
で共済組合にかけた掛金と、それによ  
る利息等の水準は保障されておると考  
えられますか。

○平井政府委員 全部が新法期間であ  
るか、つまり旧官吏であつた者につ  
きましては、かつて恩給法に基づいて  
庫納金等をやつておつたわけござい  
ます。新法になりましてからは、掛金  
計算によりまして本人が百分の四十  
五、国または公企業が百分の五十五を  
支出いたしておるわけでございます。

従いまして純粋に新法期間としての計  
算でございますならば、本人の掛金並  
びに利息部分はカバーされることは当  
然であらうと思つております。また旧公務員  
期間につきましては、そういう計算  
がございまして、いわば恩給の水準と国庫  
納金の水準を比べます場合において  
は、かなり高いものになっております  
から、その限りにおきましては本人の  
不利益にはなつておらぬというふう  
に理解いたしております。

○横山委員 これは共済組合ばかりで  
はないのですけれども、社会保障のあ  
らゆる制度の中で、短期であらうと、  
また長期であらうとにわかれます、本  
人がかけたものがかけ捨てになつた  
り、少ししかもらえなかつたり、また  
利息は全然度外視されておるといふよ  
うなことは、私は不当であると思つ  
ては、三年以内ですと、これはまるき  
り没収だということになって、そんな  
ばかなことがあるかということになつ  
た。あるいは国民年金でも六十才ま  
でにならぬと、これはかけ捨てであつ  
た。こういふようなことはまことに不  
届きな内容だと思つて。ですから、少  
なくとも本人がかけたもの、それに対  
する利息というものは、あらゆる法律  
規定を通じて、どんな事由があつても

これは返還をするか、あるいは年金なり一時金として差し戻さなければならぬ義務が、その預かった者についてはある、こう思うのでありますが、いかがでしょう。

○谷村政府委員 それは一つの考え方であらうかと思ひます。要するに年金制度というものを一つの相互掛金あるいは保険的な考え方とつた場合に、さうな給付の仕方、少なくともかけたものは必ず返すという給付の仕方というものを前提として保険計算をするか、それともさういふものはチャンスがなかったというところの考え方をすることによるかと思ひますが、たとえば国民年金の場合に昨年その話が出まして、たしか死亡一時金というふうな形のものを出すことにいたしました例があるかと思ひます。かような制度については、すべておよそかけたものは必ず返すべきであるという考え方をとつて、そもそも制度というものを考えるべきであるかどうか、これについては必ずしもさうすべきかどうかという点について、私どもは直ちにさうだとは思ひませんけれども、一つの考え方ではあるかと思ひます。ただしそのことがほんとうにいいことか、適切であるかという点については、まだまだ議論があるかと思ひます。

○横山委員 あなたはさつきから学者みたいな意見を言うて、あらうかあるまいかはわかりませんが、あるまいかあるまいか、まことに無責任きまわす。あなたは一体どう思っているのかを私は聞いていたので、何も学者の判断を聞いていないのじゃない。政府に対して私どもから、不評判だから

こうした方がいい、どんなにその人が早期に、自己の都合で退職しようがあるいは懲戒処分になろうか——自分のかけたものも返してやらぬ、取り上げてしまふ、それだけの権利があるか。自分で毎月かけたものも、お前はけしからぬから取り上げるといふ権利はどこにあるか。それは本人の既得権じゃないか。期待権じゃないか。そこを侵害する権利が一体どこにあるか。だからあなたは、あらうかあるまいか、それは議論のあるところでありまして、今後検討もいたしませんというふうな無責任なことでもなく、あなたはどうか考えているか、それを一べん聞かして下さい。

○若尾説明員 社会保障全体の問題でございまして、私からお答えいたします。今申されましたような、いわゆるかけ捨ての問題でございまして、社会保障制度として年金というものを考えます場合に、これは全部国の方で税金から給付するのだ、その上に立つての掛金をかけるのだということであらば、これはまた別の問題かと思ひますけれども、先ほど次長が御説明されましたように、現在の年金というものは保険の建前をとっておりまして、すべての人が掛金をかけて、それによつて年令に達した人に対して給付を見ていく、こういうことになつておるわけでございます。その場合に、かけた掛金は全部返すのだということであらば、ある一定年令からの人の給付の金額というものは、それに応じて少なからざるを得ない。これをある年令からの人の給付というものを上げようとするれば、掛金を上げるか、あるいは別途国家から金を出すか、あるいは今

申されましたようなかけ捨ての問題を保障計算の上で入れていくか、そういうことにしませんと、いわゆるプレセント・バリエーとしての全体の原価計算ができないわけでありまして、そういう意味を次長は申されたわけでありまして、先生のおっしゃる通りに、非常に気の毒じゃないか、実際自分のかけているものまで全部取り上げるのか、こういう言い方をされますと実際あれであります。それは限度がありまして、もちろんある一定の年数をかけた方については給付していくという道は開くべきであらう。しかしながら社会保障の現在の骨幹をなしておる社会保険の建前としては、やはりかけ捨てというものを前提として給付というものを考えない、給付額自体を引き上げ、あるいは給付額自体を確保することが困難だ、こういうことでございまして。

○横山委員 私はさうは思ひません。かけ捨てを前提としなければ給付額の改善ができないとは思ひつていない。切り捨てがどのくらいあるかについては、計数の問題になりますから省略いたします。ところが、意見は違ひます。また今後の事態としては、かけ捨てが前提にならなければさういふものがうまくできぬのだという所説については、私は反対です。またこれからの事態としてはさういふことにならない、必ず私の言うようになる、さういふふうに私は考えておる。

時間があるうちに、広瀬君が関連があるから……

○広瀬(秀)委員 先ほどの平井給与課長の答弁の中で、懲戒処分を受けたというふうな場合に八割の給付にしている、さういふわけでありまして、その

中で私どもふに落ちないのは、公共企業体職員等共済組合法あるいは国家公務員共済組合法、そのいずれにおきましても、首を切られるのは大体専従者が多いわけですから、その専従者は費用負担において、長期給付のものは、国なりあるいは公共企業体そのものが負担をいたしております。それは労働組合が負担をしておる。さうしてその労働組合のためにやつた行為によつて処分をされる、首になる、その者まで八割だ。非常に長い期間専従者をやつておつて、新法施行後国あるいは公共企業体が負担する分を、全部労働組合がかつて負担をしておるわけですね。さういふものに対して八割というのは一体どういふところから出るのか、さういふものについては全くそれは理論の矛盾じゃないか、さういふものについてどう考えておられますか。

○平井政府委員 確かに、ただいま先生御指摘のようなケースの場合でございまして、国が百分の五十五を出しているというところはございまして。ただ専従期間は、確かに公庫なり公団等の出向職員の場合と同様でございまして、公庫なり公団なりあるいは組合なりが、国の負担金なりあるいは組合の負担金に相当する部分を共済組合へ払い込んで、その結果本人が共済組合に關する権利を継続していくという形になつておるわけでございます。従いましてさうしたケースにおきましては、確かに先生御指摘のように、その期間につきましても国が持つというところはございまして。しかしかりに専従職員でございまして、就職した後の全期間が専従職員期間でもございましては、またさういふ意味におきましては

国が持つている部分も若干は出て参るわけでございます。従いまして厳密に申しますならば、確かに私が申し上げたことは正確ではございませぬので、その点は訂正をいたします。

ただもう一つ、今のような場合には、ぜ制限するのとかいう御議論もございまして、これは共済組合の制度に恩給制度から切りかえました経緯から考えまして、一方におきましては社会保障の体系の中に公務員の退職保障の観念を入れていくということがあつたわけでございますが、同時にまた非常に高い給付水準を確保する理由づけをいたしまして、一つには公務員制度であるという特色をなお残しておるというふうな関係もございまして、給付制限規定を設けているというふうに理解いたしております。

○広瀬(秀)委員 これはもちろん、二年なり三年なりの専従期間でない期間がある。しかし十八年、二十年近くもずっとやつておるというふうな事態が、これから出てくるわけですね。二十年をこえたが、そのうち専従期間がほとんど十八年にもなつておるというふうな場合で、国の負担を受けたのはわずかに二年——入つた当初の、給料も安い時代の二、三年分だ、あと十七年以上は組合の専従期間である。さうして賃上げ競争が何らかで解雇をされた、さういふような場合に、一律に八割というふうなことをやる、これは、私わがわが——専従者というものは、私どもは本来ならば国が全額負担すべきだ、さういふ主張を持論として持つておるわけですね、何回かこの委員会でも言つたわけですね。ところが、いや、さうじゃない、これは専従なんだから、その

期間は、今課長が説明されたような経過で、組合に持たせるのだ、こういう理論だけで通してきている。そうだとするならば、やはりそこに矛盾というものが出てくるだろうと思うのです。かけ損やかけ捨てをなくしようというような基本的な精神からいっても、組合も損害を受ける、本人も損害を受ける、こういう二重の制裁的なものが、本来保険システムに移行しつつある共済制度というものにおいて、そういう矛盾というものは避けられないだろう。そういう場合にはこれからそういう例が非常に多くなってくると思います。新法が三十一年度です。今までもその目立つた極端な例は出てきませんけれども、今のその制度というものがそのまま横すべりしてあと十年近くもたつと、そういう事例が、理論的にもたえがたき矛盾というものが出てくるだろうと思うのです。そういうようなものを総合勘案されて、やはり特別な、そういう場合の扱いというものが当然考慮されてしかるべきだろう。労働組合が長期給付の分まで負担しておいて、しかも労働組合のために処分を受ける——これは遺憾ながらそういうべらぼうなことが今日の公労法体系の中で、あるいは公務員法の中で行なわれるわけです。そういうところを、共済組合だけは労働組合の負担にしているというところは、そういう損害を受けさせないのだということがそこにあったらうと思うのです。そうだとすれば、やはりそういう特別な取り扱いをするというところは問題だ、こういうふうに思うわけです。検討をお願いしたいと思います。

○平井政府委員 ただいま御指摘の点の中で、御本人の損害に帰するかどうかという点については、必ずしもそうではないということではさつき申し上げたところでありました。ただ労働組合が負担している場合であるから、その分については考えろというふうなことになるかと思いますが、これは私ども公庫の場合であらうと公団の場合であらうと、労働組合の場合であらうと、一応保険システムとしていろいろ形で運営している以上は、負担していたという問題はやはり得ないものと考えます。しかもその場合、組合が負担しているという行為と、本人に対する給付制限という行為と、直ちに結びつけて考えなければならぬかどうかというところは、やはり議論のあるところだ考えますので、必ずしも今直ちにそういうものを考えるというところは妥当ではないのではないかと考えておられます。

○横山委員 そんな本で鼻をくくったような答弁をする、いま一ぺん言いたい。一体本人の損にはならぬということ、本人が出しているわけではなく、組合が掛金を出しているのだから、本人は損はないじゃないか——それは顧みて他を言うもので、国はどれだけ出しているか、何も出してないじゃないか。出してないのに取り上げるやつがいるか。本人と組合が出しているものまで取り上げてしまう。こんなばかな話があるか。さっきあなたは国が出しているのだという話があったのですか。あなたみずから論理の矛盾を冒しているじゃありませんか。ともかく、僕も該当者の一人でありました

けれども、これは破産罪を犯したのじゃありませんよ。それは公労法では、あおり、そのおかしうのがありまうけれども、あおり、そのおかしうの、個人的利益があったことなしますか。かりにそういうことがあったとしても、個人的利益で争議行為が起ったと思いませんか。全然これは皆無でしよう。どんなに悪賢く解釈したところで、そういう意見は出てこないのです。組合員大衆のためにやったのだ。ある程度やり過ぎだったことがあつても、解雇処分なり処分を受けた人は、個人的利益は皆無なんです。だから、行政処分の問題と共済組合の問題とは、そこで区切る必要がある。従つて、破産罪を犯したならばまだしも、本人と組合が全額出してあります。これがもう今では一年や二年じゃありませんよ。僕の経験を言つても十年。今はずつとやる人が多いから、十五年、二十年と組合専従をやっている人がある。その掛金は全部組合と本人が出している。それを取り上げるといふ理屈がどこにあるか。この点を広瀬君は言っておるのだから、これは検討の余地がないんじゃないか、そういう破産罪と間違えたような非人情、荒唐無稽、認識不足などはだいたいことを言われると、これはやめるにやめられない。

○谷村政府委員 どうも横山委員が非常に誇張しておっしゃるものですが、ついで私もまたちよつと申し上げなければならぬような気になってしまふのでございしますが、今問題が二つあると思ひます。一つは給付制限をする重なる原因として、破産罪ならやむを得ないが、そうではないような、自己の利益とならないような、しかし法律

に抵触した結果受けた行政処分の場合にはこれはいいじゃないか、これは何も組合専従者であらうと組合専従者でなからうと、すべてそういう問題があたり、かつその掛金の財源がどこから出たかという問題とは別に、給付制限をする場合の考え方としてどうであるかという問題に触れられたと思ひます。これは先ほど給付課長が申しましたように、少なくとも今の共済組合法の考え方には、国家公務員法におけるいわゆる職員に対してはそういう制度を考えようという、やはり国家公務員としての、あるいは公共企業体の職員が残つておいて、一般的な意味における社会保険的なものではない国家公務員的な立場に立つた一つの考え方があるという点において、ただ破産罪だけが問題になるのか、それ以外の行政処分も問題になるのかという点があるらうかと思ひます。

第二に、その間の掛金について本人負担のほかに、国あるいは公企体の負担する部分があつた、あるいはなかったというところによつて、給付制限を区別すべきかどうかということでありまして、この点につきましても先ほど平井があとで若干訂正をいたしておりましたように、必ずしも国のものがあるからなかったからということではなく、むしろそれはいかなる体系のもとにその方が勤められ、あるいは通算を受けられておいて、その間の給付はいかなる形においてされておつたかという問題でありまして、むしろその期間たまたま公企体職員としての身分を持つておらなかった場合でも、あるいはたまたま持つておつても、本来の職務に

ついていないような場合であっても、通算をしておけるといふところに意味があるわけでありまして、その際の負担をだれがしておつたかという点は、むしろ問題になる筋のものではないといふふうに私は考えるわけでございます。もし組合専従者であつた場合でも、だから逆に負担は組合がやっていた、公企体がやつておつたのではないから返したらどうだというお話であるとは、一体それは公企体の職員であつたということか、あるいは国家公務員であつたという実体があつたかにかつたという面の検討にまで及ぶことになると思ひますので、決して荒唐無稽、非人情というこでなしに、やはりこの問題は非常に基本的な、共済組合制度なり国家公務員におけるそういう年金制度の扱い方の問題として、十分考えなければならぬ問題だと私も思つておるわけでございます。

○横山委員 言うだけ言つておきますが、あなたは労働運動に対する理解がない。これがまず大前提になるわけだ。これは職掌柄しうがなと思つたが、労働運動というものは、私から申すまでもないことであるけれども、組合役員個人の利益は皆無である。それから憲法に認められた活動である。その活動の過程においてたまたま生じた問題で、共済組合の問題にまさには自動的に処分を受けるというのは、共済組合の問題と労働運動、行政処分の問題をこつちやにしているのじゃないか。一般の処分の問題は別の角度で論ぜらるべきであつて、憲法に保障された労働運動の原則の過程における問題については、これは違った角度で論じられてもいいのじゃないか。従つて職

員たる身分を離れたということについてはこれはやむを得ないけれども、それまでの扱い及びそのときに得べかりし既得権、期待権については、共済組合としては保障しても何ら問題がないのではないかと。何か労働運動で処分された人に対して、共済組合として自動的に破産罪と同じような処置をしなければならぬという基本的な理由は、共済組合の立法の精神にないではないか、こう言っているのです。その区別がわからぬと、もう非人情さがある話になってしまうのでありますから、これはまあさきよりあなたが答弁するときに、今晩暮夜ひそかによく考えていただいて、一つまたいづれかの機会に御答弁を願うことにいたします。

○小川委員長 平岡忠次郎君。

○平岡委員 ただいま上程の外国為替銀行法の一部改正案というものは、為替専門銀行である東京銀行に對しまして、自己資本の五倍を限度として金融債の発行を許す、そして所要の資金を安定的に確保せしめて、同行の外国為替取引及び貿易金融の円滑化に資せしめんとするものだとしておりますが、発行総額の積算基礎となる自己資本の額をまずお聞きしたいと思ひます。

○大月政府委員 新しい法案によりますと、債券の発行の限度は自己資本の五倍ということになるわけでございますが、昭和三十七年三月末におきまして、それらの計数について申し上げますと、資本金が百億でございます。それから準備金の中には、利益準備金、任意積立金、貸倒準備金、価格変動準備金、その他いろいろの準備金がございます。

まして、それらの準備金を合計いたしますと百三十九億一千四百万という数字になります。そういったと、今の資本金と諸準備金、合計いたしました二百三十九億一千四百万、おおよね二百四十億が自己資本になるわけでございます。

○平岡委員 そうしますと発行の総額というものは、二百四十億ですから、五倍ですから千二百億ということになります。

○大月政府委員 三月末の自己資本が、今申し上げましたような数字でございますが、その中で差し引いてございいます配当と賞与と納税準備金、そういったものは予定の概数でございます。まだ確定いたしておりません。

○平岡委員 そういたしますと、千五百十億程度となるはずであります。また三十七年度分の予定発行高、それから発行のプログラム、それから債券の予定引受先につきまして、お答えをお願いいたします。

○大月政府委員 この債券発行につきましては、前提といたしまして、主として為替銀行間の協調ということをお話いたします。銀行及びそのほかの為替銀行その他金融機関の代表者をもつて構成いたします協議会を作りまして、そこでどのくらいの金額及びどういふような条件で発行したらいいかといううなことを、御相談願う建前になっておるわけでございます。これは法案が通過いたしまして正式に制度ができてからのことでございますので、まだ単なる一つの見通しとしてお聞き願ひたいと思ひますが、この法案を提出いたすにつぎましては、金融制度調査会に

諮りましてその御答申を得たわけでございます。そのときの議論といたしましては、おおよね月に十億程度のものを発行するのでいいのではなからうか、こういうことでございます。そういったと、大年度間におきまして百二十億でございますが、事実上四月は発行できないという関係、あるいは金融情勢によりまして、それを若干下回るといふようなことになるかもしれないと思ひます。そういうことは具体的な毎月の金融情勢によることとございいますけれども、いろいろそういうことを勘案いたしますと、とりあえず百億前後くらいにならうかというふうな考へております。

それから消化先でございますが、最初に申し上げましたような考へから出ておりますので、主として為替銀行を中心としてその相当部分を引き受けてもらひ、そのほかにもその他の金融機関にお願ひして引き受けてもらひということにならうと思ひます。金額は月十億程度のことでございいますので、そう大きな負担にはならないであらうと思ひます。

○平岡委員 次に債券の種類と予定される利率等につきましてお聞かせ願ひます。

○大月政府委員 ただいま法案によりますれば、利付及び割引、両方の発行ができるわけでございます。これは現在の長期信用銀行で発行いたしております債券と、法律的な基礎を同じくするわけでございます。ただ現実の問題といたしましては、この為替専門銀行が主として為替及び貿易金融をやるということになりますと、性格的に短期の金融になるわけでございます。そ

ういう意味で発行いたします債券も、現在長期信用銀行が発行いたしております債券の期限よりも短い方がいゝのではあるまいかというのが考へ方の基礎でございます。そういう意味で、現在長期信用銀行の債券は、利付債におきまして五年でございます。その他割引債の一年ものが出ておりますが、この新しい債券におきましては、やはり安定的な資金を得るという意味においては、一年の割引債でなくて、利付債の方がいいのではないかと。しかしこれが正式の長期金融機関としての債券でないという意味におきまして、それより短い方がいいというのが大体の考へ方でございます。そういう意味で具体的な条件は、先ほど申しましたような協議会の御相談に待ちたいと思ひております。これは発行する側のいろいろな立場もございいます。引き受ける側の引き受ける利便、金利、その他コストの問題等がございいますので、最終的にはそれらの御相談に待ちたいと思ひます。しかし今のところは大体現在の金融債の金利体系及び期限の体系というものがございいますので、今申し上げましたような考へからいいますと、おおよね二、三年ぐらゐの期限で、金利が六分七厘、八厘ぐらゐといううなところに落ちつくのではあるまいかと考へておりますが、これはまだ最終的にはきまつておる問題ではございません。

でその中間的なもの、中期的な債券を発行させるということでございます。

○大月政府委員 仰せの通りでございます。

○平岡委員 次に伺ひますけれども、東京銀行の現在の円資金の貸し出しに運用している金額はどのくらいあります。

○大月政府委員 昭和三十七年三月現在におきまして貸し出しは、二千十億でございます。

○平岡委員 それに見合う資金調達に構成といふまいやうか、それはどういふことにならうか。

○大月政府委員 現在の東京銀行の円資金繰りについて申し上げますと、今申し上げました二千十億は貸し出しの数字でございますので、そのほかに有価証券を持ち、外貨を保有いたしており、そういうものが円資金でまかなわれております。それを合計いたしますと二千四百三十一億という数字でございます。おおよね二千五百億程度でございます。その二千四百三十一億をどういふ格好でまかなうかということでございますので、内訳を申し上げますと、一般の預金におきまして八百四十億、それから自由円預金、外貨が東京銀行に入りまして、それを外貨に売り上げまして円にして預金してある分が三百三十一億、それから先ほど申し上げました自己資本その他合わせまして百六十九億、外部負債といたしまして日本銀行借入れが一十二億、コールその他が百十五億、合計いたしまして二千四百三十一億、こういううな資金調達源になっております。

○平岡委員 そろそろと初年度債券発行によって得られる資金が百億という事になっていきますけれども、今の調達資金の構成の中に新しくそれが入っていくわけですね。ここにコール資金が百十五億あるようですけれども、大体今コール市場は証券関係の問題とかいろいろなこと、安定したコール市場がないと思うのです。金利も相当高いのじゃないかと思うのですけれども、こうしたコールに依存しているという事はかなり不安定だ、そうした意味で今度の金融債の発行も、これと逐次とてかわっていくというよりな意図なのかどうか。その辺のことをお聞きしたい。

○大月政府委員 現在の為替専門銀行の基本的な建前は、一部の資金を預金に依存いたしまして、残りを主としてコールに依存するというような感覚で出ているわけでございます。しかし、最近の都市銀行は大きなオーバーローンの状態であることは御存じの通りでございますので、東京銀行もそういう一般の例に漏れず、今申し上げましたように日本銀行借入れが相当額に達しておりますが、これはある意味では希望する姿ではございません。しかし今の状態においてはやむを得ない。

次にコールにつきましては、正常化した姿においては当然コール資金に依存するものと考えておりますけれども、今のこのような状況ではなかなかむずかしい状態でございます。そういう意味で、今のコール資金につきまして安定的な資金源によって置きかえたいというものが、今度の考え方の基礎になっております。そういう意味で、今度金融債を発行いたすということになりますと、このコール資金の振りかえということが主たる目的になると思えます。それによって東京銀行が運用いたしております金のうちの底だまりの部分分が安定的な資金に切りかわる、こういうふうに考えております。

○平岡委員 当面がちょうど百十五億と百億ですから見合ふような格好になります。しかしあなたのお話になったように日銀借入金というものは正常な形でないのだという建前に立つならば、やはり逐次増加すべき債券発行による資金というものが日銀の借入金にとつてかわるということも考えられる、さように理解してよろしゅうございませう。

○大月政府委員 現在の日本銀行借入れの中には、一つは輸出振興、貿易振興という感覚から、特別の優遇制度に乗っておるものがあるわけでありまして、これは為替専門銀行だけではなしに、一般の為替銀行に適用されているものでございます。たとえば輸出買手でございましてとか輸入買手というふうな特別の低い金利になっている。こういうものは最後まで残ると思えますけれども、その他の部分につきましてははできるだけこれは減らしていくというのがわれわれの考え方でもございまして、当然なるコールだけの振りかえということではなしに、日本銀行借入れも逐次できるだけ圧縮して参りたい、これが目的の一つであります。

○平岡委員 東京銀行は主として外国市場において短期資金を取引として国際的な低金利ということに競合できるといふのは、やはり土台から外資自身に見合ふ、あるいはその一連にある円資金自身のコストも安くしなければならぬという配慮が当然加えられると思うのです。そういう意味において、今のコールの異常高の金利とか、あるいは日銀の貸し出しのうちでも高い部分、そういうものを安定的なものにしてしようという意図であるから、そういうことであれば私はけっこうだと思ふのです。

それから次に伺いたいのは、日本の全外国為替取引扱いのうちに占める東銀のシェアはどのくらいになっておりますか。

○大月政府委員 昭和三十六年の下期におきまして、輸出が二・二％、輸入が一九・一％、大体二割程度でございませう。

○平岡委員 大体輸出輸入の二〇％前後というものは、ずっと今まで均衡していつているのですか。大体固定的に進んでいまして、最近。

○大月政府委員 輸出につきましては従来もう少し高い場合がございまして、最高が三十四年度下期の二五％でございまして、その他の期におきましては、大体二・二％、三％、四％くらいのところでございますので、大体同じ水準で推移いたしております。それから輸入につきましては、最高の時期がやはり三十四年度下期でございまして、二四・一％という時期がございまして、その他大体二・〇、二・一、二・二くらいのものでございまして、今の九・一は若干低くございませうけれども、大体二〇％前後のところでございます。

○平岡委員 輸入の方のパーセンテージは低くなる方がけっこうだと思ふのですが、輸出でも下がっておるといふ点が多少気になると思ふのです。そういう点がやはり円資金の調達の不足とか、そういうことに基因しているとするならば、今回の法律が通りますと、その効果が出てくることに期待したいと思ふのですが、そういう点がやはりネックになっておりますか、どうですか。

○大月政府委員 やはり東京銀行の円資金繰りというものは苦しい状態でございますので、シェアの問題についても若干苦しいであろうと考えておりますが、この制度ができれば若干はその点が緩和されるだろうと考えております。

○平岡委員 その次に東京銀行の重役の構成をお聞きしたいのです。それからもう一つついでに甲種為替銀行による東銀株式の、それそれだけでなく、いのですけれども、大体のおもな銀行による保有高をお聞きしたいのです。

○大月政府委員 まず重役の構成でございますが、基本的には主として旧正金系統において育たれた方が主力を占めておりますが、そのほかにこういう特別の銀行でございまして、大蔵省系統の役員、それから日本銀行系統の役員がこれに加わっております。さらに各為替銀行との協調という面がございまして、最近におきましては為替銀行の代表者一名を社外重役に加え、かつ貿易界との関連を深めるといふ意味におきまして、貿易商社の代表の方に入っていただいております。これが全体としての重役の構成でございます。

それから株式でございまして、ほとんど全部の甲種為替銀行が東京銀行の株を持っておりまして、その合計が千三百五十万株でございます。

○平岡委員 重役構成においても、それから持ち株を各為替銀行が持つておるといふことも、日本貿易の先頭に立てる一つのチャンピオンとして東銀を育てていこうという意向の表明として大へんいいと思うのです。終戦直後といたしまして、昭和二十七年、八年ごろにおきましては、銀行ばかりでなしに、民主化の胎動が日本におきまして各方面に起こりました。そこでもとの正金のような特殊の形態というものの必要はないのではないか、各銀行も外国為替をやっていく権利を与えようということで、外国為替業務とか、そういうものに対するシェアを要求してくるような立場にあつたわけです。もう一つには、しかし日本の敗戦後の経済復興をさせるために、国際金融市場においてものを言い得るような、そういうチャンピオン銀行を作ることの方が先決ではないかという、二者択一的な議論が行なわれたと思ひます。私、ちょうど昭和二十八年に別の用でヨーロッパに行きました際に、そうした関係も調べたいと思ひましてずっと見て参つたときに、国内の議論とはおおよそかけ離れた現象に突き当たりました。というのは、昭和二十八年の七月でしたか、八月でしたか、ロンドンのシティの一角にある東京銀行を訪れました。そうしてドアを排して入つてみますと、それはもう理屈ではなしに、日本人のリーダーのもとに、英国人が七、八十名仕事をしておるのです。まさに普通の銀行を開設して、じゃんじゃんやっ

ておるわけです。ところで日本において議論しておる相手方の銀行、一流銀行ですが、そういう方々の出張先を見ますと、コルレスの銀行の一部を借りたりして、しょんぼりやつておるわけです。国内における議論とだいぶ様子が違ふなということを感じました。

次いでニューヨークの方に行きますと、その格差というのですか、程度がうんと開いておるわけです。そういうことで、議論の外だなという感じを持つて帰りました。大蔵省当局としてもそういうことはつとにわかつておったと見えてまして、やがて翌年です、二十九年四月に、やはりそういうことを考慮されて、外国為替銀行法の制定を見たわけでありました。そのときにやはり当委員会としても、なかなか良識がありまして、そうした形のものはいくらと成長させなくてはいかぬというところで、附帯決議を付しておたはずであります。今それを思い出しますと、「外国為替専門銀行に課せられた国民経済的使命の重要性にかんがみ、同行機能の完全なる發揮を図るため、政府は外国為替専門銀行に対し低利円資金の供給、政府保有外貨の預託、輸入ユーザンス制を認める等為替貿易金融制度の正常化の強力なる諸施策を検討の上急速に実施に移された」というような附帯決議を付しておりました。この中には、アップ・ツー・デットでない項目がありますが、当時としては最も必要欠くべからざることを羅列しまして、その推進方を決議しております。そのうちで、低利の円資金の供給ということがありますが、この点は、日銀の弾力的な貸し出しの扱いという点で多少考慮されておるかも知れない。

しれないけれども、必ずしもこの低利円資金の供給という点では充足といえますか、実現はしていないように思いますが、しかし低利円資金でなしに、円資金の絶対量の増額ということが当面の急務になってきたので、これは趣旨は多少違いますが、本日のこの法律の一部改正で、こういう点を補う、そういう形が出て参りましたので、私どもとしてはやるならば徹底的にやつてもらいたいと思つておるくらいであります。そういうことで、この法律は、日本社会党としては全面的に賛成ということ、態度をきめておるわけでありました。こいねがわくば、せつかくこういふものができましたのですから、いやしくも消化不足になるようなことのないように、当局におきまして特段の御努力をお願いしたいと思います。

以上、希望を申し述べまして、私の質問を終わることにいたします。

○小川委員長 これにて、両案に対する質疑は終了いたしました。

○小川委員長 これより討論に入るのであります。両案については、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。

お諮りいたします。両案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めます。よつて、両案はいずれも原案の通り可決されました。

○小川委員長 ただいま可決いたしました両案中、昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改正に関する法律案に對しまして、細田義安君より三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者の趣旨説明を求めます。細田義安君。

○細田（義）委員 ただいま議題となりました附帯決議について、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。附帯決議の案文はお手元にお配りしてありますから、朗読は省略させていただきます。

〔参照〕

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改正に関する法律案に対する附帯決議

将来において、本法適用者と新法施行後の退職者との間に、支給原因発生時期により共済年金間の均衡が失われるおそれがあるため、今後検討の上是正の措置を講ずべきである。

なお、今後恩給法の改正が行われる場合には、これと相まつて同程度の是正の措置を講ずべきである。

すなわち第一点は、御承知の通り今回の改正案は、旧令による共済組合、旧国家公務員共済組合等から現に年金の支給を受けている者、つまり旧法当時に退職した者の年金を、現行の一万五千円ベースから二万円ベースに改定すること等を目的としておるのであります。言いかえますと、旧法が新法に切りかえられてから後の年金の

改定については、一応触れないこととしております。従いまして、もし今後さらに旧法当時の退職者に対する年金額の改定が行なわれますような場合が起つて参りますと、新法に移行してからの退職者の年金額との間に不均衡を生ずることとなるおそれがありますので、政府は今後この間の関係につきましても十分検討の上、是正の措置を講ずべきであるというものであります。

第二点は、本法は申し上げるまでもなく恩給受給者との均衡をはかる意味でとられた措置でありますから、今後恩給の額その他支給の条件等について何らかの改正が行なわれた場合におきましては、これに即応して本法の適用者についても同様の改正を行なうべきであるというものであります。

以上申し述べました理由によりまして、本附帯決議を提出する次第であります。皆さんの御賛同をお願いします。

○小川委員長 これにて提出者の趣旨説明は終わりました。細田義安君提出の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めます。よつて細田義安君提出の動議のごとく附帯決議を付するに決しました。本附帯決議に對し政府より発言を求められております。これを許します。天野大蔵政務次官。

○天野政務次官 ただいま御決議をいただきました附帯決議の御趣旨に沿ひましてよく検討し、考へて参りたいと存じております。

○小川委員長 ただいま議決いたしました両法案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に第一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

本会議散会後に委員会を再開することといたし、暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後三時五十四分開議

○小川委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の通告があります。これを許します。戸里子君。

○戸里子委員 私は、この産業投資特別会計に關係のあるガリオア・エロアの問題につきまして外務委員会に質問をいたしました。はつきりいたしませんでしたが、多くの点の中で一点にしましては、きょうはお尋ねをしたいと思つて、それは、日本が英連邦物資を輸入してアメリカに引き渡した分の金額が今回の総額から差し引かれておりますが、この内容についてでございます。

資料によりまして、英連邦軍物資対米引き渡し分として二十万ドルを引いておるわけでございますが、外務委員会の説明では、一九四七年の三月十四日、スキヤピンが日本政府に來て、在日英連邦軍がこれに基づいて日本政府に生活必需品その他のものを売り渡す、あるいは無償で渡し得るということになって、英連邦軍と日本の貿易庁との間で売買契約をした、そして貿易

資金特別会計に基づいて、その資金の運用として物資を購入したと説明されまして、その後八十五万八千九百九十九ポンドを支払ったというふうなことが説明されたわけでございます。それで、念のために、この八十五万八千九百九十九ポンドというのは、日本の円貨にするに幾らでございますか。

○安藤政府委員 便宜から申し述べます。日本の円貨にいたしまして、八億六千四百七十六万二千九百七十三円支払ったわけでございます。

○戸叶委員 これだけの物資を買ったわけですが、それに対して、日本は支払ったわけですね。それで大蔵省の宮川政府委員が外務委員会におきまして説明されたのですけれども、非常に早口でべらべらとおっしゃってしまひまして、その数字がキヤッチできまへんでした。私はこの会計からどれだけのお金が出たかというのをあとから資料で出していたらいいと申し上げましたけれども、質疑の打ち切り等でそのまゝになっておりますので、何年に幾ら、予算のどの部分から出たかということをやつくり説明して下さい。

○宮川政府委員 大へん失礼いたしました。ただいまはつきり申し上げます。

昭和二十六年六月二十八日に一億五千万円、これは一般会計の貿易特別会計残務処理費から出ております。同じく二十六年十二月十五日に一億五千万円、これは同じく一般会計の貿易特別会計残務処理費から出ております。さらに、二十九年三月三十一日に一億五千万円、これは一般会計の平和回復善後処理費から出ております。引き続き

まして、三十年四月二十八日に一億五千万円、これも同じ一般会計の平和回復善後処理費から出ております。引き続きまして三十一年四月三十日に一億五千万円、さらに三十三年三月三十一日に一億一千四百七十六万二千九百七十三円、この二つは賠償等特別債務処理特別会計から出ております。合計八億六千四百七十六万二千九百七十三円に相なります。

○戸叶委員 その出どころと総額はわかりましたが、性質上、賠償等特別債務処理費ですか、そこから出るといふのはどういふわけでございますか。これはイギリスのBCOF物資を日本が買ったのに、賠償の会計から出すのはどういふような根拠があるわけですか。

○宮川政府委員 御承知のように、BCOF物資は、貿易資金特別会計及び貿易特別会計法に基づきまして、通常の商業物資として購入したわけでありまして、従ひまして、当該会計において支払うのが本則なのでございますけれども、米当局の意向によりまして、後年度に繰り延べられたわけでありまして、支払いは、二十六年六月に始まつたわけでありまして、その当時すでに貿易特別会計が廃止されておりました。資産、負債は一般会計に全部承継されたわけでありまして、従ひまして、昭和二十六年年度の初めは、一般会計の貿易特別会計残務処理費といふもので支払ったわけでありまして、ところが、昭和二十七年四月に御承知のように平和条約が公布されました。平和回復に關連する債務の支払いに充てるために一般会計に平和回復善後処理費が設けられましたので、BCOF物資も占領軍であります英連邦軍から購入したものであるという経緯から見まして、平和回復善後処理費から二十八年度及び三十年度に支払われたわけでありまして、ところが三十一年度になりまして賠償等特別債務処理特別会計が設置されましたので、賠償等特別債務処理特別会計法第一条の規定によりまして三十一年度及び三十二年年度にわたつて同会計から行なつた次第でございます。

○戸叶委員 私は賠償等特別債務処理特別会計からBCOFから買った品物に対して支払いをするのはおかしいじゃないかといふことを伺つたわけですが、なお詳しく申し上げますと、賠償という性質とは違ふのではないかと私は考えるのですが、この点はいかがでございますか。

○宮川政府委員 賠償等特別債務処理特別会計の第一条の規定によりまして支払つたわけでありまして、

○戸叶委員 今、宮川局長からの御答弁の中で、初め貿易資金特別会計から払おうとしたのですが、イギリスの望みで延べ払い——何とおっしゃつたのですか。

○宮川政府委員 繰り延べられまして、貿易特別会計の存続している間に支払わなかつた。支払うというときに貿易特別会計がなくて、一般会計の貿易特別会計残務処理費から支払つた。だんだん月日がたつにつれてそれもなくなつたので、平和回復善後処理費、それから賠償等特別債務処理費、こゝろいふに支払つたわけでありまして、

○戸叶委員 その点で、あとから伺うのですけれども、念のために何つておきたいのは、イギリスが貿易特別会計

のあるときに支払うのを望まなかつたといふのはどういふわけなんですか。

○中川政府委員 これは最初の指令、一九四七年の三月十四日の指令に、売却または処分のために提供するという申し入れが要するにあつたわけでありまして、それに基づきまして個々の品物の受け取りをしたわけでございますが、結局受け取りを、これをどう処理するかという際に、すぐに払うのではなくて将来払うことにしようじゃないかといふ了解であつたわけでございます。従つて、イギリスの希望と申しますが、要するに最初からの申し入れが、すぐに支払うということよりも売却または処分といふことで、はつきりした条件はそのときにきめていないわけでありまして、売却ではございませんが、その支払い条件等は結局あとできめるといふ了解のもとに受け取つたわけでございます。従つて、その了解に基きまして、ただいま宮川理財局長の申されたように繰り延べ払いであつて支払つたといふことになるわけでございます。

○戸叶委員 今の条約局長の御答弁に対して、私あとから質問をいたしますが、その前に、今条約局長がお述べになりましたことは、今の八億六千四百七十六万二千九百七十三円のうち、朝鮮軍に際して、日本政府が持つていたBCOFから買った物資を、アメリカに自分の方に渡してくれと言われたので、米価に換算して十九万九千五百二ドル七十二セント分の物資をアメリカに引き渡した。そして倉庫料とかその他の諸掛りを加えて今度のガリオア・エロア返済金の中から引いた総額二十万九千四百七十七ドル八十六セ

トということになつたと私は了解するわけですが。さらに、今中川条約局長がおっしゃいましたように、一九五一年の八月十三日のスキヤピンで、それだけのお金は、二十万九千四百七十七ドル八十六セントといふものは、日本政府のクレジットとしてアメリカに待機するということになつておると思いますが、それで今回は差し引いたといふふうに了解していいわけでございますか。

○中川政府委員 その通りでございます。イギリスから受け取りました八十五万ポンド分につきましては、結局円価に換算いたしました八億六千万円余のものを支払つたわけでございます。しかしそのうちで実はアメリカに転用したものがございまして、その分はただいま御指摘になりました一九五一年八月十三日付の覚書によりまして、クレジットとして将来アメリカが日本に対して決済するといふ約束になつております。従つてその分を今回のガリオア協定で決済した、こゝろのことになるわけでございます。

○戸叶委員 今までのことが結局ガリオア・エロアの総額の中から英連邦軍引き渡し分として今回差し引いた全額だと思ふのです。

そこで私が伺ひたいと思ひますのは、まず最初のスキヤピンというのが、先ほど条約局長がおっしゃいましたように二十二年、一九四七年に来たわけですね。そうしてその中に書いてあるのは、つまりBCOFの司令官と日本の貿易庁との間で話し合ひをして、品物を買ふとかあるいは無償で受けるとかいふふうにするのだ、その場合に三通の受け取りをよこさない、

一つは英語で書いた分をよこせというの、これはどういふ意味かわからないのですが、そのうちの一つは英語で書けという意味ですか。それともこの三通のほかに英語で書いたものを一通残しておけ、その英語で書いたものはどれだけの価格であるか価格を表示しておくのだというところが書いてあるのですけれども、この英語で書いた分と入っているのはその三通の日本が受け取ったのであつたのか、これも伺いたい。

○中川政府委員 一九四七年三月十四日の覚書によりますと、その受け取りは三通英語で出すようにということとございませう。従つて英語というものは三通とも英語でございませう。

○戸叶委員 その中には、はつきりした金額ではないでしうけれども、あの記録として必要なために輸入された物資に見合う価格を表示しておけというところが書いてあるわけでございます。念のために伺つておきます。

○安藤政府委員 このスキヤップンの中にはカッポをしてレコード価格、記録のためにドル評価を書くというふうになつております。その後種々向こうとの話し合いの結果、やはりこの価格をもつてこの物資の価格と認定しまして、それに基づいて払うことになつたと承知いたしております。

○戸叶委員 そのときの品物を受け取つた場合に、日本はこれだけの量のものを受け取りました、その価格は大体見積りもはこうでございます。そういうふうな受取書だけを先方に渡して、日本とBCOFとの間にはいつ払うとかどういふふうにして払うとかい

うことは、このスキヤップンに関する限りは何らないわけでございますね。

○安藤政府委員 スキヤップンの第一項に、セイル・オブ・デイスボーザルと書いてありまして、御存じの通りセイルは売却でございますし、デイスボーザルはただであるというところがはつきりしております。従いましてレシートを出すというものは一種の売買行為だつたとみなされるべき性質のものかと思ひます。そこで、この価格を表記いたしますときにデイスボーザルに当たるものはいわゆる無償でございます、これは価格がゼロになつたはずでございます。問題は、記録のために評価する、価格を記載すると書いてあることが、その物の実際の価格であつたかどうかというふうなことがあつた問題は、問題になるものかと考へますけれども、当時いろいろ向こうと話し合つた結果、それは一応妥当なものであると認められるべきドル表示を書いたものであるから、それに基づいて決済をしようというところになつたやに聞いております。

○戸叶委員 アメリカ局長は私が聞こうとしないことでも想像して、大体そういうことを問題になさるだらうと思ひましてなんにおっしゃつたのです。そういうことを私問題にしようなどと思つておりません。受け取りをお出しになつた場合に、デイスボーザルの分、つまりゼロになつた分があるわけですね。その場合の受け取りは向こうから、これはゼロだ、ただだということであつたわけなんですか。その受け取りというものはどういふわけで向こうへ渡したわけなんですか。

○安藤政府委員 これは貿易庁でやつておられまして、私実際は承知しておりませんが、私の承知しております限りにおきましては、いわゆるウエーストに当たるもので、価値のないと認定されるものについては評価が書いてなかつたというふうには承知いたしております。それでこの支払いのときにはもちろんそれらのものは金額にも加算されない次第であります。

○戸叶委員 その価値のないというのはすなわち無償だと思ひます。その場合にこれだけのものは価値がないけれども、受け取りとしてお出しになつたのか、それとも有償のものだけに對して三通英文のこれだけの量を受け取つたという受け取りをお出しになつたのか、両方出されたのか、あるいは片方だけ出されたのか、その点を伺いたいと思ひます。

○安藤政府委員 私実際業務をやつておりませんでしたし、貿易庁でやつておられましたので、具体的事実は承知いたしません。しかし私が当時聞いたところとしてばくと覚えておるところでは、とにかく価格がゼロとしても一応は受け取りを出されたというふうには私は記憶してありますけれども、正確のところは貿易庁、今の通産省の方で御存じかと思ひますが、私は一応物を受け取つたという証拠に価格がゼロとしてレシートを出されたやに聞いております。

○戸叶委員 あとははつきりしておいたいただきたいことは、これだけの量を受け取つた、これだけの金額に大体相当するけれどもこれは無償であるか、あるいはこれだけの金額に相当するものである、有償である、そういう

ことがはつきり区別されていたかということをおとてお調べになつていただきたいと思ひます。それが一点。

次に私が伺ひたいのは、このスキヤップンというのはい九四七年、すなわち二十二年の三月十四日に来て、そうして貿易庁とBCOFの司令官との間で授權をされて売買契約をしたというところを、今までの説明によりましておつしやるわけですね。そうして輸入された物資は、これだけの量を輸入されました、そしてこれだけのものを、大体金額としてはこれだけですから、これが受取書ですといつて受け取りを出したわけですね。今の御答弁では、これだけのものは受け取つたけれども、ただであるとか、あるいはただでないとかいふことはどういふわけなんですか、両方、かりにアメリカ局長がおつしやるように、これはただのものとしてこれだけの量はもらひました、これだけの金額に相当するものですというレシートを出した。そういうふうにお出しになつて、それは一九四七年です、昭和二十二年からずっとやつていたわけですね。そうしてBCOFの品物が入つてきたわけですね。そうして今度は在日英連邦軍の希望によつて、さつき御説明がありましたように、すぐ払わないでいいから、あとから払うというふうな了解を取りつけてある、こういうことをおつしやつたわけですね。そうして二十六年からお払いになつたわけですね。そうすると、結局二十二年からイギリスの品物が入つてきていて、そうして日本でそれを適当に使つて、朝鮮事変が始まつたので、そのうちでアメリカが二十万ドル相当分をよこしてほしいとい

いのでそれだけを渡した、こういうことになると思ひます。ですから結局日本の政府として払つたのは、イギリスの願ひ等もあつて、そうして二十六年から三十二年まで、会計年度としては払つたわけですね。そうしますと、二十二年から品物が入つてきていて、二十六年から払う、それはイギリスの希望として払うことになつたのです、その間に、今すぐ払つてもらわなくてもいいから、どうかあとで延べ払いをしてほしいという、そういう話し合いをした、了解がついたとおつしやるのですが、その了解事項というものはどういふふうな内容のものであつたかを伺ひたい。

○中川政府委員 これはBCOF物資八億六千万円余のものを五年ほどの間に受け取つたわけでございますが、これを受け取る際には、先ほどのように、大体原則として売却あるいは無償のものも若干はあつたわけでございますが、売却といふことで受け取つたわけでございます。価格につきましては記録用のためという断わりではございませんが、一々受け取る際に価格を書いて受け取りを出しておるわけでございます。しかし現実の支払いは、向こうの請求がございせんので、昭和二十六年ごろまでずっとそのまゝになつていたわけでございますが、昭和二十六年に日本と講和条約もだんだん近づきましたので、日本とイギリスとの間で、価格が全体で幾らになるかというところをお互いにつき合はせまして検討いたしましたのでございます。昭和二十六年の六月に検討いたしました結果、お互いの証憑書類を持ち寄りまして、結果、これが八十五万八千ポンド余であ

ということを確かめたわけでございます。従つて、この数字については、ここで日英間に一致いたしましたのでございますので、その数字に基づきまして、具体的な支払いは日本の予算の許す限度において今後支払おうということになりまして、そうして具体的な支払いは、先ほど大蔵省からお答えになりましたような割合で、予算の限度内で五年か六年の間で支払いを完了した、こういうことでございまして、商業勘定でございまして、別段ここに協定というふうなことも特に必要はなく、こういう格好で支払いが完了いたしましたわけでございます。

○戸叶委員 今の条約局長の御答弁でございまして、第一点は、品物をずつと受け取つて、しかし在日英連邦軍からは何も金額についての申し入れがなかった、そうするとこの一九四七年の三月十四日の覚書で、あくまでも貿易庁と英連邦軍司令官との間で、品物が来ましたが、はい、これは受け取りです、来ましたが、受け取りですというところで、五年間いつ払うともなく繰り返して、こういうふうな了承していい、こういうことでございましてね。念のために一つずつ区切つてお聞きいたします。返事だけでけっこうです。

○安藤政府委員 そのように承知しております。

○戸叶委員 そうしまして今度は二十六年の近くになって、いよいよ金額が向こうから示されてきたので、こつちの金額も示して、お互いに見せ合つて、それじゃ今度はお払いしましょうというふうなことで取りきめが行なわれたということですね。取りきめも何もしないのですか。

○中川政府委員 双方で金額をつき合せて、金額について意見の合致を見ましたので、今後五年ないし六年の間で支払いをしようという話し合いになりまして、予算の限度内での支払いを実行いたしましたわけでござい

○戸叶委員 金額の総額については意見が合致したので、昭和二十六年から何年間にわたつて幾らずつ支払おうというところで話し合いがついたのですか。

○中川政府委員 大体数年の間に支払おうというところで支払いを完了したわけでござい

○戸叶委員 その場合に、大体数年の間で支払いをしましようという了解事項何かをとりかわしているはずだと思ひますが、何もそういうことはなかったのですか。

○宮川政府委員 昭和二十六年の六月二十三日と二十九日付をもちまして、総司令部の経済科学局長と大蔵大臣との交換書簡がござい

○戸叶委員 それに、先ほど条約局長から御答弁いたしました合意が確認されたわけでございまして、その合意の内容は四つございまして、第一は、日本政府は総司令部書簡受領後一週間以内に第一回分として一億五千万円の支払いをする。第二は、第二回分一億五千万円は昭和二十六年秋の補正予算に計上して支払う。第三に、昭和二十七年年度以降は、毎年一億五千万円を下らざる金額を支払う。第四に、占領終了後においては、平和取りきめの一部として取りきめられる条件に従つて支払う。こういうふうな合意があつたわけであります。

○戸叶委員 それに対して、日本の政府がよろしいというふうな同意をしたわけでござい

○宮川政府委員 その通りでござい

○戸叶委員 そこに問題があると思ひになりませんか。予算で継続して何年間にわたつてよそにお金を払うという場合には、当然それは憲法の八十五条で国会の承認を得ないでいいのですか。そういうふうな了解事項というものを取りかわした場合には、国会の了解を得ないで勝手にそういうことを了解しておいて、毎年幾ら幾らこうやつて払つていくということは、憲法違反にならないのですか。

○宮川政府委員 それは先ほどもお答え申し上げておりますように、商業物資の輸入でございまして、商業勘定として処理すべきものでござい

○戸叶委員 そのことはわかつております。先ほどの説明でわかつているわけですが、ただ、幾ら商業物資にしても、日本の国が一応何年間にわたつてこれだけのお金を払うのですというところは、結局それは債務の形で支出するわけですね。お金が出ていくわけですね、国の予算というもののうちから。そうすれば、何年間にわたつて継続的にこれだけのものを支払うというふうな

了解事項とか、あるいはまたこの取りきめというものは当然国会の承認を得なければならぬと思ひます。それではよろしいのですか。

○上林政府委員 法律的な問題でござい

○戸叶委員 それでは伺ひますけれども、今のような場合、どういふ場合に憲法違反ということがあり得るわけですか。そういうふうな解釈をされま

○戸叶委員 よその国との約束をしておいて、何年後に幾ら払います、こういうふうな言つた場合には、もう全然問題ないわけですか、国会の承認を得なくとも。しかもこの年だけに支払うということだつたら、私は問題ないと思ひます。この年に余つた予算の中から払うとか、この年に余つた予算の中から繰り延べて払つていくというならばよろしいのですけれども、それを払う前に五年間なら五年間にわたつて、幾ら幾らのものを何年かは払う、何年間は払うということを前もって約束しておいて、国会の承認を得ないで払つていくというところが憲法違反に

ならないというところ、これはいろいろなところの問題が起きてくるんじゃないかと思ひますが、それじゃどういふ場合に憲法違反になるというのか、その例を一つ示していただきたいと思ひ

ます。

○上林政府委員 まつすぐのお答に

○戸叶委員 まつすぐのお答に

○上林政府委員 まつすぐのお答に

○戸叶委員 まつすぐのお答に

○上林政府委員 まつすぐのお答に

○戸叶委員 まつすぐのお答に

○上林政府委員 まつすぐのお答に

○戸叶委員 まつすぐのお答に

○上林政府委員 まつすぐのお答に

○戸叶委員 まつすぐのお答に

○上林政府委員 まつすぐのお答に

○戸叶委員 まつすぐのお答に

○上林政府委員 まつすぐのお答に

○戸叶委員 まつすぐのお答に

○上林政府委員 まつすぐのお答に

○戸叶委員 まつすぐのお答に

○上林政府委員 まつすぐのお答に

○戸叶委員 まつすぐのお答に

○上林政府委員 まつすぐのお答に

○戸叶委員 まつすぐのお答に

○上林政府委員 まつすぐのお答に

○戸叶委員 まつすぐのお答に

○上林政府委員 まつすぐのお答に

○戸叶委員 まつすぐのお答に

○上林政府委員 まつすぐのお答に

○戸叶委員 まつすぐのお答に

○上林政府委員 まつすぐのお答に

○戸叶委員 まつすぐのお答に

○上林政府委員 まつすぐのお答に

○戸田委員　条約局長に伺いますけれども、今のような場合、今後もあると思ひのです。ちよつと今その例がよくわからないのですけれども、たとえばその国と一つの了解事項を持つて、そりしてこれだけのお金を何年かに分けて將來ずつと払うというよりな約束といひますか、そりいうときには条約という形になつてきますね、この間のタイのような。だから、これは当然国会に諮らなければならぬ問題になつてくると思ひののですけれども、今のような場合BCOFとの間では、なぜこの一九四七年の三月十四日にこりうふうな条件でこりうふうな払ひ

の受諾は結局受け取りという形で日本政府はしておる。従つて、売買契約はあつたわけでございますが、通常の場合のように一つ一つ単独の契約でなくて、申し入れは一括してあつて、それに対する受諾の方は各個の分割されておのおの場合に受諾の意思を表示しておる、そういういわば異例の格好の契約があつたわけであります。それからその契約によつて、すでに国家ないしは政府としては債務を負担しておるわけであります。一九五一年、昭和二十六年になりました、あらためて池田蔵相とマーカット少将との間で約束をいたしました際には、別に新しい債務

を拘束するわけです。従って、国会の御承認を得る条約の形でするのが通例でございます。このBCOF物資につきましては、要するに、債務の負担はすでにその前に行なわれており、それから支払いの態様をきめただけである、しかもその支払いは当該年度の予算できめられる範囲内です、これは行政府間だけでやる取りきめでございますから、当然国会を御拘束するということとは出てこないものでありまして、従ってその支払いにつきましても、予算の範囲内ですということになるのは当然でございます。そういう性質のものでございしましたので、これは国会

○戸委員 今条約局長がおつしやいましたように、こういうことが一般論として成立したら今後非常にいろいろな問題が起きると思ひますけれども、今、条約局長もはつきり一九四七年三月十四日の売買契約というものの形は普通の売買契約の形とは非常に違つておるものだ、これは占領中だったからというように、ごまかされたみたいなど答弁をされたわけでございますけれども、私どもから考えますと、このときに一応受け取ったというその受け取りを渡して、長い間をうしておいて、あとになって今度は新しく条件をきめてきたわけです。こういうふうな形で

て、ほかの問題ではありますけれども、これはよその委員会でございますから、私の質問はこれで打ち切りたいと思います。

○小川委員長　横山利秋君。

○横山委員　私は主としてこの産業投資特別会計法それ自身について、政府の意向をただしていききたいと思うので

す。

財政投融資が戦前戦後を通じてずっと日本の産業に大きな影響をもたらしてきたのでありますけれども、その歴史をたどってみますと、非常な変化がある。戦前における不況対策、短期融資対策あるいは資本の過剰、不況に對

する対策として行なわれたものと違つて、敗戦後における財政投融資というものは、今度は過小資本対策、戦後の復興処理対策あるいは直接間接に貯蓄を増強するというような手段にも持たれてきたのです。それはそれとして功罪相半ばするものとして認めますけれども、その情性というものが今日まで続いている。第三の段階としては、昭和三十年前後を境として、成長経済対策といいますが、経済発展対策としての財政投融資が行なわれてきたように思います。しかしながら、それとて、最近国会において論争されておる焦点というものは、ただそれが国の税金を通じて、あるいは国民の零細な簡易保険や郵便貯金をかき集めたもの、そういうものを私企業に大量に――配当のないところに大量に置いたり、あるいは低金利で長期に投じたり、これによつて健康保険や国民年金の十分な活用ができないようにするといふような結果を生じたりしてゐる。そういう点についていかなるものであろうか、従つて、財政投融資というものはこの際曲がりかどに来てゐる。特に資金運用部資金とこの産業投資特別会計の資金の運用というもののについては、これは区別をして物事を考えるべきであつて、国民年金や厚生年金の金の運用の仕方は、法律で明示してありますように、確実にこれを運用してその収益といふものは年金やその他に改善ができるように持つていくといふ、法律の主とするところに使われなければならぬ、こゝういふふうに私は再認識をする必要があると思つてあります。同時に、産業投資特別会計の運用につきましても、昔日のいろいろな経緯から考えま

して、一つの運用方法の改善というものが行なわれるべき時期に来ておると思つてあります。この点は大蔵のお考えはどうかでございましょうか。まず、それから伺ひたいと思つておる。

○水田国務大臣 政府の財政資金の運用の仕方は、お説のように、これは変わつておりました。当初は、御承知のように、基幹産業を建て直すことがやはり日本経済の復興の根幹であるときには、もつぱらそういう方向に重点が置かれて運用されたのでございまして、最近の動向は、御承知の通り、それが、最近の動向は、一般国民の拠出金が資金源として大きい部門を占めるようになっておる現状でございまして、やはりこの拠出者の意思を尊重し、一般の国民生活に直結する部門にこの資金が運用されるべきである、こゝういふ方針のもとにこの運用をやつておりますので、御承知の通り、国の財政資金の五割以上は、そういう方向に運用されるし、あるいは道路その他の産業基盤の整備という方面に三割、そのほか、開銀を通ずる基幹産業への投融資といふようなものは、もう全体のごくわずかな量にしか現在なつていない、こゝういふ運用の仕方をしておる次第でございまして、それはつまり運用の方針が現在変わつてきたといふことでございまして、こゝういふ点については、横山さんがおっしゃられておる通りの変化を示しております。

○横山委員 私は、今政府側がそうはいつておつても、実際問題としては、還元融資の比率は、去年はたしか二割五分でありましたか、使途別明細表を出しただけで、その十全を達成してお

らぬと思つてあります。資金運用部資金法は、その資金を確実に有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与せしめることを目的とする。なぜ確実かつ有利な方法で運用するか。それは明らかに郵便貯金やあるいは簡易保険その他零細な、働く人の金を集めたものであるから、確実有利な方法で運用することによつて、それらの人々のところへ還元をする、利子を高くする、給付内容をよくするといふために、確実かつ有利にやるのだ、従つて、それオンリーで考えたならば、確実有利な方から、貸すときと、そこを重点が置かれるべきであつて、それを他の目的に低利長期に貸すといふことは、資金運用部資金の立法の目的からいって違ひはしないか。

私ははつきり言うために、わざと積極的なものの言い方をしておるものでありますが、その考え方がどうも、法律にはそつ書いてあつても、貸す目的のために運用されておる。資金を出した人々のために運用されていくと、産業の発展だとか、あるいは公共事業だとかいふその目的自身を私は否定はしてはいないのではありませんが、本来の趣旨からはずれて、貸す目的のために運用されて、出した人々の目的のために実は運用されていく、こゝういふことを大臣はお考えになりませんか。

○水田国務大臣 貸す目的のためにといふことも、もちろんございしますが、しかしこれがもつぱら拠出者の利益になるようにといふことを中心の運営をしますためには、貸す目的のためといふものとの若干の接触が出てくるのは当然でございまして、目的のためには

低利にしなければならぬ。しかしこれには限度がございまして、これ以上低利にするといふ場合は、これは拠出者の利益にならないといふことになりまして、その辺の調整をするために、あるいは利子補給の問題が出てきまして、いろいろの問題が出てきますが、この両者が抵触しない範囲内において、拠出者の利益のために運用するといふところに力を入れて私どもは運用をしておるつもりでございまして。

○横山委員 私は、今資金運用部資金の問題を取り上げるのが本旨ではございませぬ。産業投資特別会計と並べて、一応議論をしていかなければならぬと思つておるものでありますが、資金運用部資金の金利にいたしましたところ、各方面に融通されておるその金利にいたしましたところ、使途別にものと区別をつけてもいいのではないか。これが出した人々のために運用される場合においては、金利はもとと安くして、貸す目的オンリーのために出される場合には、もつと金利は高くあつてもいいのではないか。高くしたからそれが運用が困難になるかといふことは、現状においては決してそうではない。従つて、この資金運用部資金の金利の問題についてはもつと格差をつけて、法の目的に合うような操作をしたらどうか、こゝう言つてゐるのであります。

○水田国務大臣 私はあなたの、貸す目的のためにといふ意味をとり違えておりました。貸す目的のためにといふことは、たとえば下水道等、環境整備、国民の生活に直結した問題のためにこれを貸そう、こゝういふ目的のため

に貸そうといふ場合は低利でなければならぬといふことになりまして、拠出者の利益と衝突しない範囲において、目的別に低利にするし、そうでないものは運用上有利に運用するといふことで、そこを総合して今運用しておるといふことを言つたわけであつて、むしろ目的別によつて、金利については、現在においてもいろいろ差をつけて運用しておるのが現状でございまして。

○横山委員 趣旨には、あなたも私も意見が一致するのでありますが、私は具体的な例は今時間がありませんから避けたいと思つてあります。私の言ひたいのは、もつとその格差をつけてしめるべきだ、直接その社会福祉の面に渡る場合、それから今大臣のお話しのような公共的なところへ回する場合、あるいはいかにカムフラージュいたしましうとも、大企業、大産業の方へ回する場合、おおむね私はこの三つに分かれると思つてあります。たとえば、同じ住宅金融公庫にいたしましたとしても、住宅公団にいたしましたとしても、やはりその一つの公共機関的なカムフラージュをいたしましても、そこから通じて流れる金は、中小企業に行く場合と大企業に行く場合とは、おのずから区別があつてしかるべきだ、こゝう言つておるのでありますから、今後にかけて、その違いといふものを、出した人の立場、それから貸す相手によつて、その操作はもつときめのかまかい検討をされるように、私は望んでおきたいと思つてあります。

産業投資特別会計法は、その第一条に、「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもつ

て投資を行うため、」こういうことになつております。この産業投資特別会計というものができましたのは、それ相当の理由があると思つたのであります。しかしながら、大臣、どうでしょう。今の日本の産業で、国民の税金をもつて、私企業のものにその税金を貸して、そしてその産業を発展する、こういうふうな端に私が申し上げたら、いや、そうではない、まだその間にいろいろな関門があるとおっしゃるかもしれませんが、しかし、端的に言うのであります、私の言つておるのは間違いないと思つて、国民の税金で、税金を貸して、それによつて私企業のなその産業の発展をはかるというところは、私は常識的に見ておかしいと思つたのであります。大臣は、そうお考えになりませんか。

○水田国務大臣 私企業に国民の税金の金を貸すというところは好ましくないであらうと思つた。

○横山委員 ところがその産業投資特別会計によつて貸されておるところは、なるほど住宅金融公庫、農林漁業金融公庫等々においてはそうでもありませんが、産業投資特別会計から入つていきますとお金は十七、八ありますね。十七、八ありますけれども、その中において石油資源開発株式会社、北海道地下資源開発株式会社、東北開発株式会社、日本航空株式会社あるいは合成ゴム株式会社等々、これはそれぞれ性格をいろいろ議論する必要があるけれども、しかしながら本来税金というものが国民から出されたときには、税金で政府に金貸しをやつてくれという意味で出した人は一人もないと私は思つたのです。少なくとも政府

が道路を作るあるいは学校を建てる、あるいは国家公務員に給料を払うということに中心があるのであつて、その税金の中から産業投資特別会計へ金をほうり込んで、それが金融的性格を持った税金を払うということに国民は予期してないと思つたのであります。あなたは先ほどそういうことは好ましくないとおっしゃつたが、実態を十分に精査されていないのではないかと、こう考えるのがいかにですか。

○水田国務大臣 純私企業にこれを出資したり貸し付けたりしてはおりません。法律によつて設立された各機関でございまして、もともと特殊な国家的な企業に對しましては、一般会計から補助金を出すというところも従来からやつて、いろいろの助成を行つてきまされたが、そうじゃなくて、ここから無利子の出資をするということによつて、補助金という形ではなくて、これが資産として残る形で運用されていくことの方が望ましいという場合もございまして、そういう場合において最小限の出資をこの会計からして、純私企業に貸し出して、純私企業に国民の税金を勝手に出してゐるというふうな運用は現在してゐません。

○横山委員 問題を二つに分けて、あらためてこの議論をべんして、国民の税金のあり方について情性的になつておる点を政府にたゞしと思つたのであります。今私が言つてゐるのは二つの意味があるのであります。国民が納税をする、納税をした金は政府に金貸しをやつてくれという期待というものは少しもないはずで、政府が直接必要不可欠な仕事をやる場合に、おいては納税はするけれども、政府が

他に金融をする、財政投融資をするために税金を出してくれということについては、国民はそういう気持を持つておられ、こういうことはここで考え直すべきことであらう、これがまず私の言いたい一つであります。

それからもう一つは、あなたが言うように、これは純私企業には貸してはおられ、それは認めましよう。認めましようけれども、今私があげましたそれだけの会社は、なるほど法律に基づいておるかもしれぬ。それ自身一つの公共的な性格があるといへども、営業行為をし、独算制により経営をやり、企業利益を追求をしておるということになるのです。それからもう一つは、表通りのものは別として、そのトンネルをくぐつて純私企業にその金が流れておることは事実です。今私があげました会社の名前は、これはあなたの言うような会社だけれども、ほかのものは全部トンネルとして、そのトンネルからくぐつて純私企業に金が流れておるのです。これはあなたもお認めになるはずであります。

いろいろな問題があるけれども、私はあらためて言います。国民は、租税によつて財政投融資の原資の調達をはかるというところは好ましくない、このところを大臣にはつきりしてもらいたい。原則的に租税を調達して、租税によつて財政投融資の原資の調達をはかるというところは、これは適当な方法ではない。もしもそれが今後とも許されていくならば、国民が期待する納税の使用について、税金に對する根本的の原則が變つてくると私は思ふ。いかがですか。

○水田国務大臣 私はこれは一がいには言えないのじゃないかと思つた。今私が例を申しましたように国家的な事業を遂行する、これを目的通り遂行するために國の補助が必要だという場合に、一般会計から年々補助金を出すというやり方もございますが、補助金は年々出せばそのまま消えてしまふという性質のものでございまして、そうじゃなくて、一定の資金を國が出すことによつて年々の補助を必要としなさい、この運用によつて國策遂行がより円滑にできるといふような場合に、年々消費してしまふ金を出すが國民に對していいことか、そうじゃなくて、その運用によつて後年度のそういう負担をなくしていくという措置をとる方が國民のために適當な措置であるかという問題は、これは個々の問題について考えるべきことであつて、一がいにはどちらが悪いということとは言えないと思つた。問題は国家的なこういう事業の遂行のために、國がどういふ形でこれを助成したらいいかという問題であらうと思つた。

○横山委員 少し議論になりますけれども、補助金には補助金の歴史があり、補助金は常に一定の制約に基づき行なわれておるのです。しかも補助金については國民はそれが必要なものとして、まず國民の常識の中で理解しておると思つたのであります。しかしながら自分が出す税金というものを、それを政府が人に貸す、他に貸す、その目的で税金を取る、そういうことは國民は期待しておられ、原則として——私も絶対というわけではな

う言つておるのです。もしもこの状況のまま政府の財政投融資の原資を税金でまかなうという現状が、全部じゃありませんけれども容易に容認されていくならば、今後とも納税の要素の中に、政府が他に金融をするために税金を取るといふことが拡大するおそれがある。容易に流れるおそれがある。國民はそれを期待しておられ、従つて財政投融資の本質というものは、租税によつて原資の調達をするといふことは原則として戒むべきことだ、私はそう言つておるのであります。國民はそういうようなことをまだ十分に気がついておられけれども、これは國民の常識からいつても、政府としては租税によつて財政投融資の原資を得るという安易に拡大していく方向については、これは戒めなければならぬ、こう言つておるのであります。いかがですか。

○水田国務大臣 全般としてそういうことが言えるかもしれませんが、さつき申したようにたゞは商工中金、これは中小企業者のための金融を行なつてゐる機関でございまして、この商工中金の金利をできるだけ下げ、中小企業のために役立てようという場合には、現状においてはこれを下げる方法はない、しかし國の目的としてもう少し下げたいという場合には、これは一般会計から補助を出してやるというふうなことをやれば、現実に下げられると思つた。しかしそうじゃなくて、國が一定の無利子の出資を行なつてやることによつて、中小企業者の金利が下げられるというふうなときには、國が一定の出資をやつてその目的に沿うような運用をさせるという形よりは、年々の補助をするという形よりは

私はいんじやないか、こう考えられる場合もございませうので、一がい言わねばいけませんで、これは個々の問題で検討すべきじゃなからうかと思ひます。全体としましては、これは相当厳格に考えていく必要があらうと思ひます。

○横山委員 私も原則と言つておきまして、原則としてはあなたも私に御賛成をなさると思ひますが、それでは個々の問題で、今あげられました商工中金だとか、あるいはいろいろ具体的な問題に入つて参りますが、産業投資特別会計は、この点は少し確かめたいのでありますが、最近においては出資ばかりで融資はなさつておられないのですね。

○鈴木説明員 産投会計ができました二十八年から二十九年、三十年までは、開銀、輸銀等に貸付をやつておりました。その後は原則として貸付はございせんが、ただ一つ例外としまして、外貨債によりまして電発に貸し付けた例がございませう。

○横山委員 貸付はない、出資がまずほとんどであるということでありませう。その理由は一体どういふわけでございますか。

○鈴木説明員 先ほども大臣が申し上げましたように、国民生活に低利な金を出す要請と同時に、国民から提出された金になるべく有利な利回りを還元する、こういう調整を各機関において行なつておるわけでございます。従つて資金量の確保の方は、主として資金運用部資金並びに簡保資金によつております。その資金コストを下げる意味におきまして、産投会計が活用される方向に最近なつております。

す。従ひまして、産投会計からの資金は、いずれも最近では出資という格好で運用されておるわけでありませう。

○横山委員 そりしますと、国民の税金だから、ただだから、まあ出資で配当もしてもらふぬでもない、こういう格好になるわけですね。私は、ここに並んでおります各会社というのは非公営のものだと言ひわけではない。しかしながら、僕もよく知りませんけれども、石油資源開発株式会社とか、いろいろ半公営的ではあるかもしれないけれども、各個人の会社に対して、無利子の、しかも返すのがいつになつてもいいというような出資をやつて、そして援助するということはいかかもののであらうか。私はもつぱら納税者の立場から考へるのです。納税者の立場から考へるのですが、この点はいかかもののであらうか、こう思ひます。

○鈴木説明員 たまたま今横山先生の方で、石油資源会社の例によつてお話をございましてけれども、たとえば石油資源会社に例をとつて御説明いたしますと、ここに對する出資は、国内の石油資源をある程度確保しよ、こういう公共の目的から、探鉱部門につきまして出資を行なつておるのでございまして、これにつきましても、石油資源開発に對する出資の額の推移をあらわになつていただきますとわかりませう。探鉱オンリーでやつておりました当時は、二十億程度の出資を毎年やつておつたのでありますが、幸ひに

いたしまして、若干その開発が進みましたので、最近では開発部門——株式会社としての營業の部門からの収入を中心にして、若干の探鉱部門に對する出資をやつていく、こういう格好の推移をとるやうに、すべての会社について考へておるわけでございます。

○横山委員 今この産投特別会計から貸しておらるるそれぞれの公庫、会社、公団、金庫等で、年々還元をされておきますもの、ないしは配当金、納付金、そういうものがあるところ、利潤の上がつておるところと目されるのは、どことどこですか。

○宮川政府委員 出資のうち納付金がございませう。開発銀行と北海道東北開発公庫でございます。

○横山委員 あのとところはどうか。状況になつておられますか。そういう出資をして、ないしは融資をして——この会社でもそれでございませうが、全部そういうものは入つてこない仕組みになつておるのですか、それとも經營上の問題ですか。

○鈴木説明員 政府機關につきましてはそれぞれの政府機關の法律によりまして、利益が出れば納付金を出すと、いふような法律の規定がございませう。株式会社につきましては、利益が上れば配当が受けられるのは当然でございませう。そういう構成になつております。

○横山委員 それぞれの出資ないしは融資しております——大臣のお言葉によれば、これらには必要があつてやつたんだという話であります。それぞれに對する政府の監督的な行政の仕組みはどうなつておりますか。公庫とか公団、銀行はわかつておりますが、それ

以外のところは、政府の監督権はどういうことになつておりますか。

○鈴木説明員 先生のただいまあげられましたいわゆる政府機關以外のものといひますと株式会社になります。この株式会社につきましては、それぞれ特別法によりまして主管大臣が監督することになつております。

○横山委員 今度は、今出資をいたしております各所の残をずっと見てみたんですが、総計が出ておりませんが、今どのくらいになつておりますか。

○鈴木説明員 産投会計の三十六年度末の資産は六千億でございます。その大部分が出資金になつております。

○横山委員 その六千億の残が、年々歳々、それぞれ納付金の形あるいは返還の形で入つてくるのでありますけれども、それが順当に入つていないのはどことどこですか。

○鈴木説明員 貸付金につきましては、約定通り全部入つております。それから出資金につきましては、先ほど理財局長が申し上げましたように、開発銀行と北海道東北開発公庫、これだけが納付金を返している実績が上がつております。

○横山委員 その返つてこない残額、約定通りでない残額はどのくらいですか。

○鈴木説明員 貸付金につきましては、先ほど申し上げました通り、全部約定通り入つております。出資金につきましては、先ほど申し上げました二つの機關以外につきましてはまだ納付に至らない、言いかえますと、納付するまでの利益が上がつてない、こういうこととございませう。

○横山委員 この間となたかが開きになつたやうであります。開発銀行から船舶関係へ貸してありますが、お金が多くなかつたやうな感じがございませう。一体船舶関係の残はどのくらいになつておりますか。

○平田説明員 先般資料として御提出申し上げておりますが、昨年の九月末現在で千七百一十一億でございます。先般申しましたように、そのうち約三百億程度が内入猶予と称しまして、海運界の状況に応じて事前の契約によりまして支払いを猶予している額でございます。

○横山委員 実はこの間私欠席をしておつて恐縮なんです。簡潔でよろしいから、船舶関係の事情についてちょっと御説明いただきたい。

○平田説明員 船舶につきましては、御承知の通り、日本の船舶が戦争によつてほとんど壊滅いたしましたので、その後昭和二十五、六年あたりから再建にかかるといふことで、毎年計画造船という形で開発銀行から、そのときどきによつて貸しますが、建造費の半分、ときによると四割、場合によると七割というふうに、そのときの船主の事情並びに金融界の状況等によりまして融資率をきめまして毎年船を作つております。最近では約六百万トン程度に達しまして、船を作るということにおきましては相当顕著な効果を上げておるものと私も考へておるの

でございますが、海運界の状況は、御承知の通り、スエズ・ブームによりまして一時相当よくなりまして、その前に一時利子の支払い猶予をいたしましたもの、その後利子の支払い猶予は停止いたしました今日に至りまして、猶

いますので、現状は、率直に申しましてあまりよくありません。それに對しまして、底に比べますと徐々に償却前利益が増加いたしておりますが、未償却を相当残しておりますが、決して下り坂ではない、上がり坂の方向にあることは間違いない。この上り坂が

私とご同僚は、いろいろお話を伺いまして、  
「さういふ場合におきましても、  
適切な協力をいたすことにつ  
ては、惜しまないつもりでございま  
す。そいうような例がありますことな  
ります。」とお話の通りでございます。  
これは今お話しいたしたとおりです。

○水田国務大臣 何らかの海運対策をここでするのでなかったら、海運の振興がなかなかむずかしいという事態は政府も十分考えております。このやり方でございますが、これは企業が単純ではございませんで、個々の企業にお

すから、海運界全体の立て直しのためには、各企業の内容に立ち入って、どういふ助成を国がしてやったらその企業は立ち直るかというふうに、個々の実際の問題と結びついた問題でございまして、従つて私も、対策の方針を一方きめると同時に、これを適用するにあつては、個々の企業の具体的な再建策というものが十分立てられなければならぬと考へますので、一方政府はどういふ態度で海運振興をはかるかという研究と同時に、もう一つはこの合理化審議会を作つて、そこでこれだけの措置をすればこの企業は立ち直るといふ具体的な合理化案を審議するといふ機関を作つて、この審議の結果と相応した措置をとらうというのが大政府の考へ方でございます。

○横山委員 ちよつと大臣のお話は抽象的なものでありますけれども、どういふふうになされるのですか。もちろん私も個々の問題で検討しなければならぬといふことはわかるけれども、原則的に私の言つた二つの立場ですね。とにかくちよつと改善策を持つて手術をしてこなければ措置をしてやらぬといふのか。それとも、現状を認めて、とにかく一べんつき込んでからもうけさして返させるという、どつちの立場で議論をなすつていらつしやるのですか。

○水田国務大臣 これは今申しましたように、両方の立場だと思ひます。政府はこうすると言つても、しかし実際の合理化については十分な審査をするといふことでございまして、個々に合理化の余地が十分あるのを、それを捨てておいて国が一方的な助成をするというわけにも参りません。国が助成

策をとるといふ以上は、企業自身においても合理化の案があつてしかるべきでございまして、要するに再建案を立ててそれに適合する助成をしたいと私どもは考へておるのでございまして、これは両方だと思ひます。

○横山委員 一説に、国が造船して公社制度によつて船会社が使つていふような方式があるわけでありまして、その点について大臣はどう考へておられますか。

○水田国務大臣 一時そういう構想も言われておつたことはございしますが、ただいまのところは、そうじゃなく、今ある企業の現状に即した個々の助成がやはり一番妥当だろうというふうに考へております。

○横山委員 受ける方は、もちろん合理化をしないといふことではなくして、それそのようにそれぞれ考へておるわけでありまして、それじゃ政府としてやる方策はどういふことを考へておるにございまして。

○水田国務大臣 運輸省で設けた審議会の答申というより、なものが一応出ておりますし、それに基ついた運輸省の案というより、なものが現在出ておりますが、それを中心に今資料に基ついた検討をやつておる段階でございまして、まだ最後案が今のところはきまつていないところであります。

○横山委員 そういふ方式によつて海運界が立ち直つて、そうしてこの産業投融資から出たお金が順調に回復されていくという見通しについて、開銀ではどういふ計画をお立てでございしますか。

○平田説明員 さつき申しましたように、一つは海運界の特殊状況と申しまして、

すか、運賃が非常に世界的なマーケットでございまして、現状は相当低いところでございまして、若干上がつて、世界的にも海運会社でそうもうけていますものは少ないといふ現状でございまして。しかしこれは永久にそういふ状態が続くとも考へません。さればと言つて非常に早く回復するとも考へません。従いまして、長期で考へます場合には、その辺の事情も考へまして、先ほどお話しがございしましたように、各社ごとにしつかりした健全化する計画を立てて、それに応じてある程度の援助をいたしますれば、私も長い目で見てみますと、開発銀行から出している融資は確実に元利とも償還できるものと考へております。今後ともそういう方向に即するようにございまして、力していきたいと思つておる次第でございまして。

○横山委員 あなたの希望通りにいけばいいと思つておりますが、私はなかなかそれは参らないと思ひます。参らないといふとすれば、この十五年間にわたる産業投資特別会計からのエロア資金、ガリオア資金の返済計画に支障があるのではないかと、かりに返済分は年度計画があつてきつんと返していきのだけれども、返つてくる方はそううまくいかないといふことになる。しかしながら出するものは出さなければならぬから、それに伴つて他の産業投融資の方に影響があるという懸念が晴れないのであります。その点はいかがですか。

○平田説明員 海運界の投融資の関係で、その他の部面に影響するといふことは、ちよつと私ます考へられないこと

ではないかと思つてございまして。

○横山委員 しかしながら、私が申し上げているのは、この返済をきちんとしてアメリカに支払つていく支払い財源といふものが、あなたの方から産投に對する返済といふものによつてなされていく、それが確実に入つてこないおそれがあるのではないかと、それを無理に確定に出そうとするならば、他の投融資計画に影響があるのではないかと、こ

ういふことを言つておるのです。

○平田説明員 海運界も一時二回ほど非常にひどい状況になりました。朝鮮動乱後ひどい状況になりました。朝のときは利子の一時支払い猶予を認めたとことは御承知の通りでございまして。先ほど言ひましたように、その後スエズ・ブームで一年から一年半ぐらい、相当よくなったのですが、その後がたつと下がりまして、横ばいだといふのが現状でございまして、しかし今の状況は最悪の事態に比べますと、実ははるかにいいのです。償却前でございますと、三百億ぐらいの金利を払いまして利益をあげておるタンカー会社は、幾分例外はございしますが、中には低率配当ですが、配当している会社もあるのではありません。各会社の中にも、近いうちに若干の改善策を講じますれば配当までございけるという会社も出てくる可能性がある、なかなかさういふ会社もあるといふので、実績はだいぶ会社によつて違つておりますが、一部に言われておりますように、あまりに深刻に考へる時期はもう脱して新造船を――タンカーや専用船が中心ですが、この四、五年の間に日本の貿易の拡大に伴ひまして、三、四百万

トン程度船会社が建造をしなければならぬ、それに耐え得るような強い船会社を作つていくといふのが、実は今の海運政策の中心でございまして、そのために一時的に若干の猶予措置をとるかと、あるいは一般会計で適當な措置をとつてもよろしい、その辺のところはおそらく今後具体的な案が出てきたあとでございまして、その辺のことは、長期的に見ますと、元利の回収は私どもも確定だと考へておるわけでございます。

○横山委員 私の見方の違いかもしれませんが、あなたの説明を聞きまして、海運界といふものは合理化の一つの限界があるのではないかと、国際情勢や経済情勢、自分の合理化以外の他の客観的要因によつて浮き沈みが非常に強いのではないかと、こ

ういふ感じを私は持つのであります。その点はあなたも、合理化それ自身に強い期待を持つておられるようではあります。私の言ふのと意見が違ふのですか。

○平田説明員 その点は先ほど申し上げましたように、一つは運賃レートが世界のマーケットでございまして、御承知の通り、ちよつとよくなると、各国がわつと船を作るのでございまして。そうして船舶が過剰になつて、運賃が低迷する、荷物が若干ふえても、なかなか運賃が採算ベースに戻つてこない、こ

ういふのが海運界の実情であります。ただ定期船につきましては、御承知の通り欧州航路のごときは、非常に強いカルテルと申しますか、一種の協定がございまして、これは今でも完全にそ

ろばに乗つておる。それから日本のメイン航路でありますアメリカ航路に

で、主たる基本的な問題について質問をいたしたいと思います。しかしなが

ら党代表としてのただ一人の質問であります。あるいはすでに質疑がなされた点に重複した面があるかもしれないのでありますが、この点は一つ御容赦を願つてお答えを願ひたいと思ふのであります。

そこで伺ひたい第一点は、この産投会計は、その法律の第一条の設置目的に見ますと、これは経済の再建、産業の開発及び貿易の振興のために、国の財政資金をもつて出資及び貸付を行なうためのもの、こうされておるのであります。ところが今回の改正によりますと、この会計に対米債務返済の機能を持たせようといはれておるのであります。これは資本額そのものを今ここに積極的に減額を来たさないといふにいたしてしまつても、しかし従来は資本に繰り入れられて参りましたところの利子でありましたとか、またその回収金、返済金、こういったものを今後債務の返済に充当される部分を生じて参りますので、これが本会計の当初の設置目的に著しく背反するだけではない、現実にこの会計が持つその機能を阻害するところ甚大なるものがあると思ふのであります。これに對しまする政府の見解はどうかでありますか。大臣からお答えを願ひたい。

○水田国務大臣 ガリオア・エロア債務の返済は、第一としては、これは援助物資を積み立てた資金から払うのが筋だろうと思ひます。この援助物資を積み立てた見返資金勘定の資金は、御承知のように産投会計に引き継がれておりますので、従つて、産投会計から払うのが一番適當であるといふことが言えると思ひます。その場合に産投会計がそれを引き継いで各十八機関への出資、そのほかを行なつていますが、いろいろなものの引き揚げを行なつて支払うといふことは、おっしゃられる通りいろいろな支障を来たすことになりまゝすので、一番支障を来たさないで合理的に支払いをしよとするためには、開銀の納付金を中心に支払い計画を立てることが適當だといふ結論に私も達したわけでございまして。もしも各機関に対する出資から納付金があるようございしましたら、これは簡單でございしますが、今納付金を納めるところは先ほどのお話のように開銀銀行と北海道開発公庫の二つしかございせんが、そのうち開銀銀行からの納付金が一番多うございまして、これを中心に計算しますと、十五年間にすてお示ししてありますような支払い方ですら、一番これが影響のない方法だと私も今考へております。きのうも開銀銀行から答弁がありましたように、これによつて開銀銀行自体には何ら影響がない。影響は産投会計にあるだけでございまして、この納付金は他の機関へのこれは年々出資原資になつておりましたが、それができなくなるというだけのものございまして、ガリオア・エロアとは無関係に、産投会計から将来出資をしなければならぬといふような必要が生じた場合には、これは産投会計の、さつきおっしゃられましたような機能を發揮するために、その資金の調達はいろいろ別個な考え方もあらうと思はれますので、それとは無関係な問題として、要するにガリオアの返済には見返資金関係の資金の運用によつて充てるといふそのために

は、今申しましたような方法が最も適當だと考へてゐるわけでございまして、これによつて影響が起ることについては、ガリオアによつて影響が起るのではなくて、新たに産投から出資を必要とするといふいろいろな政策的な必要が起ることとてございまして、そういう問題が起つた場合は、起つた事態に処して適當な資金措置をとればよいのではないかと、そういうふうに考へております。

○春日委員 御説明を受ければさういふことになると思ひますが、ただここで重視しなければならぬことは、今大臣も述べられておりましたが、それぞれの回収金あるいは利子、こういったものは当然にして産投の原資に繰り入れられることになっております。ところがこれが二千数百億といふものは、将来十五六年間にまたがつて繰り入れられることができない。結局これはガリオアの返済原資として転用を見るわけでございまして。それだけ力をつくすことに相なるのでございまして。従ひまして、今やわが国の産業の開発とか、あるいは欧米におきまして貿易振興の動向にかんがみまして、貿易振興のための経済基盤を強化いたしますることのために、わが国における財政上の投資としてたゞ一つのルートでありますこの産投会計の資金力がそれだけ減つてくる、これは事実関係として認めざるを得ないと思ひのであります。この点は大臣の御見解はいかがでありますか。

○水田国務大臣 産投会計の必要があつて、さうして従来のような機能を果たすことが適當であつたといふのでございしましたら、この資金は従つて國として必要な資金でございまして、これは一般会計からこの資金を繰り入れるか、あるいは特別の公債を出すといふようなことによつて、この資金が調達されたでありましょが、さういふ機能を果たすために、たまたまこの米国の援助物資の積立金というものがあつて、それを使つて今日までこの機能を果たしてきておるといふことでございまして、さういふ積立金、これは債務の返済とかいふような話が未定でございしました間、さういふ運用をしておつたわけでございまして、いよいよ債務が確定して返済がきまつたといふ場合には、この資金をもつて支払いに充てるといふのが、これは妥當といひますか、當然でございまして、それによつていろいろな支障が起つてゐる、だからこれは云々といふ問題は少し問題も必要なら、本来ならほかの資金で今日までまかなつてきべきものでございしますが、この資金の積立金を今日まで使つてやつてきたのでございまして、今度はいよいよ債務が確定して返済するといふときに、この資金から返済する。しかもこれが支障を来たさないようにするために、今申しましたような出資の元金に手をつけるということではなくて、運用の納付金からこれを支払つていくといふことでございしますから、影響を最小限度に切り詰めた支払い方ではないかと考へております。

○春日委員 その影響の分も特に重要な問題であります。本質論といたしまして、この産投会計法が設置されたそのことは、第一條にうたつております通り、これこれの目的を達成することのためにこれだけの財政規模が必要である、國としてこれだけの資金を準備する必要がある、さういふことでその資金計画がなされて参つたのでございまして、さういふ需要はいよいよ増大の傾向にあるのでございまして。すなわち一般会計から繰り入れは、多々まします。これをを行なわなければならぬでございまして、回収金の取り立て利子を繰り入れて、そしてこの三つの使命を果たすことのために、この法律の資金の機能といふものは、さらにさらに大きく活用されなければならぬ性格のものであり、その動向に置かれてゐると思ひのでございまして。しかるところ向こう十五六年間に、二千数百億円の原資がはからざる用途のために転用を見るといふことの事態につきましては、この法律が当初設定されたその当時の目的、意図、さういふものと著しく反した方向にこれが転じられていく、方向が変えられていく、その力が他の目的のために減殺されていく、このやうなことは不當なことだとはお考へになりませんか。この点にのみ限つて一つお判断の上、お答え願ひたいと思ひます。

○水田国務大臣 さういふ議論が起りますのでしたら、この見返資金の積立金といふものは、これはこのまゝにして将来の債務返済のときの準備資金として、別個に積み立てておけばよかつたといふ議論になるのではないかとと思ひます。産投の会計の必要があつて、本来なら、これは一般会計の繰り入れ資金として出資すべきものかどうか、一部減税国債の資金は入つておりますが、そこは一般会計の資金繰り入

れで対処すべきもの、最初からこれで出発したのでしたら、この会計からそういう措置をとるのは、これはおっしゃられるように不当な措置だろうと思ひますが、この会計主力が今申しました見返資金勘定からの継承分で成り立っている会計でございますので、その中において出資に影響させないよう、運用の益金、納付金をもつてこれをまかなうという程度は、当然の、一番影響の少ない措置であつて、そのためにこの機能が阻害されるというようなどきには、これはまた別個の問題として、さつき申しましたように対処すればいいので、ここから支払いをするということが本質的にもうこれは悪いものだというふうには全然考えません。

○春日委員 その点の理解が明確でないと思ひます。あなた方はその当時野党におられた。時の政府の方針や理解は十分御理解がいかなかったかと思ひますが、その当時わが党内閣がアメリカからこれらの援助物資を受けた。これは本来ならば難民救済のためにただで配分すべき性質のものである。にもかかわらず、その対価を徴収した意図が那邊にあつたかというのを、あなたは御存じであるはずはない。これは片山内閣並びに芦田内閣を通じて、当初前例を打ち開いた行政当局のみがよく理解しておることであると思ひます。私は片山さんにもそれは十分有権的な応答として聞いたわけではございませんけれども、われわれの見解はこれはいただいたものであると論じて参りました。これが予算委員会、外務委員会その他において、また本委員会において

もしばしば論じて参つたことで、その論点は御承知を願つておると思ひます。われわれはこれをただでもちつた。だから感謝もしておる。ところが、ただでもらつたものだから、国民に対してこれはただでやるべきである。にもかかわらずわれわれが国民から何のために、いかなる意図のもとにその対価の徴収を行つたか。このことは当時の行政当局でなければよくわからぬと思ひますが、私も理解をいたしておりますところでは、われわれは今できるならばあるものはただでやろう、しかし支弁能力のある者からは相当の対価を最低の価格によつてこれを集めよう、すなわちこれは民族的な拠金である。このように国民的に拠金をして、さてこの金はいかに使うか、それは国家と民族の必要に基づいて、すなわちここに書いてありますような経済再建のために、あるいは産業の開発のためにわれわれが国際経済の分野にまたがつて、さらにわが国の経済規模を拡大していくことのための貿易振興の原資としてこれを活用することのために、民族的な拠金としてここに対価を徴収したものであつて、これは返済に充てることのための原資たるを予定して、その対価を徴収したもので断じてない、あなた方が今そういうふうに、すなわち対日援助見返資金を繼承した産投の金を充てるというその理論のもとを、対日援助見返資金であるからと断定をして、そこにその方法を選んでおられることは、当時の内閣の方針とあなたの方針とが全く相反するものである。すべからず内閣の意思というものは、特別の有権的意思表示がなされるのでなければ、みだり

に変更してはならぬものである。前の内閣の意思というものは、当然これは次の内閣が相繼いでこれを繼承しなければならぬ筋合いのものであると思ひますが、一方的に独断的に、いすれば払うものだから金をもらつておくのだというよりなことは、当時わが党内閣が行なつたことに著しく相反するの判断であると思ひますが、この点に対するあなたの反省はいかがでありますか。

○水田国務大臣 この債務性の問題に逆戻りされますと、これはすでに今まで外務委員会ですつてきた問題でございまして、確定債務をどういう形で支払うかというのが私の担当する任務でございまして、この債務性の問題に今戻つていく御議論になりますと、これはいろいろむづかしい問題で、産投会計から払うことが妥当であるかどうかということもわからないということにならうかと思ひます。

もう債務性の問題は話の大体ついた問題だと思ひますが、私はなくなつた水谷長三郎氏と非常に悪意よくお話ししましたが、この債務性の問題は、他日これは解決すべき問題だ、あとから支払いをはきめる、ただではないのだという判を押したものを一番多く受け取つたのは、おっしゃる通り確かにあなたの方の内閣のときでございまして、自民党政権はその後それを引き継いでずつとやつてきたということにございまして、これは片山、片山内閣當時に、全くこれはただだと思つておつたというところは当時われわれもあなたも同じで、野にあった連中はよく事情を知らなかつたというところはございますが、政府当局者はもうりつぱに知つておることとございまして、これは私は

水谷さんからも聞きました、おれの時代に一番多く判を押したのをもちつたというところを言つておりましたので、これはあとで解決を要する債務性のあるものだということは、十分承知しておつたと思ひます。

○春日委員 それはそういう事実関係はございしましたが、わが党内閣が相手方からそういうような文書を受けたというところは、受けただけのことであります。恋文なんかでも、横恋慕して勝手に恋文をもらつたからといって、もつた本人が責任を感ずるという筋合いのものではない。相手がそういう文書を送達してきただけのこととございまして、われわれはそれを認めざるがゆえに一言隻句の返事を出してはいないわけでありまして。わずかに返事を出された最初の文書というものは、阿波丸に対する決議が行なわれたときの付属文書の中に、あなたの方が勝手にこれは債務性があるものであるということをおおせ、その付属協定みたいな文書を取りかしたことにあつたのであつて、その点については予算委員会その他において、これは行政当局の越権行為の最もはなはだしきものであるとしてわれわれはこれを糾弾し、そのことを認めてはいないのでございす。そういうわけがわが党内閣は、當時アメリカからそういう文書があつてもこれを黙殺しておつた。その真の意図は何であつたか、これは債務性なきものと確信を、かく断定した行政措置であつたのでございまして。

私は基本論に入りますけれども、そういう意味で当時の片山内閣、それから芦田内閣は、その対価を国民の側から徴収するにあたりまして、それは

生活の困難なる者に対してはこれを無料で、しこうして支弁能力ありとおぼしき者からはそれを政策価格で徴収したのでございしましたが、そのことはもとより債務性を認めていない内閣の行なうその行政行為は、当然その原資の用途、目的に対しては、これはおのずからその第一条に掲げてありますような、わが国の経済再建並びに産業の開発あるいは貿易の振興、これらの国民経済の用に供することのために活用せんとしてその金を集めたものであつて、後日返済の原資にこれを転用するといふようなことは考へてはいなかつた。でありますから、今あなたのおっしゃつたやうな、そういう金なんだからその金で返すのだということでは、内閣が前内閣の方針を踏襲しなければならぬところの政治道義、政治慣習に照らして、これは大いに錯乱状態であると言わなければならぬ。論理というものが間違つております。この点の一つ指摘しつゝ御反省を求めておきたいと思ひます。

そこで何をいいたしたいことは、このガリオア・エロアの債務性、非債務性についてはもはや論じません。けれどもこの関係は明らかにアメリカと日本との間の経済関係あるいは政治関係、こういうことであつて、その関係を処理することのための特別の支払い義務を生じたことなのであります。それから、従つてこれを支払いしやうと思ひるのであるならば、当然事項としてそのことのための特別会計を設置して、そして収入と支出を独立会計として明確に国民の前に示すべきである。こんなところにはこれを便乗せしめるといふことは不当なことである、私

はかくのごとくに考えますが、いかが  
でありますか。

○水田国務大臣 今申しましたように、一ぺん援助物資を国民に渡して、その対価を得て政府が積み立てであるということですから、国民は援助物資については一ぺん支払いをしたという関係になりますので、ここへこの返済のために国民の税金である一般会計資金から支払いをするということも、これは厳密な意味で悪いことではないと私は思っておりますが、この問題についてはすでに御承知のように、国民の中に二重払い論というようなものも出ておりまして、一ぺんわかれわれは代金を払っておるのだ、今度政府が米国へ返済するときに、また自分たちの税金

をもう一ぺん使われることは困るというような意見というものがあるのでございいますから、これを避けるのがやはり当然のこととございまして、一ぺん国民から払っていただいた資金、この資金のうちで払うということが最も適当だと私どもは考えます。そうしますと、その資金は現在どうなっておるかとお申しますと、各機関への出資金に大部分はなっておるという状態でございますので、従って、これを返済するための特別の勘定を設けるというようにすることは、一番すっきりして事態が明瞭になることとございいますから、私どももできるならこの返済のための特別の勘定を置きたいと考えていろいろ研究いたしました。各機関への出資というものでございますから、ここに特別会計を設けますということは非常に複雑なことになりました。前に預金部資金の区分の問題もございましたが、あれと同様な問題が出て、そして一朝余

裕金が出たというような場合にも、今度はこれの運用というようになことについてもさらに繁雑さを増す、いろいろな問題がございましたので、私どもは結局今の形で計算がはつきりするのだから、特別の勘定を設けないでやってもいいという結論になって、この会計から支払いをすればいいというふうにきめたわけでございますが、本来ならおつしやられるように、これは明確にするために特別な返済会計を設けることが私もいいと思います。しかしこれは実際問題として繁雑であり、しかも効果は同じではないということでございますから、私どもは特別の会計を設けないという方針にきめたわけであります。

○春日委員 私はこれは国民の二重私になるという非難をことさらに避けることのために、かかる措置をとられるとしたことが、現在にこういうようなややこしい法律改正を必要としてきた、あるいは将来の産投会計の機能に對してえらい障害を与えることになりはしないか、二つの点でこのことは重視して検討しなければならぬと思うのでございますが、まず第一番に最初の問題であります、これはものにとたえて言うならば、人間のからだですね。イモも食った、魚も食った、肉も食った、飯も食って、こういふからだができておるわけなんです。もう消化されてしまつて、肉も魚もイモも全部異質のものになつてしまつておるのです。この中には見返資金の分もあるし、減税国債のものもあるし、復金債、いろいろなものがあるのです。そういふようなものがあるや国民経済といふものに消化され、榮養になつて、

國民經濟の血肉になつてしまつてゐる。もう質が変わつてしまつて、もはやガリオア・エロアというようなものと全然似ても似つかぬものになつて、変わったものになつてしまつておる。人間のからだの中から、そのうち肉だけ返せというようなもので、魚を食つてその肉にしておる分だけ、魚にして返せというようなものじゃないですか。だからそれはへ理屈を言つておるのだ。少なくとも天下のまつりごとを——二重払いの非難を避けることのためにここへくつつけてきておる。これは一つ産投会計法の一条を読んでもらえばわかりますように、經濟の再建、それから産業の開發、貿易の振興、これは波長が合つております。み

んな同じようなテーマのものです。ところがここへ対米債務の返済というものは、これは全然突拍子もなく異質のものです。ものにたとえて言うならば、鶏小屋にイタチを飼っているようなものだ。いや、全くそうなんです。それは変です、實際問題として。鶏小屋にイタチを飼つて、そこでもって産投会計の機能を、すなわち鶏小屋の平和を保とうと思つても、保てるはずがない。お互いに相剋しますよ、實際の話が。しかもこのアメリカ力に対する返済は、国際条約に基づく返済でありますだけに、すべての支出に優先して支出を行なわなければならないというだけに、かりに予算が限られてあるとするならば、結果的にイタチが先に食つてしまつて、鶏が食えないのです。そういう工合でこの法律は、こういう支払いをこの会計に負担せしめるというこの行爲は、産投会計の本来の機能を阻害し、しかもその理由が何であるか、

そのことはただ国民の二重払いという非難を避けるための口実です。無理をされておる。無理をされておることによつて、長期にわたつて将来に混乱を与えんとしておる。これは重大なことだとお考えにならなければなりませんし、もう一つのその前提的な理論として、最終的には自民党の横暴でガリ・タイ問題は押し切られはいたしましたが、これは債務性ありと考へつつも、これについては国民の中にただでもらつたような感じがしておる人もあるのだし、国際法的にはヘーグの陸戦条約その他から判断すれば、なお疑義がある。そういう疑義のある問題なんです。また片山内閣、芦田内閣のその意思、判断というものは、實際問題と

して明確ではないのです。ただ相手がそういうことを言ってきただけで、当時の内閣がそれをどのように承認しておるならば、何らかの反証があつてしかるべきだ。あなたが内閣を継承されて、今さまざまな文書を点検されたかどうかけれども、われらが片山内閣においてそのようなとはけた返事を出してゐる痕跡が一つでもありますか。ないものでございましょう。そういうような意味合いからいたしまして、これは離投會計の本来の使命をはなだしく陷害するおそれがあるということ。

それからもう一つ重大な点は、後者に属しますが、後者の問題は、将来一般會計からするところの繰り入れを何となくためらわせる形になりはしないか、このことを私はさらに深くおそれるのであります。ということは、これは将来——なつかしい平田さんが参られておるけれども、実際問題として造船、海運関係の回収金が滞つて参ります。

す。しょせんは何らかの措置をとらなければならぬ。滞つてきたときには、結局これの返済原資を欠くことになります。返済原資を欠くことになりますならば、一般会計から繰り入れ、これを補てんするにあらざれば、産投本事の使命、その機能を果たすことができない。だから一般会計からここへ繰り入れようと思うと、野党、国民は、それ見たことか、これが二重払いじゃないか、こう非難をする。だから、その非難を避けることのためには、一般会計からするところの産投会計に対する繰り入れ、これを政治的にためらわせない結果にはしないか。このことを私どもはおそれるのであります。単なる二重払いの非難を避ける——二重払い

いであろうと三重払いであらうと、国が意思決定を行なつて払うときまつた以上は払わなければならない。払うべきである。ところがそのことは別に、ここに払うが、しかし払うためには貸投の方から発生するところの利子その他のもので払う。ところが利子あるいは回収金が入つてこない。払えない。国際条約に基づいての支弁であるがゆえに優先的に払わなければならない。払うためには一般会計から新しい繰り入れ、投資を必要とするが、そんなことを再々やれば国民が怒る。ガリオア問題は、二重払いになるといつてまた祭りやがるから、怒られたらたまらぬから繰り入れをやめようということになると、産投会計本来の機能を阻害する、私はこの二つの問題で、この産投会計にこの使命をになわせるということとは、私は二重に政府が過失を犯すことになると思うのです。一つの不正を行なえば、さらに不正を犯す、悪い犯

罪を犯すとともに重罪を犯さなければならぬ、おそろしい罪悪であると思われぬか。御判断はいかが。

○水田国務大臣 私は大体においてあなたの御意見に賛成です。国民がみなそういうふうな理解してくれば——これはすでに積立金もいろいろに国民のために、国策のために使われているのだから、それはそれで、こういう計算ははつきりわかつたのだから、もう支払いはいきなり、こういうところへ影響させないで、一本で一般会計から払ったらどうかということをごさいます。これは一番すっきりする方法だと思ひます。しかし御承知のようにまだ昨日あたりまで、これでも三重払い、四重払いという非難が当委員会でも出ているような事態でございまして、やはり国民全体から見まして、この声があるし、その疑問があるということも懸念しますので、私は本来の一般会計から払つても、そう悪い性質のものだとは考えておりませんが、しかし国民の前に、この金の出所はこうで、こういう経路をたどつて、こうなっているから、この会計からこういうふうな払えば、計算上こうなるということをはつきり示して、区切りをつけて、誤解のないような支払いをするのが、政治としては一番いいことではないかと考えて、少し回りくどい方法をとつたことは確かでございますが、これは国民に対して誤解を起ささないで、説明を十分にできる親切な支払い方法だと考えて、あえてこういう方法をとつたわけでありまして、これがほんとうに理解していただけるのなら、私はあなたの意見にちつとも反対ではございません。

○春日委員 私どもはこれは払うべき筋合いのものではないという所論の上に立ちました。けれども国会で国の意思として払うということがきまつた以上は、もはやそれは払うべきである。ところがあなた方は、その払わなければならぬこの説明が、良心に基づかず、勇気がなかつた。今あなたはおっしゃつたのです。ほんとうに論理として二重払いであらうと、三重払いであらうと、これは払わなければならぬものはそういうふうな払つてもならぬければならぬとおっしゃつたけれども、私はそうだと思つたのです。あなた方には二重払いになるかもしれないけれども、この間あなた方がお支払いになつたところの対価なるものは、すでに産投に繰り入れてあなたのお役に立つております。国の経済の再建、産業の復興、貿易の振興のために国民のお役に立つて、別途の使命を果たしておるのです。あのときにお払いになつた対価は、そういうふうなあなたのために役に立つております。国家と国民のために、すでに使命を果たしたつた民のために、すでに使命を果たしたつた民のために、その金を向こうへ払えば、そちらの方の機能を阻害いたしますので、従つてこの分については、二重払いになりまされども、わが政府が払うべからざるものを払うと言つた私どもがばかでございます。そのしりをあなたにぬぐわせるのはまことに気の毒だが、御容赦願ひたい、こういう場合に言つて、大胆率直に事実の関係をつまびらかにして、そういうふうな説得すれば、この産投会計の混迷を未前に防ぐことができるではありませんか。それでしよ。文句ありませんか。

○水田国務大臣 前段の所論は賛成でございますが、後段はこれは賛成できません。払うべからざるものを払つたというのではなくて、やはり払うべきものを払うのだというのでありますから、その支払い方は、国民に十分納得してもらへる支払い方が一番ベターではないかというふうな思つております。

○春日委員 そういたしますれば、言ひ直しましよ。私は、あなた方がこの間ガリオア・エロアの關係で配給いたしました対価、すでにお支払いになつておりますが、その金は産投会計に繰り入れて、国家と国民のためにすでにかくのごとき使命を果たしてあります。ところが今回このガリオアについてアメリカが返済を求めて参りました。これは払わねばならないと思ひます。だから、わが政府は払う方針を決定いたしました。ついでには、この金は国民からもう一ぺん集めなければならぬ。年々八十億なり何かが集めなければならぬ。この分はかくかくの事情を十分御理解の上、一つお払いをお願いいたします。税金の中から、一般会計からこれを支払つていこうと思つたら、御承認願ひたい、こう言へば、ああそうか、この間払つた分は、ああいうふうな役に立つているのか、よくわかつた。もう一ぺんアメリカに払わなければならぬのか。それは仕方がない——國際信義は、もう一ぺん払えばはつきりするじゃないですか。今度は混迷を来たさないでしよ。御容赦願ひたい。

○水田国務大臣 そういふ御説明のあとをつけ加えて、だから、それでいいものを、政府が国民の皆さんに金の経路や何かをはつきりさせるために、少し回りくどい措置をとつたが、この方が事應がはつきりして、政府のやり方で見ますと、一切二重払いというようなことはないやうでございます。説明までつけ加えて下さるならば、それで済むのではないかと思ひます。

○春日委員 あなたは、この間ガリ・タイ問題が通つていから、いとも楽しげに理論をエンジョイしておられすけれども、それはけしからんです。実際は国民に対して不実の説明を加えていられるのです。これはあなた方の大なる欺瞞行為です。国民を、ああだこうだというふうな催眠術にかけるような詐術によつて、こういうことがさもしきいありげに、新たに国民に負担を何ら加へざるやうな説明をするにやうな、一方において産投会計の機能を阻害し、その性格を混迷に陥し入れる、このことをあえてなさんとして、このことは、参議院選挙にさんざつばらばらしてあげますから……

それとして産投全体の問題として注意を払わなければならぬ問題でございしよ。

そこで問題は、ただいま横山君からも質問をなされましたが、海運關係の回収金、これはただいまの御説明によりますと三百億、すでにこれは一時留保せざるを得ない。貸付総額は一千七百一十一億の巨額に達しておるといわれておる。それでこれは二十二日から海運組合は一週間にまたがつてゼネストをやります。解決せずんば、さらに長期にわたつてゼネストをやります。そのことはいろいろと待遇改善の要求がなされておりますが、経営者側は、自分の経営が苦しくて、彼らの要求を満たすことができないので、結局は兩者の話し合ひがまとまらずして、ついに非常の手段に訴へざるを得ない。いわば海運企業というものは、非常に困難な事態にある。ストライキにまで打つて出なければ、海運労働者の要求を満たすことができない。ストライキをされても、それだけの要求を満たすことができないほど、ことほどさうな海運企業の経営状態というものは困窮をきわめておる。だから一千七百億といふものの回収並びにその利子、これが予定通り、計算通り回収されてくるとあなたは考へておられますか。もしこれが回収されてこないとするならば、あるいはさらに大局的立場において何らかの利子打ち切り、補給をせねばならぬとするならば、この資金計画の根柢に大きな変動を来たさざるを得ないものと思ひますが、あなたのお見通し、また実情はいかがでありますか。

○平田説明員 春日先生からだいたひきつのお尋ねのようでございますが、

私、石炭関係につきまして、予算委員会でもいろいろ御質疑あるいは政府の御答弁があったか存じませんが、ことしの三月末では先般申し上げましたように十六億の延滞になっております。中間では、御推察かもしれませんが某大会社が非常に難局に陥りまして、それが大きく響いて、これは一時延滞になって様子を見ていたわけでございます。ところがその後幸いに解決いたしましたので、それぞれ徴収すべきものは徴収し、あと返済のめどがついたものにつきましては、若干の条件の変更等をいたしまして、三十七年の三月では大体十六億円程度の延滞に減少いたしました。しかも石炭界は御承知の状況のようでございまして、大部分は一時延滞でございまして、石炭産業の近代化、合理化等が進むに従いまして、何とか支払いしていただける金額が大部分ではないかと存じておる次第でございまして、従いまして、石炭につきましても絶無とは申し上げかねますが、今御指摘のような論旨に響くような徴収不能に陥るということは、まずなからうと思っておる次第でございます。

次に海運でございしますが、海運については問題があることは御承知の通りであります。さつきも横山先生に申し上げましたように、石炭と比べまして海運界というのは、深刻の度合いがだいぶ違うと私は見ております。現に利息は、先般たびたび申し上げましたように、これは相当私どもやかましく言つて支払いを願つてゐるからでもございまして、百十億ぐらいの利息を昨年度一年で現実に支払つていただいております。延滞はわずか七千万円、

一%未満という状況でございまして。それから先ほど申し上げましたように、この朝鮮動乱後非常に海運界が危機に陥りましたときに、一時利子の徴収猶予をいたしましたのでございしますが、あれはその後スエズ・ブーム以来再び徴収を開始いたしました。一時五十数億に達しております利子の徴収猶予額は、三月末では四億にまで減少をいたしております。大体において利息に關する限りは海運界はほとんど完全に支払つていただいている。ごく一部の例外はございまして、若干の金額は延滞になっておりますが、そういう状況でございまして。

今後どうなるかということ、先ほど議論がありましたが、三年くらい前が底で、その後幸いにいたしまして償却前利益は年々増加いたしております。三十六年度におきましては、先ほど申し上げましたように三百億に達しております。当期分だけの償却をできる会社の数が非常にふえております。しかし何しろ過去の償却不足がございまして、まだ海運会社の資産内容はよくない。従いまして、今後海運界におきましては、会社自体の努力が一番大事であると思ひますが、それと並行いたしまして、先ほど申し上げましたように、何がしかの方策は政府においてとられることが必要かと存じますが、そういうことをいたしますればそう悲観したものではない。ただそう申ししますと、またこれが海運界はいからというので、給与の問題等に影響しましてはどうかと思ひますが、石炭と比べますとだいぶ違う。率直に申し上げまして会社によって相当いいと

ころもございまして、私、給与の問題はあまり触れたくありませんが、そういう状況でございまして、長い目で見ますと重ねて申し上げますが、海運界に対する融資につきましても元利ともに確実に回収できる、またそのように一生懸命努力いたしたい、私はこういうことを申し上げることができると思ひます。

○委員 ただいま平田さんに、はからずも関連して海運企業の現状並びに将来の見通しを聞くような形になつて参りましたけれども、このような席でそういう答弁がなされますと、今海運界並びに関係労働者が政府に向かつて迫つておることについて重大な影響がありまして、これは後ほど明確にしなければならぬと思ひのであります。

ただ、私が今ここであなたにお伺いをいたしておりますのは、政府計画によりましてガリオア・エロア返済額は二千八百五十億円、政府の計算によれば利子返済分の累積分がこの期間内に大体二千二百二十億円で、この差額として百十七億の余裕がある。だから返済計画は大体において果たし得るものである。こう論じられておる。けれども海運界の実績並びに石炭産業の将来、それなにかそんな計画通りいきはしないのではないかと。このことを指摘しておるのですね。政府の計画というものは、われわれが今ここで論じておりますが、そういう結果になるかならないかは、三年、二年を待たず結果に現れてくると思ひます。あなたがおっしゃつた通りであるのか。それかといつてあなたがむちゃくちゃに高利貸しみたいな形

になつて、この間大蔵委員会であらう答弁をしたから、何でもかんでも取り上げなければならぬということではないかと。これはまた困ることになると思ひますが、ただ海運政策につきましては、各党ともに一つの基本政策を持つて、それぞれ政府に迫つておると思ひます。これは社会党の案もわが党の案も自民党の案も、そんなに距離がないと思つておる。

われわれが政府に対して要求しておる政策の骨子は何かあるかという、こういうことを言つておるのです。すなわち今海運産業が斜陽産業であり、その根底基盤というものはなほだしくゆらいでおる、危殆に瀕しておる。その理由は何であるかといへば、すなわち戦時災害二十五億円、現在の時価にインフレーションするならば七千億円、この補償打ち切り起因して、戦後の船舶建造が過去の他人資本に依存せざるを得ず、しかも外国に比べてきわめて高率な金利負担のために、船腹の増加に反比例して借入金と金利の負担増から赤字を累積させた。現在の海運会社の資本構成を見ると、他人資本が七八・六%、自己資本が二一・四%、要するに借金で経営されておるのだ、これが実情である。しこうして一方において海運の基本的な政策はいかに計画されておるか。政府の計画によれば、これは国民所得の増進計画に基づく経済政策の目的を達成するためには、向こう九年後、今では八年後であります。か、四十五年度における国際収支のバランスは、邦船による輸出入物資の積み取り比率を輸出六三・六%、輸入を一般貨物六〇%、石油類を六五%に高めなければ、あの政府の所得増進計

画、高度成長計画というものは満たされないと。いふことになつておる。これに要する船腹量を千三百三十五万トンと想定すれば、三十六年度から向こう九カ年間に要する九百七十七万トンの新造船を必要とする。今の海運業界、造船界にこの重き国家的、民族的使命を果たさせるためにはどうしたらいいか。この具体的政策として自民党も社会党も民社党もきびすを揃けて政府に迫つておる。具体的政策の内容は何か。それは海運企業の基盤強化の措置として、現在まで開銀融資昭和三十六年三月末現在五十三社の借入残高は千五百九十九億九千九百九十九円、この金利を向こう五カ年間というものは免除しなければならぬかもしれぬ、こういうことをしなければならぬ、そうしなければ国家経済の重き使命を果たすことができないかもしれぬ、それから現在までの市銀融資、これに対しては金利を三分五厘になるように利子補給をしなければならぬかもしれぬ、その他ずつとわが国の海運企業の基盤を強化をせなければならぬといふこの具体的な政策について、今政府に迫つておる。今あなたが言つておるやうな、やれ朝鮮ブームがどうだった、あるいはスエズ・ブームがどうだったというやうな、そのやうないわば国際競争に端を発した一時的状況といふものが海運業にもたらしたところの一時的なブラス・アルファ要因を、将来海運業界が立ち直るところの基本的な要因としてこれを判断に取り入れられることは、これは明らかに間違ひだ。このやうなことを軽々しくかくのごとき委員会において論ぜられるべき筋合いのものではない。あなたが開銀融資を通じ

てわが国造船界に果たしておられる役割の重きにかんがみて、まことに軽率のそしりを免れない答弁と、これは非難せざるを得ない。よくこれは御注意を願いたいと思う。

そういうわけで、水田さん、あなたはゆつたりしておって困りますな。この間私は予算委員会、海運企業の基盤強化の基本的な法律案、これをあなたが抵抗されてなかなか国会に出てこないで、こういうことは困る——

困るというても、わが国の産業の基礎を危うくするので、すみやかに運輸省と話をされて、所要の政策を出して、あなたはそのために努力すると答えておられるのです。一体わが国のこの海運界の現状に照らして、今開銀融資のそれぞれものが政府の計画通り返済されると思われませんか。あるいは返済し得ると思われませんか。それにかかわるところの反対給付の施策をすみやかに講じなければならぬと思うが、その段取りはいかに進められておりますか。

これは先回予算委員会における大蔵大臣の答弁、これを想起されて、ここにあらためて御答弁を願いたいと思います。

○水田国務大臣 この具体案を作るためには、十分に実態把握ができません。ばなりません。同時に、将来の海運の經理の見通しというふうなものも十分に検討いたしませんと、かりにここで利子のたな上げという政策をとるにしても、利子補給という政策をとるにしても、それをどのくらい幅で何年間やってやれば立て直るかというふうなものは、相当将来の見通しとからんだ十分な資料に基づいて私どもは検討したいという考えから、今この

資料の検討に大蔵省と運輸省が入っておるときでございまして、いろいろ相談中に、必要な資料が、またどうしてもしないという資料が次々に出て参りましたので、そういうものの調整にひまはとれておりますが、前に申しましたように、これは政府は当然、できたら今国会に法案を出すという方針でございましたので、できるだけ間に合うように、今作業を急いでいる段階でございまして。

○春日委員 このことはガリオア・エロアの返済協定、これを実施することのために、重大な要因になって参ると思ひます。のみならず、この二十二日にゼネラル・ストライキを控へまして、国があらためて海運政策について根本的な政策の推進を迫られておる政治背景にあると思ひます。ただいまの御答弁によりましますと、運輸当局とさうに話し合いを進めておられるとのことでありまします。私が質問をいたしましてから、すでに三、四カ月経過いたしておると思ひますが、すみやかに提出すると言われてすでに三、四カ月を過ぎておるといふことは、私はこの事態の推移にかんがみて、政府意慢のそしりを免れないと思ひます。すみやかに一つ結論を得られて、所要の政策を実現されたいことをあわせて望みます。

結論として私は申し上げたいことは、今回この産投会計にガリオア返済の使命をになされたことは、一口に言うならば、ただ國民が二重払いになるのだと、こういう非難の声がたまにまわつたので、それを何らかの形で無理屈をつつけて、しさいありげにこれをカムフラージュすることのための措置と

して、こんなにも回りくどいところの政策の迷路をみずからとられた。このことは産投の将来に対して大きな迷惑を来たし、その機能を阻害すると私は思ふ。しかし自民党が多数の横暴をもつて万手取り計られた後でありまして、本法が通つた後において今こんなことを申し上げておりましたも、けりか過ぎの棒ちぎれのようなこと、死んだ子の年を数えるというか、何となくないことのように思ひますので、万辭の涙をのんで私の質問を終わります。

○小川委員長 堀昌雄君。堀委員、だいたい長いこといろいろとむずかしい話が出たわけでありましますけれども、わからないところの論議は、これは相互に、何といひますか、むずかしいところを探し出すだけであつて、あまりこの論議に益はないと私は思ひます。そこで、よくわかつておる範囲の中だけで、少しこの問題の中で問題のある点を指摘をいたしたいと思ひます。

まず、私も実は先ほどの春日さんのお話に非常に同感の点があるわけですが、その同感の点の一番多いところは何かというところ、やはり政府が二重払いでいろいろなメカニズムを考へておられる。実はその問題は、なぜそれではそういうことにこだわらなければならなかつたかというところ、これはやはりもとと根本にさかのぼって、これがほんとうに債務であつたのかどうか、か、払うべきであるのかないのかというところをはつきりしないために、政府は自信が持てなかつた。債務と心得るとか、昨日も私はちよつと論議をいたし

ましたけれども、常識として判断をしてみるならば、どうも納得のいたしかねるところがたゞさんあります。たとえばアメリカの商務省のいろいろな資料を見て調べてみると、対外援助については、グラントとはこういうものだ、クレジットとはこういうものだといふようなことを書いておられるわけでありましますから、そういう意味で文書の中を調べてみると、これは國民すべてがなるほどと納得できる条件でない。そこで皆さんは、そういう少ししろめたい気持があるものだから、その上に二重払いなどと言われてはたまらないといふので、おそらくこういう支払いの仕方をお考へになつたと思ひます。さつきはうその上塗りという話がありましたが、私はやはりそこにあやまの第一歩があると思ひます。といふことは、やはりこれはこじつけをしたといふことが問題になりますから、皆さんが考へられておられるようにそのこじつけた細工がうまくいくかどうかといふこの仕組みを、私はしばらく時間をいただいて少し詰めてみたいと思ひます。

そこで最初にお伺いをいたしますけれども、私昨日資料をちよつと見ました。が、皆さんの方では今後開銀の納付金は微増をして、固く見積つても大抵年間五千万円程度は増加するといふ見込んで、そして年度別に五千万円ずつ納付金がふえる、昭和三十七年度を百三十億円とすると五十一年度には二億五千万円になる、こういう資料をちよつと見ました。そこでお伺いをいたしますが、一体開銀銀行の過去における納付金は、皆さんがここへお書きになつたような理想的な状態に

あるのかどうか、まず第一点としてそれからお伺いをいたしたいと思ひます。昭和二十六年以来で答へを願ひます。

○宮川政府委員 二十六年度、二十七年はちよつとございませんで、今調へましてお答へすることにして、二十八年度から申し上げますと、二十八年度開銀納付金は百八億四千五百万円、二十九年度九十七億四千七百万円、三十年度九十九億四千五百万円、三十一年度百二十七億五千五百万円、三十二年度百四十三億三百万円、三十三年度百二十四億五千九百万円、三十四年度百二十五億四千五百万円、三十五年百三十億九千万円でございます。

○堀委員 三十六年度は予算ベースでは幾らですか。

○宮川政府委員 百十億一千九百万円でございます。

○堀委員 今お聞きをいたしたいように過去における足取りは決して一本の線になつておりません。特に三十六年度については——これはもう大体三十六年度が過ぎて五月には清算納付金が出ると思ひますが、開銀の方で、三十六年度の納付金が概算幾らになるかお答へいただけますか。

○平田説明員 今三十六年度分については清算中でございましてまだはつきりした数字が出ておりませんが、まあ三十五年度の納付金を大体大差はない、あるいは二、三%ぐらいは年によつて動くかもしれないというのが実情ではないかと存じます。

○堀委員 そうすると、三十六年度も百三十億程度納付金が出る、こういうことでございませうか。

○平田説明員 昨年度は外債を発行しました関係で外債の手数料等を一時に損金にしたといったような事情がございますので、今正確なことは申し上げられませんが、大体百三十億前後、前後しまして差がありましてはごくわずかの差であると考えております。

○堀委員 そこで、それはわかりませんが、予算ベースでは三十六年は百十億ですか、私がいただいた資料では百六億七千万円、こういう格好になつております。それはいいですが、そうすると百三十億、百三十億と、三十五年と三十七年の予算はそうなっておりますが、三十六年は百六億で非常に少ないところが一回あるのです。その前に参りますと、大体百二十四、五億というところが二年続いております。そこで私は、実はこの納付金の中に非常にこの格好がございます、これをいろいろ考へてみてわからない点がございますので、まずちょっとお伺いしたいのは、開銀は今貸し倒れ準備金の積み立てをしておられますが、この貸し倒れ準備金は現状ではどういう形で積み立てておられるのかお聞きしたい。

○平田説明員 貸し倒れ準備金は、大体毎年度末現在高のたしか百分の二でございます。それが相当する金額を一応計算しまして、それからその期中に現実に償却した金額を差し引きまして、そのネットのところを貸し倒れ準備金として毎期積み立てておるというところでございます。

○堀委員 これもやはり準備金のよう過去の例を調べてみますと実は非常に変動があるようでありまして、ある時期では全体の三%に押えられておった

という時期があるようでありまして、最近はその準備金と同じような一定の率によつて貸し倒れ準備金は積み立てられる、かように理解をしてよろしくうございませう。

○平田説明員 過去におきまして私どもの貸し倒れ準備金は、一般の市中銀行と同じ基準で実は積み立てるわけでございますが、積み立て基準につきましてはたしか制度の改正があったことがあるかと思ひます。そういう関係があつて一時減つてゐるかと思ひます。貸し倒れ準備金は現実に現在百数十億、相当大きなものになっておりますが、毎期償却しておりますのは、昨年は大体八千万円ぐらいであつたかと思ひます。大部分が実は積み増しという形で残つておるということでございます。

○堀委員 そこで皆さんの方の損益計算書を拝見いたしておきますと、未払い利息その他の戻し入れという項目がございますね。損益計算書の利益金の方に未払い利息その他の戻し入れという項目がございます。これは大体何に基づいてこういうものが出てくるのかをちょっと伺いたい。

○平田説明員 これはたしかこういうことを一時やつたことがあるのでございませうが、その関係かと思ひますが、炭住貸付金につきまして一時超過利息をよけいとしていたことがございませう。ところが、それがあとになりまして減額するということになりました。その関係で勘定が少し動いてきておると思ひますが、なお詳細なことはちょっと調べて後ほどお答えを差し上げます。

○鈴木説明員 副総裁若干勘違いをされてゐるようでございますから私から御説明いたしますが、未払い利息その他戻し入れ、利益金の方に計上されてゐるものは、損失の方の借り入れ金利、この計上の仕方によつて両建になる分でございます。発生ベースで計算して借り入れ金利を組んでおるわけでありまして、従つて現実の支払いとしては、その年度内にそのまゝで戻入という格好で両建で組んでおるわけでありまして、従ひまして実質的な利払いとしましては、それを相殺したところが損失の方の利払いになる、こういうことでございます。

○堀委員 そこでいただいた資料でちょっとわかりませんのは、三十六年の予算ベースで見ますと、この未払い利息その他戻し入れがゼロになつております。大体三十七年二十七億、三十五年二十六億、三十四年二十二億、こういう格好であつたのが、たまたま三十六年は未払い利息の戻し入れがゼロになつておるから、どうもこの納付金が計算の結果百十六億ぐらになつてゐるのじゃないか、こういう感じがするのですが、一体この三十六年はなぜこれがゼロなんでしょう。

○鈴木説明員 三十六、七年は予算ベースでございます。従ひまして、現実に確定した利息はございませんで、利益金の方に戻入の分が上がつてこない、こういうことでございまして、借入金利息の方は先ほど申し上げましたように発生ベースでございますから、当然に未払い分も入つておる、こういうことでございます。

○堀委員 三十七年は未払い利息その他戻し入れ二十七億四千五百萬あつたところに出てゐるのです。三十六年も予算ベース、三十七年も予算ベースで、三十七年は二十七億四千五百萬、これが大体私のおかしなところだと思ひます。予算のときに今のようなお話で、未払い利息その他の戻し入れなどがあつたといふのはおかしいと思ひます。三十七年あなたの方が出した計算が、ここに出てゐる。三十六年についてはこれは出してない。理由はどういうことですか。これは同じ予算ベースです。

○橋口説明員 昭和三十七年度政府関係機関予算という予算書がございますが、その二百二十九ページに日本開発銀行損益計算書が載つております。それによりますと、昭和三十六年度の予定額といたしまして、未払い利息その他戻入費として二十七億九千万円を計上いたしてございます。三十七年度の予定額はたゞ御指摘がございまして、二十七億四千五百萬円を計上されております。

○堀委員 三十六年に二十七億九千万円と計上されておるのですか。私がいただいた資料ではさういふふうになつてゐないのです。三十六年度予算としては合計は四百二十九億七千八百萬円、さうして損失金の方はこれでぴしと合つてゐるのです。一体さうしたらこれはどうなるのです。

○橋口説明員 お手元に配付いたしました資料は、これは申しわけないのでございますが、差引計算を抜かしまして計上してあるわけでございます。従ひましてお手元の資料では借入金利息

が二百三十八億二千五百萬円になつております。それに対して、ただいま私が御説明申し上げました昭和三十六年度の予算の予定額といたしましての借入金利息は二百五十四億五千八百萬円となつております。従ひまして、ただいま申し上げました二十七億九千万円が差引計算で落ちておるわけでございます。

○堀委員 さうするとこれは合計もみな違つたわけですね。今私が申し上げたのは合計四百二十九億七千八百萬円です。今それだけはまだ合計もふくらむ、こういうことになるわけですね。

○橋口説明員 その通りでございます。

○堀委員 私こまかく資料を見ておりましたら、その他の全部戻し入れが入つて、三十六年のだけが実はいたたいた資料では入つてない、それはいいです。さういふことならば何らかの手違いでございませうからけっこうです。

そこでもう一つお伺いをいたしたいのは、政府の借入金金が貸借対照表に政府借入金の項目として貸方に出してございます。この貸方に出てゐる政府借入金の年度の差額を調べてみて、さうしてその次に日本開発銀行の年度別借り入れ状況という資料をいただいております。ところがこれが合いません。これは一体なぜ合わないのか。借り入れ先別として見返資金及び産投会計、資金運用部その他として計が出ております。この計が出ておるものが、実は政府借入金の貸借対照表貸方の政府借入金残高の年度ずつの差額と合わない

というのは、これはどういう理由によるものでしょうか。

○鈴木説明員 これは外貨借入金を除いてあるのは御承知だと思いますが、それ以外はこの資料の注に書いてございまして、各年度における新規借入金を示す、こういうことになっておりまして、法定の振替によります貸付金は、振替でございまして、新規増加借入でございまして除いてございまして、その点の違いではないかと思ひます。

○堀委員 いろいろの表に載っておりますのは新規借入れですね。新規借入れの方が小さくて、要するに残高計算の方が大きいというのなら、今のお話はわかります。その他のものが返ってきたのをどうかしたというならわかる。しかし事実は、これは貸方勘定だからそういうことになるはずはありませう。計算をしてみますと、三十八年と五年の政府借入金金の差は三百四十九億六千万円になっております。ところが三十五年は四百三十億、三十六年は五百一十一億ですね。これは借入金になっておる。どうしてこうなるのですか。

○鈴木説明員 貸借対照表の方は、これは残高が上がっております。先ほどの借入れ状況の方は新たな借入額を計上してございまして、従いましてその年度における政府への償還額を引かれた数字が貸借対照表に上がっております。

○堀委員 そうするとこれはその年度に返したものと借りたものとが別建になるわけですか。要するに借り入れ先別としておそれく資金運用部から、ここでは三十五年に四百三十億なら四百三十億新規に借りました。あとそれでは一体幾ら返しているのですか。

ちよつとその返したのを年度別に、資金運用部だけでいいですから、おつちやうて下さい。

○鈴木説明員 資金運用部について申し上げますと、初めて開銀が資金運用部から借り入れしましたのが二十八年度でございまして、据置期間等の関係もございまして、三十一年度までは償還はございせん。三十二年度から償還が始まりまして、ずつと年度別に数字を申し上げますと、三十二年度は八億百四十四万圓が償還額でございまして、この年度だけちよつと先ほどの貸借対照表との違いで御説明いたしますと、前年度の残高が五百四十億、これに対して三十二年度の新規借入れが三百八十八億、これに對してしましただけで申し上げましたように八億百四十四万圓の償還がございまして、その年度の資金運用部からの借り入れ残高は九百一十一億九千九百四十四万圓、同様にいたしまして償還額だけ申し上げますと、三十三年度は二十二億五千六百四十四万圓が償還額でございまして、三十四年度は三十二億九千九百四十四万圓、三十五年度は三十九億八千九百四十四万圓、三十六年度は七十一億八千九百四十四万圓、というふうになっております。

○堀委員 そうすると今の償還額を新規借入金から引いたのが政府借入金残高の差にならなければなりませんね。ちよつと一べん計算してみても下さね。私はこれをざつと見たけれども、三十二年から七年への増加額は四百十億です。そうしてこちらは三十六年のところは五百一十一億借りてあなたは今七十一億返したとおつちやいましたか、合わないです。

○鈴木説明員 たいだい三十六年度の数字を申し上げましたが、三十六年度の資金運用部の借入金金の数字……

○堀委員 そのほかもあるのですか。

○鈴木説明員 産投会計の返済がございまして。

○堀委員 産投会計は幾らです。

○鈴木説明員 産投会計の返済が四十八億三千九百四十四万圓でございまして。

○堀委員 ほかにありますか。

○鈴木説明員 それからほかに経済援助資金分返済が十億六千二百四十四万圓でございまして償還合計が百三十一億七千三百九十四万圓でございまして。

○堀委員 そういたしますと、三十六年の分につきましては、それはやはり計算が合わないように思ひますが、合いますか。

○鈴木説明員 合うと思いますが、前年度の三十五年度末の借り入れ残高が二千六百十三億八千九百四十四万圓、これに對してしましただけで申し上げましたように新規借入れが五百一十一億九千九百四十四万圓、それから償還額が百三十一億七千三百九十四万圓、従いまして年度末残高は二千九百九十三億三千八百九十四万圓、こうなります。

○堀委員 私の方は二千九百六十三億。

○鈴木説明員 貸借対照表の方の二千九百六十三億四千九百四十四万圓——ちよつと今調べます。

○堀委員 いろいろとこまかい技術的な問題はあると思ひますが、私がざつとこれはあとにいたしまして、私がざつとこつと見ておりました、実は五千九百四十四万圓にふえるという根拠ですね。これをちよつとこつとこつとお答えをいたしたいと思ひます。納付金が五千九百四十四万圓にふえるということ。

○宮川政府委員 回収金がふえて参りますのと、御承知のように開銀の貸付金の金利は六分五厘、七分五厘、八分七厘、いろいろございまして、最近だんだん八分七厘ものの貸付がふえて参りますので、こまかい計算をいたしまして年間五千万円ずつふえると思ひたのでございまして。積算の根拠は資金課長からお答え申し上げます。

○鈴木説明員 これは三十八年度の貸出規模のいかんにもよるわけでありまして、一応貸出純増を前年同額と想定して計算したわけでございます。非常に大ざつぱに——非常にこまかい計算になりますので大体の筋道を申し上げますと、貸出純増が前年程度といたしますと、三十七年度程度と申し上げますと約六百億程度でございまして。それに平均の収入利息、利率、これが七分弱でございまして、かりに七分といたしますと四十二億が収入になるわけでございます。これに對してしましただけで申し上げましたように内部留保が約八十億程度でございます。五百億余が資金運用部に六分五厘で払わなければならぬ。そうしますとそれの支払利息が三十四億程度になります。その差額が約八億になるわけでございます。その中から事務費の増、外貨債の差金、償却、貸し倒れ準備金の積み立て等約三億を引きますと、利益の増加はこまかい数字で申し上げますと大体四億八千万圓程度になります。約五億でございまして、これに對してしましただけで申し上げた分の千分の七を法定準備金として積み立てることになっておりますので、それが四億三千万圓程度になります。その差額が国庫納付として五千九百四十四万圓、これは多少かた目に計算いたしましたので、五

千九百四十四万圓とまゐりて今後の推定資料にしたわけでございます。

○堀委員 そこで今のはあれですが、事務費の過去における経費の増加状態を調べてみました。そうするとだんだん増加のスピードが高まっております。これはよくわかりませんが、原因はわかりませんけれども、三十二年は——もつと前からいへば非常に逆向けに事務費が減ったときもあるわけですが、三十二年から三十三年に對しては二千七百四十四万圓、その次が六千七百四十四万圓、一億一千七百四十四万圓、それから一億五千四百四十四万圓、一億七千四百四十四万圓、だんだんと事務費は加速度的にふえてつとあるわけですね。今三億といたしただけでございまして、事務費の傾向も大体がふえてつとある。私が今さういふふうに申し上げたけれども、事務費の傾向も大体がふえてつとある。私の中不特定なふえ方を示す可能性があるのは、主として私は事務費の問題ではないかと思ひます。そこで今利率の問題にちよつとお触れになりましたけれども、大体貸付金の利息と借入金の利息との差額を調べてみますと、これは実はあなたの方は、今貸付金がふえればふえるというふうにおつちやいしましたが、その差額はあまりふえておりました。大体百八十億前後のところでございまして、三十七年はこの差額は百八十八億五千三百四十四万圓、百八十八億九千七百四十四万圓、こういうことで、実はあなたの方の貸付が六百億ふえたと言わなければならず、その内容における貸付金の利息と借入金の利息との差額を見ると、事実上はこれはふえていない。今あなたの方では大体さういふ差額で四十二億ふえるとおつちやいしまし

たね。四十二億もふえているんならこへ当然出てこなければならぬわけですね。貸付金の利息として収入のあるの、借入金利息として支払うの、出てないのです。これは過去の例をずっと見ますと、貸付金の増加率は三十三年ごろから見ると三百八十億、四百五十三億、三百八十三億、五百五十五億、六百四億、こういふふうになつてふえていくわけですね。同じときもあります。しかし三百八十三億から五百六十億とふえておりますけれども、この間の三百八十三億から五百六十億にふえたときにこの利息の差額は十億しかない、どうでしょう。そんなにふえますか、あなたの計算のよう

○平田説明員 非常に精密な計算はなおよくチェックする必要がありますが、大体の傾向といいたしましては、現在新しく資金運用部から借り入れておりますのが六分五厘でありまして、従つて、今後大部分は六分五厘で貸して参りますが、一般の八分七厘の金利で貸すウエートが多くなるかどうかというところが、今後における今お話のような要素になるファクターじゃないかと思ひます。概して申し上げますと、例の地方開発を一年前から始めまして、これは漸増の傾向にございまして、その他特定機械もかつては六分五厘で貸しておりましたが、最近では七分五厘六厘の金利で貸すというところに実は昨年度から若干変えておりました。従ひまして、六分五厘で貸す部分のウエートと八分七厘または七分五厘くらいで貸す部分のウエートがどちらが多くなるかということによつてきまってくると思いますが、現在遠き

将来のことは率直に言つてなかなかわかりにくいのですけれども、現在の傾向から言いますと、若干八分七厘の方がふえる傾向にございまして。前回たしか資料として配付しましたが、たとえば三十六年九月末現在で八分七厘の分が全体の九・一%にあたります。お手元に差し上げた資料ですが、これが半年前の三十六年三月では八・五%というので若干ながら上昇しております。半分の実績でもこの傾向はやはりある程度続くと見ておまして、その分からふえる要素がある。ただ一方こまかく言いますと、産投から借りております部分の金利の低いのがございまして、この運用が若干利回りの幅が少なくなるといふ要素もござい

○平田説明員 非常に精密な計算はなおよくチェックする必要がありますが、大体の傾向といいたしましては、現在新しく資金運用部から借り入れておりますのが六分五厘でありまして、従つて、今後大部分は六分五厘で貸して参りますが、一般の八分七厘の金利で貸すウエートが多くなるかどうかというところが、今後における今お話のような要素になるファクターじゃないかと思ひます。概して申し上げますと、例の地方開発を一年前から始めまして、これは漸増の傾向にございまして、その他特定機械もかつては六分五厘で貸しておりましたが、最近では七分五厘六厘の金利で貸すというところに実は昨年度から若干変えておりました。従ひまして、六分五厘で貸す部分のウエートと八分七厘または七分五厘くらいで貸す部分のウエートがどちらが多くなるかということによつてきまってくると思いますが、現在遠き

は十三億六千万円、間違えておりますか。三十六年は十一億三千二百万円、三十五年は九億七千万円、事務費はこういふふうには私のいたいた資料には出ております。だからこの資料はもし間違つていたら政府はきかぬと思ひますが、どうですか、間違つていないか、間違つていないか、これは私は自分で作つた資料で言つてゐるのではありません。政府から提出された資料で言つてゐるのです。

○堀委員 これは理財局の出した資料から私引き算をしただけですから間違ひはないと思ひます。三十七年の予算額

が間違つてゐるのではなくて、政府が提出した資料が間違つてゐるわけですね。○鈴木説明員 どちらも間違つてゐないのと思ひますが、この三十六年度と七年度は予算の数字でございまして、事務費につきましては実績は毎年一億余が出る状況でございまして。三十五年年度までは実績の数字でございまして、それかたいといひますか、実績通りの数字ですが、予算でございまして、多少大きな数字になつてゐると思ひ

○堀委員 私は今申し上げましたのは事務費の伸び方を言つたわけですね。私がいだいた資料では、三十二年が七億六千万円、三十四年が八億六千万円、三十五年が九億七千万円、三十四年が八億六千万円、三十五年が九億七千万円、これを合わせた数字が二千九百幾らになる数字でござい

円ずつふやさなければならぬということ政府はきめたわけですね。そうするとこれをきめたことによつて納付金に赤字が出ては困るという事になる、そこでどういふことが起こるかという、資金運用部から借りてきて、さつきお話ししたように現在の皆さんの方のあれはこの間資料でいただいたたけれども、三十六年九月で五百三十七億で、八・七%が五百二億で、七・五%が二百二十二億、六・五%が二百二十四億、こういふことになつてお

○堀委員 そういふことはいかには私の方ではわかりません。いたいた資料の範囲だけでわからぬから、結局今問題になりました一つは、さつき開銀の副總裁がお答えになりましたように、納付金はともかく百三十億、次は百三十億五千万にする、次は百三十一億にする、こういふように五千万

みると、きわめて危険な状態に置かれておる。開銀副總裁、どうですか。あなた、今後のそういう——開銀というのは何のために置かれておるのかといったら、対米資金の見返りの金を返すために置かれておるわけではないのです。さつきからお話のあるように、本来の目的となるならば、できるだけ安い利子で貸すのが、さつき大蔵大臣も言われた通り、これは開銀の本来の目的なんです。八・七％なんかで、ほとんど貸す必要は私はないと思う。八・七％といったら日歩幾らですか。二銭四厘くらいですか、どうですか。日歩何厘になりますか。

○平田説明員 私ども、このガリオア・エロアの返済財源に開銀の納付金等が引き当てられているという理由で、開銀の貸付方針その他を変えたいという事は毛頭実を考えておりません。今後やはり開銀銀行といたしましては、それぞれそのときの政府の財政投融資の御方針に即しまして——全般としましては、政府の経済政策の一端になると思いますが、方針に即しまして、それぞれ必要な貸付をしていく。ただ最近の傾向から申しまして、やや地方開発等の方に資金がよけいという関係もございまして、若干八・五％の利率の適用を受けるものが多くなりつつある。これは決して利益をひねり出すためではございませんことを御了承願いたいと思います。なお同時に、大へん御心配下さいましたが、私どもはあくまでも業務は適正にいたすつもりでございまして、たとえば海運界なんかにつきましても、一時猶予等の措置もとっておりまして、そういうことをガリオア・エロアと結びつけて

不当にゆがめるといふことはするつもりはございません。それぞれあくまでもその業態に即しまして、公正な運用をはかって参りたい。ただそういうことの結果の見通しをいたしまして、私どもも大体現在上がつている納付金、その前後を、あるいは若干増加するといふくらいの結果になることは、そう無理なことではあるまいと見ておる次第でございまして、方針自体はゆがめるつもりはございませんことを重ねて申し上げておく次第でございまして。

○堀委員 私は、なるほど開銀の立場としては、そのお答えになるのは当然だと思ふのですが、結局さつき海運利子のたな上げのような、これは別途の問題として出てくるならば、私は、この前大蔵大臣がお答えになったように、一時一般会計から入れます、そしてあとでそれは返してもらいます、ということが起こるだろうと思ふ。しかしこれが今後あまりふえないという場合には問題があるのではないかと、私は感じています。これは今後このことですから、計算をやつてみていく過程の中のことでありまして、やや私は、これは限度一ぱいに問題が処理をされておるといふ感じがいたします。

次に、それでは今後ふえてくる原資というものは、一体どこから出てくるか、こういうことに私は問題があると思ひます。これは私にだるわけではありませんが、皆さんの方は、ともかくも現在の納付金というものは見返資金の果実だ、こういうことで、二重払いではないというお話なので、その範囲の中での議論を進めておるわけでは

けれども、今後にふえてくるのは、資金運用部資金が、私は貸付残高の増加の主たるものになると思ひますが、貸付残高が純増する、六百億の原資は一体これはどこに求めるのか。毎年純増六百億を予定したその原資はどこからきますか。

○鈴木説明員 ただいまのところ、先生のお話しの通り、資金運用部資金及び一部ではございますが、外貨債等を新たな原資として考えておるわけでございます。

○堀委員 外貨債の問題については、この収入のふえます部分は、一種のさやとりといひますか、その部分になると思ふのでございまして、それと、やはりこれはコンスタントに予定できるものではございませんから、やはり主たる財源のものは、これは資金運用部資金になると思ひます。

それとここに、私はこの前ちょっと皆さん方とも議論をしたことがあるのですが、ものの考え方の点で、一つ私としても疑問が出てくるわけですが、開銀銀行といふものは、なるほどこれは一つの会社のような格好でできておりますから、そこに投資をしたものの権利という問題が、納付金というものを一種の利益金の配当のように見るならば、その出資の額に応じて分配をされるというものは、会社としてのワケの中ならば私は了承ができるわけでありまして、そこで一つ疑問がございまして、この資本金の推移の経過でございまして、現在の資本金は二千三百二十九億七千万円でございまして、

○鈴木説明員 その通りでございまして、

○堀委員 この中で、皆さんの方では見返り資金充当分が二千五百三十三億ある、こういうふうなことでございまして、

○宮川政府委員 お説の通りであります。

○堀委員 実は、昭和三十年十月一日に、百四十億五千三百萬円の減資をいたしておりますね。

○宮川政府委員 その通りでございまして。

○堀委員 一体この減資をした分は、これは金に色がついているのかいないのか、ちょっとお伺いいたします。

○鈴木説明員 金に色はついてございせん。ただし、現在の資本金二千三百三十九億のうち二千五百三十三億が見返り分である、こういうふうな色分けはできるかと思ひます。

○堀委員 そうしますと、昭和三十年十月一日に、資本金二千四百八十億二千四百萬円ございしたね。——それから九十億五千三百萬円と五十億圓とを減資をいたしておりますね。この一億減資をした分は、前の二千四百八十億二千四百萬円のと看における見返り資金充当分は幾らか、ちょっと御説明願ひたい。

○鈴木説明員 産投会計ができましたときの開銀の資本金は二千四百六十二億でございまして、そのときの見返り承継分は、資本金は千四百四十億でございまして、そのほかに、たびたび御説明しておりますように、一般会計分として千五百十二億があるわけでございますが、そのうち六百二十五億が見返り関係の資産、それから別に当時開銀の貸付金になっておりました三十億五千七百萬円のうち、農林、中小等に振

りかえしました残り十八億が資本金に振りがえられまして、同時に今お話のあります百四十億が減資されたわけでありまして、その百四十億の中身を当たって参りますと、一つは電源開発公社に対する開銀からの出資金を産投会計の直接の出資に振りかえたわけでございます。これは経緯がございまして、二十七年に電発公社ができたわけでございますが、そのときに、予算編成時にはまだ電源開発公社法案ができておりませんで、これを当然予定しまして、開銀に一般会計から百三十億の出資をいたしました。この際に電発に開銀から五十億の出資することを予定して、百三十億を出資したわけでございます。この結果、法律によりまして、この五十億は開銀からの出資でございますが、政府出資とみなすというふうになっておるわけでございます。

従ひまして減資にあたりまして、この五十億は一般会計分であらうと、この五十億に推定したわけでございます。それから九十億の方は二口に分かれておりました、これは一つは、六十九億は中小公庫の出資でございまして、二十一億は農林公庫の出資でございまして。これは今ちょっと前に申し上げましたように、同時に出資金の振りかえ整理をいろいろ行なつておるわけでございますが、見返りから承継しました分は別に農林公庫に約五億、中小公庫に十二億程度の振りかえをやつております。従ひまして、これは見返りの貸付には全然関係ないわけでございますが、同時に産投会計からの出資は、出資の実績をごらんいただきますとわかれますように、二十八年から三十年度まではもっぱら開銀、輸銀、電発公社

に對する投融資によつておるわけでございます。農林とか中小公庫は三十三年度まではいづれも一般会計からの出資によつておるわけでございます。従いまして、この六十九億及び二十一億合せて九十九億何がしかの減資は、當然に農林、中小公庫への出資の振りかへてでございますから、一般会計分と推定したわけでございます。

○堀委員 その次には、今度は見返り資金特別会計の中には、これは売り渡し代金だけではなくて、一般会計から価格調整補給金が五百八十七億円入っておりますね。

○宮川政府委員 見返り資金特別会計に買特会計より受け入れたのは、買特知のように三千六十五億でございますが、これはアメリカより援助を受けたもので、物資の売り払い代金そのものではございません。援助物資のドル価格を三百三十円、並びに三百六十円で換算いたしました円価格を振りかへたものでございます。従いまして、直接入つて参りました金は、援助物資の代金に見合う金額でございます。直接はお話のような一般会計からの繰入金はございません。ただし資金繰りといしまして、買特会計から見返り資金特別会計に入れるにあたりまして、売り払い代金のみならず一般会計からの五百八十六億並びに食糧管理特別会計を通じて入りました三十六億でございますが、これは資金的には入つておることは御承知の通りであります。直接見返り資金特別会計に一般会計から必ずしも入れたわけはございません。

○堀委員 入れ方はいいですけども、一般会計から入っておりますね。

○宮川政府委員 資金繰りといましてはそういうふうに相なつております。

○堀委員 そうすると、その三千六十五億七千万円の中に五百八十七億といふ、これは一般会計からの、言うなれば国民の税金が入つておるわけですね。だからそれは入つておるとすると、今度はこれを継承して、これはまたさつきの春日さんの話じゃないですけども、こういうものは中で消化されておるから分けられないです。分けられないから、分けるとなれば比率で分けるより仕方ない。これをさつぎあなたのおっしゃつた二千五百十三億で、これはこつちへ来ておるわけだから、この比率で分けると大体これは三百六十五億、こつちうことになると、その中には、あなた方は、これは見返り資金、こつちう言われるけれども、なるほど見返り資金であることには間違いない。しかし、そのもとをたてれば国民の税金で払つたものが三百六十五億入つておる、こつちうことですね。

○宮川政府委員 計算をいたしますと御説のようになりますのでありますけれども、そもそもその見返り資金特別会計に積み立てました金は、援助物資の代金に相当する金額でございます。きのうも井手委員の御質問にお答えいたしましたように、援助物資の代金を積み立てるわけでありまして、援助物資の代金の支払い代金といまして、八十ドルで売つた売り払い代金と二十ドル相当の価格差補給金、こつちうおるわけでありまして、援助物資の積立てた金が見返り資金といたします

れば、これは一般会計から繰り入れたものではなくて、援助物資代金そのものを積み立てたものだ、そのように私ももはや解釈しております。

○堀委員 いや、それは経緯がありまね。ものには経緯があつて、五百八十七億が入つていないといふなら、私はこれは論議しないのです。なぜかといふと、こつちういふ論議は私は実はしたくないのです。したくないけれども、裏側であつた方がこつちういふものがあるから、これにこだわるのです。だから見返り資金の中にはあなたがどうおっしゃることも一般会計から入つておることは間違いない。五百八十七億入つておることは間違いないでしよう。どうですか。

○宮川政府委員 その点はお話の通りであります。

○堀委員 入つておるとするならば、これはあなた方も出資金は割合でものを見る、こつちういふものを見方をすれば、けだから、私は色がついていないから割合でいくのですが、割合でいかなければ仕方がない。そうすると、二千五百十三億といふものの中に一般会計から、国民の税金を払つた金が一体幾ら入つてゐるか、こつちう計算をしてみると三百六十五億入つてゐる、こつちう計算になる。そうすると、二千五百十三億から三百六十五億引きますと千六百八十八億といふものが国民が税金で払つたのでない売り渡し代金の引当分があるわけですね。これを今の出資金の全額二千三百四十億、ちよつと端数がありますが、これで比率を見ると、あなた方は三百六十五億入れてないから八

七割といふ計算になります。私はこれを計算していったら七二割しかない。あなた方も割合だから私も割合で勝負してゐるのです。どうですか。この割合はあなたと云つたのですからいいですが、ともかく三千六十五億の中には五百八十七億一般会計出資金、国民が税金で負担した分があると言つた。それを今度は同じ比率で、私に言わせるならば、その五百八十七億の一割をきん入つてゐる濃い部分が、一般会計の一番濃い部分が二千五百十三億見返り資金として開銀の出資金できたとすると、二千五百十三億から五百八十七億引いたつていい。この中には最大の極致で見ると、中にまじり込んで均等にまじり込んだ場合もあるだろうし、こつちからこつちへまじり込むかもしれないが、二千五百十三億から五百八十七億引いた残り、これがぎりぎり最大限だが見ても間違いないところのいわゆる売り渡し代金、われわれが国民の税金による二重払いでないといふものになるのです。けれども、それでは極端だから、皆さんのルールを使つて割合で計算をして比率を出してみたら七二・一％になるのです。そうすると、今の開銀の納付金の百三十億、これから十何％違つてきますね、一七％くらい違ひますね。これは一べんかけてみて下さい。皆さん八七％で計算しておられるが、私時間がなくて計算してないけれども、七二％にして十五年積み上げたら一体幾らになりますか。

○宮川政府委員 堀先生の計算によりますればさういふことに相なりまして、七二％になりまして、あなたがそれをかけますれば百三十億から減ることは確かでありまして。しかし、これはさういふ計算方法をするべきじゃなくして、見返り資金特別会計に積み立てられる金は売却代金そのものじゃなくして、法律にもつて書いてございまして、アメリカ合衆国通貨によつて受け入れた見返り資金を、ドル価格を円に換算した金額を積み立てた、これが見返り資金でありますので、先ほど御説明いたしましたように、開銀出資金千四百十億、見返り資金の貸付金出資に振りかへました十八億、これを合せて見たら二千五百十三億、開銀出資金といふのは見返り資金関係と計算して間違いない、こつちう観点から八七％をかけたわけでありまして。

○堀委員 私は断つておきますけれども、なぜこつちうことをやつてゐるかというと、さつぎも話が出ましたけれども、それは全体としてみると三千六十五億の中で五百八十七億を引いた残りのものだけとはともかく、これは売却代金としてあるわけですね。約二千四百、五百億あるでしょう。私は何も今こつちで見返り資金全体の中で二重払いになるという議論をしてゐるのじゃない。これは理解しておいていただきたい。その点水田さんは率直だから、私はあなたの方のさういふ言ひ方は非常に気に入つてゐるのだ。ともかく全体としてあるのです。それは私も認めることは認めるのです。認めるが、私が前段に触れたように、あなた方は少ししろめたいものだからこつちういふ計算方法を出してきた。その計算方法は少しおかしいですよ。私は、あなた方が計算方法を出した以上は、あなた方のルールに従つて分析するのが当然ですか

のもの、開銀の運営について、平田さんにとりしても注文しておかなければならぬと思う。ともかく開銀は政府の機関だから、理財局にこうしろと言われたら、いやですとはなかなか言えないだろうと思う。いやだと思ふときは、どうぞ国会に来て言つて下さい。われわれは参考人として呼びます。そしてこういうことのために開銀の運営が曲がつて、日本の産業開発の目的がすりかえられることのないようにしな

ければならぬ。私の言つたことが、大蔵大臣、わかりましたか。

○水田国務大臣　言つておることはわかりますよ。(笑)

○壘委員　こういうことになっては、気合いかからぬで困りますが、しかし、やつぱり今度のこの取り扱ひの仕方はいきわめて適當でない。適當でない取り扱ひ方をあなた方が選んで、ただ二重払いでないということを言いたるばかりに、いろいろその点に無理がある。私は、無理があるという点は、これはあなたも御了解いただけと思うが、どうですか。多少無理がある。全部無理があるといつてはあなたの立場上……。少し無理がある、この取り扱ひはどうですか。

○水田国務大臣 さつきから申しましたように、ただ私どもとしましては、いろいろ問題のあることの支払いでございますから、国民に納得してもらへるよう筋道を立てた払い方をしたいということから出た考慮でございますから、これは多少の無理とかそういうものは伴つておると思いますが、しかしやはりこの資金源をはつきりし、支払いの方法をはつきりするということが、この際は本質的に政治としては必



係物資放出という二つのルートによつて物資が供給されたのであります。私たちがここで最も重視しなければならぬのは、そして本法律案に反対する私たちの反対理由の第一でもありますが、ガリオア・エロアによる援助がアメリカ側から見れば、日本資本主義市場の確保及びそこから超過利得の収集という一石二鳥の効果を持ったものであったのであります。すなわち、対日援助が結果的に日本国民の生活安定をもたらしたとはいへ、アメリカの援助衝動そのものが、日本国民大衆の左翼化傾向によつて喚起された事実が示すように、日本をアメリカ陣営の一翼として確保することに主目的があったこと、

第二には、援助物資は、アメリカにおいて生産過剰さみの物資の敗戦国への放出であり、従つて放出によつて、アメリカにおける供給のアンバランスを回避する意義を持ったということであり、しかも昭和二十四年四月、単一為替レートが設定されるまでの輸出入商品価格の決定権は、事実上米軍側にあり、一般的に輸入価格高、輸出価格安という状況にあった事実を絶対に看過することはできないのであります。このことは昭和三十五年五月の一次並びに十二月の二次にわたつて成立した余剰農産物協定が、日本国内の大豊作にもかかわらず、国内生産の農産物価格を不当に低く押つけたこととも同断であります。政府はドイツにならつて、債務総額を四億九千万ドルと低く押えたとして、わがことなれりと得々としてゐるのであります。が、国民はこれらの援助を全くその言葉通りに受け取つてきたし、見返資金も日本の自主的判斷というより、アメリカ側の主導性のもとに使用されてきたことを考えると、ガリオア・エロア資金は最初から明確に債務として取り扱うべきものでなかつたことはきわめて明瞭であります。

さらにここで私たちが問題にしななければならないのは、二十四年三月以前の援助分、見返資金特別会計から産投へ継承した分の金額についてであります。政府はその額を八億四千五百五十三万二千八百六十六ドルと言ふが、この額についての円換算はできないといふのであります。これも国民の理解を求めるといふても、もともと無理な話であります。しかもその指令書には、数量もさだかなく、金額も書いてないものであります。政府の答弁によりますと、司令部の残していった膨大な資料によつて、援助物資と商業物資とを仕分けしたといふのであります。が、それはあくまで推定の域を出ていないのであります。この中には、米政府の対日援助勘定としてガリオア及びエロアの両勘定が含まれていたのがあるが、その裏づけになる総司令部の中にあつた外貨勘定については全然あらずから知らぬことであるなどは、言語道断とも言ふべきであります。

の差額をもつて、二十四年三月以降の八億ドルにプラスして十九億ドル幾らだというアメリカ政府の要求に對して、ただひたすら従順で、主張すべきことを主張しなかつた政府の卑屈な態度は、私たちの絶対に容認できないところであり、

反対理由の第二は、ガリオア・エロアを債務とする根拠がきわめて薄弱だといふことであり、政府がその根拠とする一九四六年七月二十九日、スキャッピン一八四四—A（食糧輸入について一般指令に關する総司令部覚書）についてであります。その最後

に、支払い及び経理の条件は後に決定するものとすなはて、決して債務として確定はしていないのであります。と同時に、この覚書は講和會議のときまでが少なくとも常識的には有効であつて、講和會議の際に処理されるべきであり、事後はその効力を失うとするのがきわめて自然な考へ方であり、また昭和二十四年四月十四日の阿波丸協定の付属了解事項に、借款及び信用三億八十一万ドルについては、すでに五十二年六月に利子を含めて返済している事実も忘れてはならないのであります。

反対理由の第三は、政府は債務について非常に忠実でありながら、債権については消極的な態度を持ち続けてきたことについてであります。たとえば昭和二十四年のいわゆるスキャッピンによる占領軍家族住宅の二千戸建設の緊急指令に基づく建設費二千万ドル、七十四億九百万円について、それを三分の一に減額されながらもそれをするのみにして、しかもその後無償で貸

与している事実についても、私たちは見のがすわけには参りません。

最後に明らかにしなければならぬことは、この会計にすでに一般会計から五百八十六億を繰り入れており、今後も毎年他の条件が出てこない限り、百六十億前後を繰り入れていかなければならぬことが予想されるのであります。このことは、明らかに国民にとつて二重払いになることであり、同時に、産投会計本来の使命をはなはだしくゆがめ、いびつにし、窮屈にするものであることはきわめて明瞭であります。

以上、二、三の点を明らかにいたしまして、本法律案に對するわが党の反対の態度を明らかにしたいと存じます。（拍手）

○小川委員長 田澤吉郎君。

○田澤委員 私は自由民主党を代表して、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案に對して、賛成の意見を表明するものであります。

終戦直後のわが国の経済は崩壊に瀕し、あまつさえインフレのために経済は混乱を來たし、そのために民需生産は極度に低下し、ことに食糧生産は戦前の半分以上に下がつて、国民は非常な食糧難にあつたのであります。

すなわち、わが国には食糧や生活必需品を輸入する外貨はもろろのことであります。その上、海外から数億万に上る復員軍人や引揚者を迎へていたのであります。国民の窮乏は全く言語に絶してゐたのであります。この現実を野党ともよく認識して、

このときにあたり、米國から多量の食糧や原材料の援助を受け、幸いにして國民が飢饉の寸前に救われ、戦後の虚脱感から立ち直つて、経済の復興と再建のために働く意欲を取り戻し、今日の目ざましい経済の発展をもたらすことができたのであります。これら米國のいわゆるガリオア・エロア援助の総額は、二十億ドル近くの巨額に達したのであります。日本政府は従来からこれを債務と心得て参つたのであります。が、今日これを最終的に処理するために、米國政府との間に交渉を重ね、これを四億九千万ドルと大幅に切り下げ、これを確定債務として年二分五厘の利子をつけて十五年間に支払うということとしたのであります。これに關する日米間の協定が、さきに本院において承認されるに至つたことは、各位御承知の通りでございます。本改正案は、この協定に基づいて、政府がこの債務を履行するために必要な経理手続を定めたものであります。特に國民にとつていわゆる二重払いとならないよう、十分な配慮が加えられてゐることは、すでに本委員会での質疑の過程において明らかにされたところであります。全く適切妥當なる措置といふべきでありまして、もう手をあげて賛成するにやぶさかではないのであります。

すなわち、昭和二十四年四月、米國対日援助見返資金特別会計が設置されて以來、ガリオア・エロア援助物資の代金はすべてこの会計に積み立てられることとなり、昭和二十八年八月、産業投資特別会計が設置されるに及んで、これに引き継がれたのであります。當時その引き継ぎ資産は二千九

百十九億円となつてゐるのであります。対米債務の返済財源はこれの運用収入によつてまかなふとするものであります。返済のために新たに国民の税金を使う必要はごうもないのであります。社会党諸君の言うより、いわゆる二重払いにならないことはきつて明瞭なことであります。すなわち、返済財源としては、見返資金分から開銀に出資された出資金二千五十三億円に対する配当収入ともいへば開銀からの納付金千七百五十七億円と、見返資金分から開銀銀行に貸し付けられた貸付金の回収金三百五十四億円及びその貸付金に対する利子九十一億円、合計二千二百三十三億円を充てることにしてゐるものであります。これに對し、対米債務返済金額は、元金四億九千万ドル、利子八千九百万ドル、元利合計五億七千九百万ドル、円換算で二千八百五十五億円でありますから、数字の上から見て、対米債務を支払つてなおかつ百十八億円の余剰を生ずるほどの余裕があるわけでありまして、決して二重払いではないのであります。

野党諸君は、見返資金の積立金のうちには、一部国民の税金分が含まれてゐることを理由として、二重払いになるというごとき議論をされるのであります。これはとんでもない見当違いであります。この法案に限らず、しばしば社会党諸君の法案審議にあたつての態度は、最初から一つの前提を頭に置いて審議するきらいがあるようであります。この改正案に対しても同様で、たとえば二重払いだ二重払いだと主張してゐることによつて、すなおにこの法律案を見詰める認識を失つてゐるのではないかと、こゝういふところにこの法案に賛成できない大きな原因があるのではないかと、こゝういふのであります。なるほど、一部は国民の税金分が含まれてゐることは事実であります。當時ガリオア・エロア援助物資代金は、たとえば百ドルのものを国民に對しては八十ドルという工合に安く払い下げたため、その不足分の二十ドルについては価格差補給金として国民の税金でこれを埋めたのであります。従つて国民としては結局百ドルの代金を支払つた勘定となるのであります。しつうして今回の返済は、この百ドルという元金には手をつけなくて、その運用収入によつて支払おうというものであります。絶対に二重払いにはならないのであります。

これを要するに私は、二十億ドルに近いガリオア・エロア援助が、見返資金の積立金を基礎とし、しかも積立金の元金に手をつけなくて、その運用収入だけで最終的に処理することができ、ことに對し、わが国外交の大成功として、国民のため大いに喜びとするものであります。

次に本改正案においては、産業投資特別会計の三十七年度における投資財源の一部に充てるため、一般会計から二百三十億円を繰り入れることとし、なお別途この会計の資金から百五十億円を受け入れることとしております。これは対米債務の返済とは何ら関係のないものであり、輸出入銀行、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、住宅公団、商工組合中央金庫等に対する国の必要な投資財源を補足しようとするものであります。きつめて時宜に適するものと認め、これまた賛成する次第であります。

以上申し上げました理由により、自由民主党としては本改正案に對し全面的に賛意を表明するものであります。これをもつて私の賛成討論を終わります。(拍手)

○小川委員長 春日一幸君。

○春日委員 私は民主社会党を代表して、政府提出の産業投資特別会計法改正案に反対をいたします。以降、その論点を明らかにいたしたいと存じます。

本改正は、ガリオア・エロア等の戦後の米國對日援助を、この会計の債務として支払うという点、並びに一般会計より新たに二百三十億円をこの会計に繰り入れるという、二つの点にありす。

第一の改正点であるガリオア・エロア等の債務を、本会計を通じて支払ふこととする改正につきましては、私も民社党は、ガリオア・エロアを債務とみなさない見地に立つておりますので、このような本会計法の改正の必要を認めません。従つてこの改正に反対をいたします。なぜガリオア・エロアを債務と認めないか、この点につきましては、すでに私どもの主張は予算委員会、外務委員会並びに本会議等において明らかにしておりますので、こゝでその重複を避けます。

私がこゝで申し上げたいのは、本会計は元来、読んで字の通り産業投資のための特別会計であります。本会計の資金は、見返資金の継承資産、緊要物資輸入基金特別会計からの継承資産、一般会計からの繰入金等によつて構成されて、これらの原資とその貸付による元利回収金の運用によりまして行なわれてきたのであります。昭和三十一年度以降は、産投会計の機能は出資中心に切りかえられておりますので、おのずから貸付金残高は漸減の方向にありす。また開銀銀行の返済分も、海運不況、炭鉄関係の焦げつき等で頭打ちの現状にありす。このときにあつて、本会計に二千八百五十億円の対米債務の支払いを義務づけるということは、本会計に全く構造的な大変革を与えて、本会計本来の産業投資の機能を明らかに阻害するものであります。私は会計制度論としても、なぜに本会計にこのような負担を負わしめるのか全く理解に苦しむものであります。

政府は見返資金分に対応する開銀の納付金、同行に對する見返資金の貸付金及びその利子、これらのものによつて対米債務の支払いには可能であり、本会計の他の部分に食い込むことはない、従つて二重払いになるおそれはないと言われておりますが、現在の産投会計のあり方を見ますならば、これは将来はなほだしい危険を抱かざるを得ないものでありまして、このような説明はむしろ詭弁をもてあそぶの最もはなはだしいものと断ぜざるを得ません。かりに今回の改正が成立した場合、本会計の資金を減少せしめるおそれがありますので、このことが本会計の基本であります出資機能を著しく阻害することになるといたします。ならば、これはきつめて重大なることと申さなければなりません。私は制度論としても、産投会計にこのような改正を行なうことは、断じて反対をせざるを得ないのであります。

以上、実態、制度の両方から見て、反対の論点を明らかにいたしました。私の反対討論を終わります。(拍手)

○小川委員長 これにて討論は終局いたしました。

續いて採決に入ります。

採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小川委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

次会は、来たる二十四日午前十時より理事會、十時三十分より委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後八時三十二分散會

〔參照〕

昭和三十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第七〇号)に関する報告書

外国為替銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第六十一号)(參議院送付)に関する報告書

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕